彌高神社　平田篤胤佐藤信淵研究所

塩澤清著

彌高神社史

著者：塩　澤　　清
発行：彌　高　神　社
　　平田篤胤佐藤信淵研究所
〒010-0876 秋田県秋田市千秋公園1-16
印刷　有限会社　コスモ印刷
平成14年5月1日　第1刷発行

はじめに

これは、彌高神社の創建から県社昇格までを主たる対象とした、「史料でつづる彌高神社史」である。彌高神社は、秋田県教育会が崇敬団体となって創建し、県社昇格を実現したものである。秋田県教育会が昭和23年に解散するまで共に歩んできた歴史がある。そこで、本著を著すに当たり、共に歩んだ秋田県教育会の機関雑誌「秋田県教育雑誌」「秋田教育」（秋田県立図書館蔵）を主要な史料として採用し、文脈を構成した。また、「秋田県史」・「秋田県教育史」（いずれも秋田県）、「秋田魁新報」（秋田魁新報社）などによって補足することにしたものである。

また、人名については、「秋田大百科事典」・「秋田人名辞典」（いずれも秋田魁新報社）等を参考にした。

彌高神社を語るには、その前身である平田神社の存在を無視するわけにはいかない。同時に、県社昇格後の戦時下における彌高神社の果たした役割として平田篤胤大人百年式年祭が挙行された。その歴史的な意味は記録しておく価値がある。佐藤信淵大人百年式年祭は、秋田県教育会の解散後であり、しかも戦後であるので、その趣は大きく異なる。

そこで、平田神社については序部として扱い、県社昇格後の出来事は余部として扱うことにした。

途中の経過については、その時々の関係者の熱い思いが生々しく再現できるように、史料をできるだけ加工せず採用し、時系列に編集することを試みた。そこに使用されている用語や言葉の端々にはその時代を特徴づけるものが多いので、ある種の臨場感が体験できるものと思う。そのため、きわめて史料集的性格が強くなり、「史料で綴る彌高神社史」という形になった次第である。

もくじ

序部　彌高神社とその前身平田神社……7
一　彌高神社……7
二　彌高神社の前身平田神社……12
第一部　彌高神社の創建……25
一　彌高神社の創建の日……25
二　社号決定の時期……29
三　社号「彌高神社」の発議者……31
四　社号を決定した常議員会と森正隆会長……40
五　付記……46
第二部　彌高神社臨時大祭……47
一　臨時大祭の日程……47
二　臨時総会記録……50
三　平田佐藤両大人偉績表彰事業経過の概要……54
四　彌高神社臨時大祭挙行……56
五　記念講演……59
第三部　創建後県社昇格までの歩み……72
一　彌高神社創建の精神……72
二　彌高神社を崇敬せしむる方策……75
三　県社昇格への歩み……111
四　付記……131
余部……141
一　手形山神社建造に付寄付金募集の趣意書……141
二　明治42年度秋田県教育会役員……148
三　秋田県教育会……151
四　佐藤信淵大人の名著天覧の栄に浴す……153
五　平田篤胤大人百年式年祭……155
六　佐藤信淵大人百年式年祭……175
七　秋田経済法科大学の建学の精神
「佐藤信淵大人」……195

著者略歴
昭和15年　仙台市青葉区生
昭和39年　東北大学教育学部卒業
平成４年　秋田市立築山小学校教頭
平成６年　秋田大学教育学部附属小学校副校長
平成８年　秋田県教育庁中央教育事務所所長
平成10年　秋田市立明徳小学校校長
平成12年　退職

現　在　秋田市史編さん室嘱託
現住所　秋田市泉南２丁目７－19

序部　彌高神社とその前身平田神社

一　彌高神社

1　彌高神社の由緒

祭神　平田篤胤大人命
　　佐藤信淵大人命

例祭日　5月2日

明治14年小谷部甚左衛門他門人有志にて八橋に平田神社を創建する。後、秋田県教育会が崇敬者となり、明治42年前秋田図書館跡地にあった旧県社八幡神社社殿を購入修理し、平田神社をここに奉遷、同時に佐藤信淵大人命を合祀し、社名を旧藩主佐竹義和公書明徳館題額「仰之彌高」にちなんで彌高神社と改称する。大正5年千秋公園現在地に奉遷、大正8年2月県社に昇格する。昭和18年11月2日平田篤胤大人命百年式年

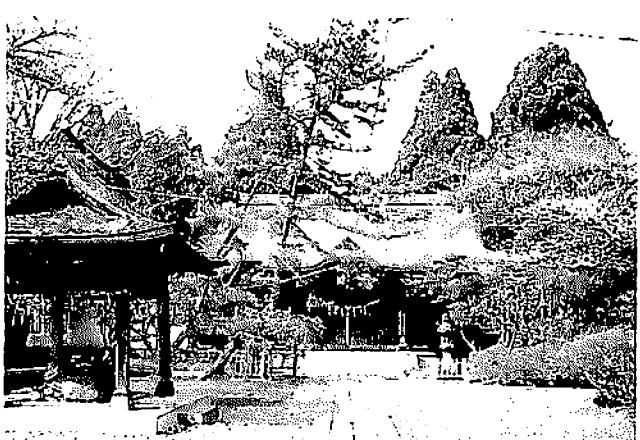

現在の彌高神社

祭、昭和25年11月3日佐藤信淵大人命百年式年祭を盛大に執行する。

昭和21年以降秋田市中通学区、明徳学区、築山学区、保戸野学区等に崇敬団体である「彌高会」が結成され、昭和33年齋館直会殿が建設される。現在結婚式場として広く、県市民に利用されている。

平田篤胤大人命

〔ひらた　あつたね。1776年（安永5）8月24日～1843年（天保14）9月11日〕

荷田春満、加茂真淵、本居宣長とともに国学の四大家と称される。号は大角、大壑、伊(気)吹舎、真菅舎。久保田城下中谷地町（現秋田市中通4丁目に生誕の碑がある）生まれ、同市中亀ノ丁で没した。藩の大番頭、大和田祚胤の四男。幼児浅見絅斎の流れを汲む中山青莪に儒学を学び、また武術、医術を修めた。20歳で江戸に上った。江戸では苦学の生活をし、25歳のとき、備中松山藩平田篤穏の養子となり、平田半兵衛篤胤と名乗る。26歳のとき、本居宣長に入門の名簿を送ったが、宣長の死によって果たさず「没後の門人」と称した。28歳のとき最初の著書「呵妄書」を著して国学への強い関心をもつようになり、宣長の古道説を継承、復古神道を鼓舞した。

国学とは、純粋な我が国古来の精神や道徳を探求し、それを学ぶことの大切さを説いたものである。1812年（文化9）37歳のとき「霊能真柱」を転機として、次第に独自の色を強め、古道の宗教化、

実践化を進めた。1838年（天保9）ころから、江戸だけではなく、地方の神官、郷士、豪農など多くの人に平田国学は歓迎された。古道説は、篤胤によって国粋主義的、神道的要素が加えられ、幕末の尊攘運動の思想的源流となった。儒教攻撃、尊皇鼓舞で幕府の体制を揺るがすとされ、幕府は1841年（天保12）正月元旦著述差し止め、江戸から久保田に帰藩させられた。藩の給与を受け、翌々年没す。67歳。遺言に従い、衣冠束帯の姿で葬られ、師である本居宣長のいた伊勢の方角に向けられているといわれている。1844年（弘化1）3月白川家より神霊眞柱大人を諡られ、また霊神の称号を贈られる。文久2年霊社号を贈られる。1883年（明治16）2月特旨をもって正四位を贈られる。1943年（昭和18）8月従三位を追陞される。著書は「古道大意」「古史徴」「神代系図」「古史伝」ほか一千巻と称される。墓は秋田市手形山大澤にあって国指定史跡になっている。

佐藤信淵大人命

〔さとう　のぶひろ。1769年（明和6）6月15日～1850年（嘉永3）1月6日〕

江戸時代の農学者、経済学者。宮崎安貞、大蔵永常とともに江戸時代の三大農学者と称される。通称百祐。椿園、融斎、松庵などと号した。雄勝郡羽後町西馬音内郷の佐藤正八郎信季（玄明窩）の子に生まれ、江戸で没す。高祖欽庵信利は経国済民の農政学を講究して家学の基礎を定め、曽祖父元庵信栄、祖

父不昧軒信景とその志を継いで研究し、父玄明窩信季もまたその学統をうけて大志を抱き、秋田藩の為に建白したが藩政批判の理由で追われ、13歳で父とともに北海道根室に渡った。1784年（天明4）足尾銅山に滞在して指導中に父の死に遭う。遺命により江戸に上り、宇田川玄随の槐園塾に入門する。時に16歳。師の帰藩に随行して津山藩（岡山県）に赴き、藩政改革を献策して厚遇された。1788年（天明8）20歳のとき、玄随の塾を退き、長崎奉行に従い、九州各地で兵学を学んだ。平田篤胤に入門時は47歳、篤胤40歳。実用専門の学問に哲学を取り入れて体系的指導理念を立てた。信淵の学問の中心は農学と経済学であるが、ほかに歴史、地理、鉱山、兵法、兵器製造、社会政策など広範囲にわたっている。干拓や自走火船などの考えなどは、師玄随が蘭学者であったことから、西欧の学問の影響も多く受けていたと考えられる。

信淵の絶対主義的国家論と、重商主義的経済政策論は、本多利明や海保青陵らの経済思想を発展させ経済論を国家論にまで高めたもので、幕末における絶対主義思想の到達点を示すものである。蘭学者渡辺崋山の蛮社の獄に連座して江戸から追放される。老中水野忠邦が『経済問答』を読み、追放中の寓居に近臣を送り書簡で質問したのは1845年（弘化2）で、忠邦が再度の失脚直前であったため、晩年は不遇であった。高祖信利（欽庵）、曽祖父信栄（元庵）、祖父信景（不昧軒）、父信季（玄明窩）、信淵と継承された学問の大系は「五代の家学」として有名である。没年82歳。1882年（明治15）6月特旨をもって正五位を贈られる。著作は『宇内混同秘策』『天柱記』『経済要略』ほか二〇五部五六三巻という。墓は東京都江東区森下町の松応寺にあったが、寺の移転とともに移されて東京都杉並区高円寺二丁目松応寺内にある。

2　県指定有形文化財（建造物）彌高神社　二棟

（「秋田市の文化財」秋田市教育委員会）

指定年月日　昭和28年10月5日

所在地　秋田市千秋公園一－一六

所有者　彌高神社

概要　本殿　桁行3間、梁間2間、入母屋造、向拝3間、銅板葺

拝殿　桁行5間、梁間4間、入母屋造、向拝1間、軒唐破風付、銅板葺

平田篤胤、佐藤信淵を祭神とする本神社は、もともとは佐竹氏の氏神八幡神を祀り、久保田城内別郭八幡山に建っていた。『秋藩紀年』によると、現本殿は文政2年（1819）に建立されたとしている。本殿は、唐獅子の木鼻や蟇股などのにぎやかな彫刻に江戸時代後期の特徴がよく出ている。拝殿の間取りにしては複雑である。

社殿の全体形は権現造風に見えるがそれとは異なり、本殿と拝殿の間は吹放しの造り合いで、浮橋で連結するなど地域的特徴を示している。

二　彌高神社の前身平田神社

「彌高」（「秋田教育」改題　平田篤胤百年記念号　昭和18年11月291号）に平田大人没後の百年祭を前にして、渡邊正勇氏（秋田高等女学校教諭）の「秋田における平田神社と小谷部吉訓」と題した文がある。これを随所に紹介する。

日吉神社の山門をくぐって三重塔の下に立って、西のほうに目をやると、本殿の北側に小さな祠が二つ並んでいる。その北の隅の祠が大山神社である。これが明治14年建立時のままの社殿だとは、日吉神社祠官大沼氏や小谷部城太郎氏（吉訓の孫）の語るところである。平田神社が彌高神社の発祥のところであることは、彌高神社の由緒に明らかである。

県外において平田大人を祭る神社は、東京平田邸内にある平田神社を初め、慶應3年の創建という荷田春満、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤いわゆる国学の四大人を祭神とする長野県下伊那郡山吹村の本学神社、同じく四大人を祭る静岡県賤機山なる浅間神社の末社たる玉鉾神社、平田大人と服部中庸とを祭る埼玉県入間郡松井村櫻木神社の末社たる秀枝神社などがあげられる。

1　平田神社の創建

さらに「平田神社の創建」について、次のように続く。

明治14年9月、千載一遇とも申すべき明治天皇御巡幸の感激と、御一新以来の元勲がそれぞれ御追祭の栄に浴したなどのことから、皇道の闡明に68年の生涯を挙げ、さらに秋田勤皇の根基を培った大人の偉大な功績を、今更に目の当りに追懐想望し、かねがねこれが顕彰をと念願していた同じ心がここに一つに結ばれて、祠官小谷部甚左衛門と有志総代羽生氏熟、山中新十郎、櫻田誠一郎、針生源太郎の四名とが連署で、同年8月13日大人を祭神とする平田神社建築祭祀の願に社殿の雛形、永続方法書（積立金金壹百円也）を添えて、時の県令石田英吉に提出したのである。県から同8月26日認可があり、（翌年3月金百円下賜あり）奥行一間半、間口一間半の小祠ながら、同年9月11日38回の正忌日に方って、大人は市外八橋の日吉神社境内なる平田神社に祭神神霊能眞柱大人命として、神鎮の給うたのである。

9月16日に畏くも、明治天皇には敬神尊皇の大道の闡明に尽くした功績を思し召されて、手形広澤山の大人の奥墓に、勅使とし侍従東園愛基を御差遣になり、祭粢料を下賜遊ばされたのである。右大臣熾仁親王殿下よりは、別に遺族に達書が伝達されたのである。同月21日令孫胤雄は、「神霊能眞柱ノ御孫ニ家賀氏家名受継ル平田胤雄今日ノ」齋主となって、平田神社祭を執行して、大人すなわち「祖父命」の学は、古今にわたり識は東西を該ね、著書百千もって古道を明にし、つとに敬神尊皇の大義を唱え、皇国は世界の宗国、天皇は萬国の大君に在すことを證したるなどの神徳を頌え、かつ大人と先師本居翁とに、本社創建の由来と御巡幸の途次勅使御差遣などのことを具に報告されている。東京邸内には、既に平田神社として崇め祭っているのであるが、大人誕生、終焉の地、奥

墓所在の処、故旧骨肉、門弟、縁者の多い懐かしの故郷において、子孫が祖父追慕の至情を傾けての奉祭は、いかに美しいことか、ことに顕幽一生死一如を説き敬神祭祖の重大性を強調躬行した大人の満悦はもとより遺族、門弟氏子、県民の感激や思うべきである。祭神は小谷部の「由緒」には神霊能眞柱大人命とあり、平田神社の建築祭祀願、並びに社格願も大人一人である。

亀井寛造氏の「平田大人九十年祭につきての回想」（「秋田教育」秋田県教育会昭和7年9月号）と題した文を参考に、彌高神社の生みの親平田神社創建のいきさつを紹介する。

平田神社の創立は、明治大帝東北巡幸の際有志者相謀り、神社創立を企画し、時の県令石田英吉氏の諒解のもとに創立願書を提出せしに、日ならずして許可せられしかば、地を八橋村（秋田県南秋田郡）日吉神社境内にトして建築に着手せり。工事落成に及び平田家より御神寶として大人の御神号壹軸、御肉筆短冊壹葉と別に神鏡壹面を寄せらる。而して鎮座祭に際しては当主平田胤雄氏来秋せられ祭儀に列せらる。祭儀は最も荘厳を極む。参列者の主なる者、県令代理書記官北原雅長、裔孫平田胤雄、日吉神社祠官小谷部茂左衛門、有志総代羽生氏熟、櫻田誠一郎、山中新十郎、針生源太郎他数十名なり。社殿は宏壮ならずといえども良材を用い、その堅固なること他に匹儔（ひっちゅう…仲間）を見ず。この費途は専ら有志総代たる豪商山中新十郎より出ずるところなりと。

その創立願書は左の通りである。

平田神社建築祭祀願

当地出生、故平田篤胤翁在世中、大道の衰廃を嘆きその師本居翁の遺志を継ぎ、盛んに敬神尊皇の大義を唱え、千思萬考粉骨砕身一千余巻の書籍を著述、衆諸を教導し復古の基を開きあまねく天下の人民をして大義名分を相弁せしむ。その功績の大なる世人の知るところなり。かつ明治戊辰の役旧藩勤皇の列に加わり候は、畢竟（ひっきょう…つまり、要するに）その余陰の然らしむるところに候。これにより本居翁の神霊とともに南秋田郡八橋村県社日吉神社において、春秋祭祀の際敬慎信仰致来り候。然かるところ御一新以来有功の神霊それぞれ御追祭被為在候折柄故同志協議の末、八橋村県社日吉神社境内に一小祠を建築致し平田神社と称し、永世祭祀仕度別紙絵図面並びに小祠雛形、永続方法書相添え此段願上候也。

明治十四年八月

南秋田郡船大工町
有志総代　針生源太郎
同　大町三丁目　山中新十郎
同　茶町扇ノ丁　櫻田誠一郎
同　手形谷地町下町　羽生氏熟
同　上肴町　日吉神社祠官　権中講義　小谷部甚左衛門

秋田県令　石田英吉殿

前書之通願出相違無之依テ仕候也

南秋田郡八橋村
戸長　平野東蔵

この結果、次の通り許可になった。

（朱書）戸甲第四百六十六号
書面願之趣聞届候事
明治十四年八月二十六日
秋田県令　石田英吉　印

雛形の小祠は九尺四方で、総予算は三九七円五〇銭であった。明治14年の物価の例として、玄米三斗入一俵一円七〇銭前後でこれに比して、予算書を見る限り相当の良材を使用したと見られる。

その後彌高神社誕生までの経過について、亀井氏の回想が続く。

御鎮座祭執行の翌日、御巡幸先発官松方正義参拝せられしかば、関係者一同卿を招して日吉神社長床において直会を催せり。明治十四年九月十六日龍駕の秋田御駐蹕の際特に大人塔墓に勅使を遣わされ金一封を賜わり、尚平田神社創立の趣聞食され思し召しをもって金壹百円御下賜あらせられしは聖恩枯骨に及ぶの叡慮畏しとも畏く感激の至りに堪えざるところなり。大人また地下に瞑す可きなり。

有志門弟としては、平田神社の社殿の造立だけでは満足することができなかった。大人の限りない恩頼に報い、また類のない盛徳の顕彰の一法として、別格官弊社出願が画策され、秋田においては小谷部、山中両氏が総代とし、翌15年2月1日当局に陳情している。その請願文は次の通りである。

平田神社々格願

夫神祭ノ大典タル、抑々天津神祖ノ命ヨリ、御傳ヘ坐シテ以来列聖継承崇重被為在、道ト云ヒ教ト云ヒ、神ノ道ニ帰セザルハナシ。方今昌運日ニ昇リ、月ニ進ミ、各県ニ官国弊社若干、御撰定被為在、億兆ノ人民ヲシテ、敬神ノ至誠ヲ尽サシムル際、唯当県ノミ無之ハ遺憾ノ至ニ奉存候。

王政復古以来、朝廷有功ノ臣ヲ待スルニ、生ケル者ハ顕爵ヲ授ケ、高祿ヲ与ヘ、死セル者ハ其ノ祠宇ヲ建テ、祭典ヲ行ヒ以テ勲労ヲ旌表セラル。実ニ盛世盛事ト謂フベキナリ。故平田篤胤翁夙ニ皇道ノ衰廃ヲ嘆キ、其ノ師本居宣長翁ノ遺志を継ギ、専ラ敬神尊皇ノ道ヲ講ジ、千辛萬苦一千余巻ノ書ヲ著シ、先年富小路治部卿殿御内奏ニ依テ、古史成文、同徴、開題記、神代御系図、霊能真柱等、仙洞御所ヘ御傳献被成下、禁裏御所ヘ六人部節香父子専ラ計ヒ、御局冷泉殿ヨリ長橋ノ局ト申ス御方マデ阪本不残献備夫々御感不浅旨御内書賜レリ。依テ倍古学ヲ大成シ、国体ヲ明ラカニシ、大義名文ノ尊ムベキヲ闡ジ、遂ニ王政復古ノ基ヲ開クニ至レリ。其ノ勲労ノ大ナル唯邦人ノ之ヲ知ルノミナラズ、海外ノ人ト雖モ、尚能ク之ヲ知ル。此レ固ヨリ喋々ノ辞ヲ俟タズ。実ニ国家ノ功臣ナリ。

我ガ師篤胤翁生ズルヤ治世ニ在テ、蹇々匪躬ノ節ヲ顕ハサズト雖モ、心力ノ如キハ国家ノ元気ヲ養

ヒ、皇基ノ鞏固ヲ謀ル精神ニ至テハ、彼ノ乱世ニ処シ性命ヲ国事ニ拋チ、以テ国体ヲ維持スルコト比類無キガ如シ。此ヲ以テ之ヲ観レバ、篤胤翁ノ功徳ノ大ナル未ダ必ズシモ、古ノ忠義ノ士ノ下ニ在ラズ。又其ノ師宣長翁ニ劣ラザリシト信ズルナリ。実ニ維新ノ大勲モ、尊王ノ基ヲ開キタル古学ニ始リ、今面ノアタリナル大御恵ニ逢ヒマツルモ、篤胤翁ノ道ノ尊キニヨリテナリ。我ガ秋田ノ門人有志申合、師恩ヲ報ゼン為、明治十四年八月中奉願上、同八月廿六日官許ヲ蒙リ、南秋田郡八橋村日吉神社境内ニ一宇建立、平田神社ト称シ奉リ罷在リ候処、有志信徒ノ者、又古学ニ志シ深キ者、日ニ増シ参拝多ク近国ヨリモ亦少ナカラズ。依之奉願上候。特別之御評議ヲ以テ、平田神社ノ由緒御採用被為、談山神社、淡川神社、豊国神社ニ被為例、別格官幣社ニ御撰定被成下度此段奉願候也。

明治十五年二月一日

南秋田郡大町二十日
有志総代　山中新十郎
県社日吉神社祠官
平田神社受持
中講義　小谷部甚左衛門

秋田県令石田英吉代理
秋田県少書記官　樺山資雄殿

しかし、この熱烈名門人有志縁故の懇請は、達成の運びにならなかったが、翌明治16年2月27日、贈正四位恩命に浴して、一同感涙に咽んだことと思う。

前述の亀井氏の回想は続く。

爾来神職有志結合して祭祀を営み来たりといえども、時移り星変わり萎靡（いび…なえしぼむ）として振わざるものありしかば。三十五年九月平田神社保存会を組織して社殿の修理及び祭祀の費用を負担するの途を開きしかども崇敬の実を挙ぐること能わざるを慨し、時の知事閣下下岡忠治氏に謀りしに、下岡氏大いに賛意を表され県教育会をして、大人の偉徳を表彰せしめんとせられしが、その計画まだ緒につかずして栄転せり。森正隆知事来任後熱心翼賛せられしかばその事業着々進行し、明治四十二年十月十六日、新たに購入せる社殿の大修理をなして八橋村なる平田神社を奉還して遷座式を挙げ、同時に佐藤大人を合祀して社名を彌高神社と号せり。

2　小谷部甚左衛門となかまたち

(1)　小谷部甚左衛門［1821年（文政4）～1888年（明治21）5月22日］別号朝日影屋春宣

前述の渡邊氏の文に「平田大人と小谷部吉訓」という項があり、より詳しく紹介されている。

小谷部甚左衛門吉訓は、黒沢尻の人で、姓は澤藤と云う。20歳のころ縁あって、小谷部家に婿養子になった。家業を拮据経営の傍ら、新聞社、馬車会社などの創設に尽したといわれるが、明治10年以降は日吉神社祠官（中講義）として、後の十余年の生涯をもっぱらここで過ごされたようである。気吹屋門人録の天保14年の條に、小谷部甚左衛門春宣とあるが、吉訓または通佳と称して、春

宣とはあまり用いないようである。大人は天保12年4月久保田に帰藩し、3年目の同14年9月に没くなられているから当年の新入門であって、しかも22歳の青年吉訓とは、さほど深い交渉関係があったとは思われない。

けれども、吉訓の大人に対する態度は、熱烈な崇拝者であり奉仕者であった。日吉神社の祠官として門人として、春秋の例祭には既に久しく大人と先師本居翁の配祭を続け、その崇敬の熱意は遂に報いられて、平田神社の建立となり、同社の由緒書の作撰、官弊社請願の総代でもあった。かく平田神社の齋祭はもとより大人奥墓の酒掃供華、特に命日には一族召使を挙げて当たっていた。

神霊能眞柱大人、これは弘化2年3月神祇伯資敬王から、大人に贈られた神号である。これが霊社たる東京平田邸にある平田神社の建立についても、吉訓は少なからず尽力している。

大人の自筆その他の著書は、古史成文、神代系図など数多あったが、明治19年の大火の際、上看町の同邸もまたその厄に罹り、全部を失ってしまったとは惜しんでもあまりある。今珍蔵していた物に大人の一枚の短冊がある。

たまたすきのふみのはじめによみてそへたる（上欄三行に）

玉襷かけて祈らな世々の祖おやの御祖の神の幸はひを　篤胤（下二行に）

とあり、裏には「父の遺物小谷部氏に贈る　鐵胤」と記してある。

吉訓はこの短冊を四つに畳み、半紙を三つ折りにして包んだ上に、

神霊之御柱ノ大人

御守護門人小谷部吉訓

と書きつけている。護符として当時懐中していたので、災厄を免れたのだという。まことに彼吉訓の対大人観は、受業師事の門人というよりは、むしろ熱烈な氏子と神、亡き親を思う子と父との関係であったと言えるのである。

平田大人の塋域の北隅に五〇糎程の台石の上に、高さ一四〇糎、幅約六〇糎の平石の墓石がある。表には、

小谷部甚左衛門吉訓之墓

妻　小谷部ヤス之墓

後妻　小谷部フチ之墓

裏上段には、明治二十一年五月二十二日卒

甚　享年六十八

（以下略）

下段に、「小谷部吉訓生来神祇ヲ崇拝ス。後平田大人ノ門ニ入リ、熱心神典ヲ講究ス。明治十年十二月県社日吉八幡神社祠宮トナル。年月日卒ス。」とある。

朝日影屋須美翁の神位は、先祖の位牌とは別に、神棚に安置している。そして、我が師と敬い、神と仰ぎ父と慕うた大人に、死後も永へに候ひ仕えようとの決意が、この墓所を永眠の地と定めよと遺言したのであった。

孫城太郎氏が、祖父の遺志を体し、さらに祖母も加えて、三十年忌に建碑したという。いずれもそれぞれに固い決意と信仰とに燃えたことではある。

彼は、明治10年12月2日、日吉八幡神社神官（同神社祠官権中講義）に抜てきされ、平田神道に傾倒し、師説に従った。彼を抜てきしたのは小野崎通亮（教導職取締）である。

(2) 小谷部甚左衛門となかまたち

「秋田県史資料明治編下」によると、明治17年7月の「教育課学務係事務簿」に「順考学会創設届添付書」がある。この「順考学会」は、その目的を「惟神の道徳を講習して智識を練磨し、尊皇愛国の志操を抱きて萬世不易の国体を保守し、大義名分を明らかにするをもって主脳とす。」とするものである。代表者として、小谷部甚左衛門、針生源太郎の名が登録されている。役員名をみると、発起人として、小谷部甚左衛門、針生源太郎、山中新十郎の名が、会長に小野崎通亮（明治15年から古四王神社・招魂社宮司、県皇典講究所長を務め、秋田県神道界の長老として君臨した）、講師として、大山順治（改名重華、古四王神社宮司）、井口糺（土崎神明社、秋田神社の神官）、さらに、幹事として、畑江道弘、山中新十郎、小谷部甚左衛門の名がある。

小野崎通亮と井口糺は吉川忠安らと雷風義塾を設立して勤皇思想の鼓舞に努め、慶應4年（1868）7月3日夜の勤皇派決起を指導した人物である。雷風義塾とは、吉川忠行の惟神館が後に砲術所（和魂洋才）を設立したとき、国学部門をもって平田篤胤の生家大和田盛胤家に創設し、平田学を義塾の学風（和魂漢才）に定めたものである。維新後、小野崎通亮は秋田における神仏仕分、廃仏毀釈運動の先頭に立った人物である。山中新十郎は戊辰戦争における秋田勤皇派の経済的側面を援護した「山新木綿」で有名な豪商で、小野崎通亮に親しく教えを受け、平田国学にも理解があった。ただし、彼は明治10年

（1877）60歳にて没となっているので、ここでの新十郎は二代目である。幼名は信一、のち新十郎を襲名。当時46歳位で働き盛り。銀行の取締役もしていたようで、永続方法に一金百円を資金とする旨の書類などにより、建築資金は二代目山中新十郎によったものと推定される。櫻田誠一郎は秋田藩士。旧名又治。天保14年14歳で平田国学の没後の門人。一意専心に皇学の研究に従事する。藩の志士と交わって勤皇を鼓舞し、平田の門人帳に記名せしめたるもの六十余人に及びたりと記録されるほど多くの門人を紹介し入門させている。小谷部甚左衛門は明治10年小野崎通亮の推挙で八橋日吉神社の祠官を務める。櫻田誠一郎は、惟神館で勤皇思想の洗礼を受けた後、平田篤胤没後の門人となり、吉川忠安らの活動に加わり、7月3日の勤皇派決起にも率先して参加した人物である。彌高神社の社号発議者である大山重華も惟神館で洋式砲術を学んだあと、沢畑頼母（吉川忠安の弟）とともに江戸に上って蘭学を修め、後進の指導に当たってきた。勤皇派の決起に参加している。羽生氏熙は戊辰戦争には惟神隊に属して出陣している。また士族の救済を志して明治12年秋成社をおこして、南秋田郡将軍野、河辺郡大張野、仙北郡下タ野を集団で開拓、また、養蚕、農産加工所や機業場などを設けて就業を奨励。明治14年（1881）には明治天皇台臨を奉請して士気の鼓舞をはかる等全力を尽くして経営に当たっていた。平田篤胤の子孫（集枝）が羽生家（姉）に養子になっていることからも平田国学との強い関わりが伺われる。針生源太郎なる人物について直接知り得る資料がないが、以上のことから平田国学に傾倒していた人物であることは間違いがない。

3　国指定史跡　平田篤胤墓

（「秋田市の文化財」秋田市教育委員会）

指定年月日　昭和9年5月1日

所在地　秋田市手形字大沢二一一

管理団体　秋田市

概要　指定面積　二四二・三三平方メートル

第一部　彌高神社の創建

一　彌高神社の創建の日　明治42年10月17日

1　創建の発端

『秋田県教育史5』に「彌高神社の創建」という小見出しがあり、次の記事がある。

明治14年（1881）明治天皇は東北巡行中、勅使を平田の霊前に差し遣わしたが、当時平田を祭る神社がなく、勅使は墓所のある手形広沢山に赴いた。これを契機として有志（崇敬者小谷部甚左衛門外神職有志）により八幡日吉神社内に「平田神社」が創建された。翌15年6月、明治天皇は長年国家に殊功があったとして、佐藤に正五位、16年2月平田に正四位を追贈し、平田、佐藤の業績は世に認められるところとなった。

日露戦争後、思想の善導と国民精神の陶冶が大きな問題となるにつれて、本県の教育関係者のみならず、県民の間に平田、佐藤を祭って、その英霊及び偉績に県民教育の淵源を求めようとする動きが、高まりを見せるようになる。

（中　略）

明治40年（１９０７）２月秋田県教育会常議員会で、平田佐藤両大人を祭ることを決議したのが彌高神社創建の発端である。

これにより、「明治40年（１９０７）２月秋田県教育会常議員会で、平田佐藤両大人を祭ることを決議した」ことをもって創建の発端とする。

2　創建までの経過

「秋田県教育雑誌」（秋田県教育会発行）の記事から彌高神社創建にかかわる事項を抽出してみた。

明治40年２月20日　常議員会において、手形山にある平田大人の墓所地修理のことを世間に訴えることを決める。［創建の発端の日］

６月15日　常議員会において、佐藤大人も表彰すべきこと、両大人の遺書を蒐集することを決める。

７月25日　常議員会において、事業の範囲を広げ、適宜な企画を立てることが必要であるとして、取り調べ委員三名を選ぶ（戸崎順治、中村速一、鈴木市太郎）。

12月18日　常議員会において、平田佐藤両大人社殿建築設計の件（本会の事業とし、特別会計とすること。各代議員に書面で協議すること。）を決める。

明治41年１月４日　常議員会において、取り調べ委員の報告に基づき、社殿建設、設計、収支予算、発起人たるべき人、協賛員たるを求むべき人、寄付金募集の方法などを決定。

1月10日　代議員に書面で協議、同意を得る。
　　又、郡市長会議に諮って企画が定まる。
5月14日　かねて依頼していた協賛員の承諾を得たので、秋田新報社、秋田時事社、東北公論社の三新聞に広告を出して、有志の寄付金を募集する。
9月4日　平田佐藤両大人偉績表彰寄付金募集上に付東京市において講演会を開会する事
※これ以降の講演会、講談会の実施は新聞による宣伝効果を積極的・意識的にねらったものである。
9月6日　武徳殿において講談会を開会する。（講師文学博士　村上専精氏）
10月25日　仙北郡飯詰小学校において講演会を開催する。（講師師範学校　前島教諭、農業学校　三浦教諭）

明治42年6月7日　公会堂において講談会（講師貴族院議員　伊澤修二氏）
2月20日　常議員会において、寄付金募集の件について協議する。
6月18日　秋田県教育会の総会において小堀常議員より「神社建設が早くできないのは、会長はじめ会が悠氣満々として振わないからではないか」という発言があった。
　　当時、当該土地買入れが困難になり、再選定のため十数回の会合を重ねた末、多数の賛成を得て元八幡神社（東根小屋町）の社地建物を買受け、これに大修理を加えることを決定する。
6月21日　常議員会で平田佐藤両大人偉績表彰の件（社地を決定）

7月6日　常議員会で平田佐藤両大人社殿に関する件（元の八幡神社社地及び社殿等一切其儘価格金六、〇〇〇円にて買い受けること。外に三、五〇〇円をもって大修繕をなすこと。即時買い受けて12ヵ月間に修繕を完了すること。修繕終了後直ちに祭典を行うこと。）

7月17日　八幡秋田神社より元八幡神社社地及び地上物件全部で金六、〇〇〇円で買受ける。

7月19日　社殿建築工事監督に、牧彦七君、山口直照君、太田善次郎君を嘱託する。

7月20日　社殿建築工事に着手し、8月17日竣工

9月14日　常議員会で、平田佐藤両大人神社祭典に関する件、武術大会開催に関する件

10月5日　常議員会で「…衆議のむかうところに従い彌高神社と号することを決定」同月12日許可がおり、その旨協賛員発起人に報告する。

10月16日　秋田県教育会臨時総会において、「平田佐藤両大人偉績表彰事業経過の概要」として、彌高神社に関する件（端緒、企画の成立、企画の発表、企画の変更、社号の由来、経費及び財産処分）と寄付金募集の件を報告する。

同日午後　八橋村日吉八幡神社境内の平田神社より東根小屋町の社殿にて遷座式を挙行。

翌　17日　佐藤の神霊を合祀、合祀祭を挙行。引続き彌高神社臨時大祭を盛大に挙行する。

これにより、彌高神社の創建は明治42年10月17日である。

二　社号決定の時期　明治42年10月5日

1　「平田神社」から「手形山神社」へ

「寄付金募集の趣意書」（明治41年1月）の一節に次の文がある。

（前　略）

今上陛下両大人の功労を追感あらせられ、特旨をもって明治15年6月佐藤大人に正五位を、同16年2月平田大人に正四位を贈り給いてより、世の人もまたますます崇敬の念を篤くした。しかるに、この国家に殊功を立てられたる偉人のために百世これを奉祀して永くその功績を伝え、その霊を慰めるための道を講じたということを聞いたことがない。ひとり平田大人のためには秋田市の隣村寺内村に一祠堂を築いているがその規模はきわめて小さく、人の意を満たしていない。最近は朽壊化しているのに補修維持の方法さえ十分備ではなく、はなはだ遺憾に思っている。この両大人は一方の私すべき人物であることはもちろんであるが、その生地は幸いともに秋田県にあるので本会（秋田県教育会）は特に両大人のために新たに地を秋田市の東北手形山にある平田大人の奥墓の付近に一社を建造し、両大人を合祀して手形山神社と号し、…（略）

これにより、当初は「手形山神社」と号する計画であったことがわかる。

2 「手形山神社」の自然消滅から「彌高神社」へ

前述の通り、土地買収が難航し、断念することにより手形山神社の社号は自然消滅をした。その後、元八幡神社の社地を買入れたのが明治42年7月17日、大修理工事完了は8月17日。常議員会は、9月14日、10月5日とも「平田佐藤両大人神社祭典に関する件」で協議している（明治42年10月20日発行「秋田県教育雑誌」第217号）。そして、10月5日秋田県教育会常議員会では「平田佐藤両大人神社」祭典に関する案件で協議し、「…衆議のむかうところに従い『彌高神社』と号することを決定」したのである。

これにより、社号決定時期は明治42年10月5日、決定した機関は秋田県教育会常議員会ということになる。

三　社号「彌高神社」の発議者

1　社号決定までの経過

さて、「彌高神社」の社号はすんなり決まったわけではない。これは以下に述べる社号決定までの経過の中で明らかである。誰の発議により、いつから話題になったか。

(1)「彌高神社」の報道

「彌高神社」の社号が初めて魁新報で報道されたのは明治42年8月14日である。

> 手形山神社が自然消滅した段階で彌高神社と称して…との説あり

そのころの秋田県教育会常議員会の経過をもう一度見直してみたい。

6月18～19日に開催された秋田県教育会の総会の議事録には、社号に関する公式記録はない。

社号として登場するのは明治40年12月18日の常議員会で使用した「平田両大人社殿　佐藤」という表現が7月20日まで使用されている。

こうした経過を経て、8月14日の魁新報による「彌高神社」の社号が報道された。「平田両大人社殿　佐藤」ではなく「彌高神社」である。社地及び社殿購入が具体化し、工事が竣工したあと直ちに祭典を行うことを決めたのが7月6日。工事着工が20日だから、このころから祭典の日時を決めたり関係諸行事を具

体化しなければならない時期であったろうし、同時に社号命名も当面の課題となり、話題になっていただろうと考える。

寄付金募集の広告活動もあり、講演会や講談会を開催し新聞報道によって、広く宣伝活動を行ってきたところであり、手形山神社が自然消滅した段階で正式な社号をどうするかは秋田県教育会にとって解決しなければならない課題であったし、また、次第に高まっている県民の関心に応えるためにも、取材する側にとっても社号を記事にしたい時期を迎えたのであろう。正式決定ではないにしても、彌高神社という社号が記事になったことは注目すべきことである。誰の発議であるかは不明である。

(2) 「平佐神社」の報道

その後の常議員会は、9月14日に開かれた。案件は、「平田佐藤両大人神社祭典に関する件」であるが、9月30日の秋田魁新報には、「平佐神社」の見出しで次の記事が報道された。

> 名称の儀は、議論は区々として決着するところなき為め、県官等は苦心の余り岸本事務官を出京せしめ之を大方に詢らんとて、先つ桂総理大臣の意見を聞きしに、大臣は種々なる名称あれと余り理屈に流れて面白からざれば、両大人冠詞の一字を採れる平佐神社は平易にして俗解し易ければ宜かるへしと云えり。依て、大久保市長はこの趣を佐竹侯爵に稟申して意見を伺ひしに、侯爵も矢張り桂総理と同く平易なる平佐神社を適当なりと仰せられ、これが篆額の揮毫をもご承諾なりし由

10月の式典はすでに決定し、その内容について協議をしたと思われる。同時に、社号も決定しなけれ

ばならない常議員会であった。しかし、社号は彌高神社には決まらなかった。「議論は区々として決着するところなき為め」とある。「区々として」とはまちまちであること、別々なこと、小さくてつまらぬさま、という意味である。やはり、いざとなると命名者として名誉ある地位を確保したいと思う気持ちがそうさせたのかもしれない。「県官等は苦心の余り…」とは、収拾がつかなくなった会議のようを映し出している。県官とは、文字通り県の役人である。しかも、権力をもっている高官を指している。時の会長は森正隆県知事、副会長は小山己熊県内務部長、岸本正雄幹事長は県の高官（教兵課長）である。それに、県視学も含まれるだろう。時の権力者の前で、つまらぬさまを呈した会議の様子が見えてくるような感じがしないでもないが、いずれ、県官は苦心のあまり…、客観的な立場からの第三者の意見を聞いて参考にし、改めて社号決定のために再度常議員会を実施することにしたものと思われる。その時期が10月5日である。この日を最終決定の日としたと思われる。

さて、その第三者であるが、この記事によると、上京した岸本県事務官がまず意見を聞いた方が時の総理大臣桂太郎氏であった。この報告後、時の秋田市長大久保鐵作氏が動いた。なぜ、大久保市長が動いたのか。岸本幹事長は桂総理の意見を持ち帰り、会長に報告する。県官をまとめる会長（知事）の指示を受け、行動をすることになる。大久保市長は当時、秋田県教育会の幹事であり、常議員でもあった。しかも、建築地は秋田市であるので、秋田市長に佐竹侯爵への使者として白羽の矢が当たったと考えるのは難しいことではない。そして、佐竹侯爵の承諾も得ることができたのである。

これで次回の常議員会に提案するための手続きはすべて完了した。これだけの準備をしての提案は、常議員会でもすんなりと決まるだろうと考えた結果が、報道された内容「平佐神社」であると考えられ

る。

(3) 「彌高神社」の決定

ところが、10月5日の常議員会は「平田佐藤両大人神社祭典に関する件」で協議し、この日、「常議員会で衆議のむかうところに従い彌高神社と決定した」のである。

この日は、社号決定の最後の機会である。なにがなんでもこの日のうちに決定しなければならない記念すべき日である。

これだけの大物がかかわりよかれと決めた「平佐神社」が覆ったのである。一体、どんな経過があったのだろうか、どなたが異議を唱えたのだろうか。異議を唱えることは大変勇気のいることにちがいない。しかも、提案を否決し、別に決定したのだから、まったく異例の出来事であったに違いない。如何に力のある常議員会といえども、時の県官のかかわった事柄に一小学校長が異議を唱えることは考えられない。提案する側に、なんらかの事情があったとしか考えられない。一体、どんな舞台裏があったのだろうか。これだけの事件がニュースとして報道されていないことも、何があったのか興味をそそるところである。

(4) 「社号決定の報告」の報道

10月14日の秋田魁新報に次の記事がある。

「社号決定の報告」という見出しで、「両大人神社の社号に付き発起人及び協賛員へ森会長より左の

ように報告せり」とあり、全文が記事になっている。

拝啓　平田佐藤両大人神社建設計画書の当初はその社殿を南秋田郡手形山にある平田大人の奥墓の付近に建築することを見込んで、その社号を手形山神社と称することに予定していたが、予定地に故障が起こり交渉を重ねたが不調に終わり、やむを得ずさらに調査研究の末、秋田市東根小屋町に建設してある元八幡神社殿及び社地を譲り受け、この場所に変更することにしたため、自然その名称を変更する必要が出た。その選定について慎重な調査を重ねた結果将来のことを深く考慮し、両大人の高徳を不朽に景仰する県民の赤誠を受け止め、且つ、天樹院公が明徳学館に遺された題字に鑑み、社号を彌高神社と名づけ、既に規定の手続きを終了したので、ご了承願いたい。右通知かたがた顛末報告するものである。

敬具

この報道から伺われることは、「彌高神社」に決定した理由は四つ述べられている。

つまり、①調査研究の結果の末、

②将来のことを深く考慮し、

③両大人の高徳を不朽に景仰（徳を慕い仰ぐ）する県民の赤誠（真心）を受け止め、

④天樹院公（秋田藩中興の祖、第九代藩主佐竹義和公）が明徳学館に遺された題字に鑑み、

である。明徳学館に遺された題字とは、天樹院公が藩校明徳館の題額として書かれた「仰之彌高」のことである。まことに非の打ち所のない見事な理由である。それでも、やはり発議者は不明であり、逆転の舞台裏は依然として謎のままである。

2　社号彌高神社の発議者と決定の舞台裏

(1)　金山良規氏の署名記事

長い間謎に包まれていた「発議者は誰か」の課題は、大正8年2月27日秋田魁新報「昇格なるまで」と題した金山良規氏（元古四王神社主典）の下記の署名記事で明らかになった。

> 社号の改称祭祀　従来平田神社と称したる社号の改称については百方議する所ありしも容易に決定せず、大いに苦心の結果、故大山重華翁の発案にかかる「仰之彌高」に因み彌高神社と改称せり。

このことにより、発議者は大山重華翁であることが判明した。

発議者　大山重翁（おおやま　しげてる）（天保9年4月7日～大正7年5月27日）

「秋田人名大事典」（秋田魁新報社）、「秋田県史5」によれば、秋田藩士。通称・順治。幼名重威、別号五岳、観古、厚威。高階貞房の二男。大山家を嗣ぎ小姓を務める。惟神館で吉川忠行に砲術を学んだ後、沢畑頼母（吉川忠安の弟）とともに江戸に上り、宇和島藩士佐々木貞庵について蘭学を修め、帰藩後後進の育成に当たる。戊辰戦争では、慶應4年7月3日夜の勤皇派決起に参加し、戦中は遊撃隊連隊司令官として由利方面各地に転戦・活躍した。また、八橋病院で新政府雇アメリカ人医師ウェールドの接待役を務める。明治2年2月藩命により、神仏仕分け係の一人として神仏混淆を開始する。同年藩命によって再び上京、大学南校で英語を学び、太平学校（秋田師範学校の前

身）で教鞭を執る。4年2月政府が宣教掛を東京に招集したとき、秋田藩からは権参事小野崎通亮と随員として権大属準席であった大山重華が出席した。かれらは5年以降の本県における教導職（明治17年廃止）の幹部となるものである（ちなみに小野崎通亮は明治15年県下で唯一の国幣社となった古四王神社の初代宮司となった。）。晩年は神職となり、古四王神社宮司などの祠官を務めた。五岳と号し、書・画・篆彫刻にすぐれて趣味人としても知られる。81歳没。墓は、天徳寺裏、泉五庵山。大正7年81歳没だから、明治42年森正隆会長が意見を聞いたときは72歳である。以来、大正6年に無格社彌高神社社掌を依願免職（80歳）するまで、彌高神社創建以来社掌を勤められた。

彼は明治41年1月「手形山神社建造の寄付金募集の趣意書」に協賛員として名を連ねている。それによると、当時彼は古四王神社宮司従七位であった。

(2) 社号決定までの舞台裏

また、その舞台裏の事情は、彌高神社創立以来約20年を経て明かされることになる。昭和2年5月号の「秋田教育」第31号は「彌高神社号」として特集された。この中で、初めてこれまでの舞台裏の謎が明らかになった。「彌高神社号発刊に際し当時の会長森正隆氏を憶う」と題して藤井蕗一郎氏が一文を寄せている。

（前略）…社号の更生を必要とするに至った。

森会長ここにおいて大責任を感じ、適当の社号を得べく広く衆議に諮った。時にイの一番で提案

されたのは、大山重華翁でしかも彌高の社号であった。

けれども森会長はこれに同意もしなかったが、さればとて別に良案もなかった。

そこでやむなく教兵課長の岸本事務官を東京に遣わし、内務省神社局にその選択方を依嘱することにした。神社局においては、その熱誠に動かされて選ぶに「郷賢」の社号をもってされた。森会長この電報に接し著しく失望し、終いに憤怒に化し、例のライオン式を発揮していわく日本的に赫赫たる功名を輝かしたる我が両大人に対し「郷賢」などとはあきれてものがいえないとあって、さらに桂公を始めとしその他の有識に懇嘱せしめだったが、なかなか会心の社号は得られなかった。

そこで、森会長最後の断案として、…彌高の称号は、単に論語の語句に出でたりとせば、格別の意承をもなさぬが、天樹院公が明徳館に遺された「仰之彌高」の題字に因みたりとすれば大いに意承のあることなればとて、歴史的にこれを潤色して終いに彌高神社と名称することに決定された。…（後略）

藤井氏は当時教兵課に所属する県視学の要職にあり、秋田県教育会の幹事であり、また常議員でもあった。上京して桂総理大臣に社号の伺いを出した県官（岸本幹事長）は教兵課長でもあったので直属の部下であり、当時岸本幹事長の公私の動きを含めて上層部の動きについても日常的にかなり把握できる立場にあったと思われる。また、当時の常議員会にはすべて出席していた。彼以上の歴史の証人はいないと思われる。

このことから、最初に彌高神社を発議したのは大山重華氏であった。しかし、その時は決定されず、

いろいろ回り道をして、最後に常議員会で歴史的意味付けをして森正隆会長が断案としたのである。

つまり、生みの親が大山重華氏であるとすれば、育ての親は森正隆会長その人であった。

時の総理大臣桂太郎公の名前まで出して報道した重さを「なかなか会心の社号が得られず…」、森会長自ら、断案として「彌高神社の社号は…歴史的にこれを潤色して…決定」するという経過から森正隆知事の人となりは興味のあるところである。

(3) 社号決定の後遺症

これらの経過から社号の篆額を揮毫した人物は誰か大変興味のあるところである。

「平佐神社」であれば佐竹侯爵の揮毫が承諾されていたのであるが、「彌高神社」社号の篆額の揮毫者は佐竹侯爵（義生公）ではない。つまり、明治42年10月17日彌高神社となり、大正5年現在地に移転、大正8年に県社に昇格するも、「彌高神社」の篆額はなかったらしい。現在のものは小畑勇二郎書と業者発注のものと2種類あるのみ（小畑勇二郎県知事書が先）である。小畑勇二郎が知事を在任した期間は昭和30年～54年だから、それまでの間篆額はなかったことになる。

当時の社号決定までの経過を見れば、森会長が篆額するのが適任者であると思われるが、さすがに政治的配慮をしたものと思われる。

現在彌高神社境内の入口に石標がある。そこに「県社　彌高神社」とあるのは佐竹義春侯爵（義生公の長男）の揮毫になるものである。昭和天皇即位の大祭記念である。日付は昭和3年11月となっている。社号命名のいきさつの後遺症は代替りまで待たなければならなかったのかもしれない。

四　社号を決定した常議員会と森正隆会長

彌高神社の創建の発端、社殿建設の設計、収支計算、寄付金募集、講演会の計画、社地購入、社号決定、臨時大祭の企画等々ありとあらゆるところに「常議員会の決定」という文字が登場する。かなり強い決定権を有していたと思われる常議員会とは何か。その構成員や会則から検証してみたい。

1　社号を決定した常議員会

(1)　歴史の証人たち

彌高神社の社号を決定した記念すべき明治42年10月5日の常議員会に出席していた人々は、次の通りである。彼らは、当時の舞台裏を体感した歴史の証人たちである。（）内は当時の肩書。

森　正隆　会長（県知事）
小山己熊　副会長（県内務部長）
岸本正雄　幹事長（県官…教兵課長）
石黒友吉　幹事（秋田県立秋田工業学校長兼秋田市公立工業徒弟学校長）
藤井歸一郎　常議員（秋田県視学）
伊東武　常議員（秋田県立高等女学校長）

太田達人　常議員（秋田県立秋田中学校長）
小山忠雄　常議員（秋田県師範学校長）
鈴木市太郎　常議員（旭尋常小学校訓導）（選出時は、明徳尋常高等小学校長）
小堀房之助　常議員（旭尋常小学校長）
須田勇助　常議員（北秋田郡視学）
進藤鐵吉　常議員（保戸野尋常小学校長）
浅沼正毅　常議員（大曲尋常高等小学校長）
菊地永治　常議員（河辺郡視学）
茂又敬吉　常議員（中通尋常小学校長）

(2)　常議員の性格及び権限

常議員の性格を明らかにするため、秋田県教育会規則を調べてみた。明治34年6月の会則によると、「第四章役員」の6条、7条に次のようにある。

第6条　理事は2名とし、総会において選出し、任期は2年。理事のうち1名は会長、もう1名は副会長と称する。

第7条　理事のほか幹事常議員及び代議員を置き、その任期は2年とする。

幹事は15名以内とし、会長が委嘱する。

会長は幹事の中から1名幹事長を指定する。
常議員は20名とし、総会で選出する。
代議員は1郡市8名宛その郡市会員の互選で選出する。

さらに、同年4月の改正前の会則には、次の条文がある。

第8条　本会に常議員は20名を置き、臨時必要な事項を決議することができる。
第9条　…会長、副会長が任期中に欠員になった場合は、臨時常議員会で推挙し、その任期は次の総会までとする。

これらから明らかなように、正副会長と常議員は総会で選出された役員である。かなりの権限を与えられていたことがわかる。したがって、「常議員会で決定」ということは当然のことであり、めずらしいことではなかったのである。それに見合うだけの人物が選出されていたと思われる。

2　決断した森正隆会長

森会長が決定の断を下したことによって、彌高神社に決定した。さて、官撰の知事であって、桂総理の意見を蹴った森正隆氏はどんな経歴の持ち主でどんな人物なのだろうか。

(1)　森正隆氏の略歴（「歴代秋田県公人録」）

慶應元年12月　米沢藩士森長義の子として生まれる。
明治26年3月　東京帝国大学法科大学卒業　司法官補、11月内務属に任ぜられる。
明治27年6月　香川県参事官
明治28年5月　新潟県参事官
明治31年7月　長野県書記官
明治32年8月　香川県書記官
明治33年1月　千葉県書記官、10月和歌山県書記官
明治34年8月　三重県書記官
明治36年10月　熊本県書記官
明治38年4月　熊本県事務官、12月静岡県事務官
明治39年4月　勲四等旭日小綬章授章
明治40年10月　原敬内相（第1次西園寺内閣）の抜てきで静岡県事務官から茨城県知事となる。
明治41年10月　平田内相（第1次桂内閣）の手で朝鮮総督府に追われそうになったが、これを拒み秋田県知事に転出。
明治43年12月　勲三等瑞宝章授章
明治45年3月　従四位、同月原内相（第2次西園寺内閣）により新潟県知事に転出。
以下、宮城県知事、滋賀県知事を歴任し、大正10年10月28日没

(2) 森正隆氏の人物像

また、彼の人物像に迫るため、「教育秋田」に連載された「教育人物誌」の中の田口勝一郎氏による森正隆氏（昭和59年3月号）を参考に辿ってみたい。

彼は「教育は国民を造成し、産業を発達せしむる源泉」との認識にたち、船川・土崎築港に努力すると共に教育の充実・発展のために、きわめて積極的に取り組んだ。

森知事の教育方針は、まず初等教育の充実を第一に取り上げ、就学率の向上、指導法の改善、学力向上のための比較考査の実施、さらには心身を鍛えるために各小学校に演武場をつくることを強調している。…森知事の示した教育方針は、単なる訓示に終わらず、直ちに実施に移された。…

森知事は明治44年に入ると幼稚園教育の充実に手をつけた。…

…心身の鍛練もまた森知事のもっとも関心の深いものの一つであった。そのため、わが国に長年伝えられてきた武道や相撲、雪国秋田の特長を生かしたスキー、スケートに格別力を入れた。

まず、武術については、明治43年に剣術、柔術、弓術、長刀、槍などの段や級の取得、審判員、師範の資格、免許状などについて奨励規定を設け、この普及奨励に努めた。明治44年1月には八郎潟上で本県最初の氷上大運動会も行われ、多大の成果を収めた。…

熱血漢で直情径行ともいうべき森正隆が、次に手を染めたのは盲唖教育であった。…

また、前述の昭和2年5月号に寄せられた藤井歸一郎氏の「彌高神社号発刊に際し当時の会長森正隆氏を憶う」には、さらに続けて彼を次のように記述している。

…森会長は両大人を祀るべき神社を創建するということは、自己の抱懐せる教育の主義に合致していることを深く喜ばれ、全力を傾けてこれが経営に当たった。いよいよ旧八幡神社の社地、社殿を引き受けることになって、大修理を加えるに際し、庁内の各関係課長及びその課僚を知事室に呼び集め、工事に関する諸般の事務をそれぞれ分担せしめて親からその工事を督励するなど全く県事業でも直営するが如ききわめて熱烈たる態度であった。創立費として壱萬七千余円を費やしているが、この財源は広く県内の学校及び一般有志の寄付によったのであったが、その募集のやり方も徹底したものであった。

元来森会長は、敬神尊祖の念に厚く至る所県治上にその施設を見せているということは、世間周知の事実である。我が教育会は幸いに神社創設の計画中において、かかる敬虔心に富んでしかも熱誠のこもれる会長を戴くことによって、他府県においてもほとんどその類例を見ざるところの堂々たる県社彌高神社を今日旧城内の一角にもっとも荘厳に仰ぐことの出来たのは実に幸福であるといわねばならない。

私は幸いに森会長に仕えて、及ばずながらこの神社経営に終始して常にその燃ゆるが如き熱烈なる行動に感激し、県人としてまた教育会の一員として心中ひそかに感謝しつつ犬馬の労に服したのであった。

このように彼の経歴や人物像から見えてくることは、平田内相の意向を拒否するだけの気骨もあり、米沢藩出身としての反骨精神もあり、政友会の大物原敬との強いつながりがあり、教育に対する並々な

らない情熱が決断したと考えたい。ちなみに、小山副会長は熊本出身、岸本幹事長は鳥取出身である。時の桂太郎総理は山口（長州）出身である。明治維新の後遺症或いは政友会という政治的姿勢の明確な人物であったという考え方があってもいいのかもしれない。

いずれ、会長が決断したことにより、「衆議の向かうところに従い彌高神社と…」と決定したのである。

五　付　記

昭和2年5月「彌高神社号」には彌高神社の由緒があり、その「付記」に次のような記述がある。

本社の創立並奉遷などに関し特に熱心に事に当たれしは県知事下岡忠治、同森正隆、事務官沼澤七郎、県属戸崎順治、県視学藤井歸一郎、同菊地永治、中通小学校長長瀬直倫、神職亀井寛造、同金山良規等の諸氏なりしをもって参考のため掲記す

第二部　彌高神社臨時大祭

一　臨時大祭の日程

十月十六日

◎　臨時総会（県公会堂）

一、午前十時開会

(1)　唱　歌（君が代）

(2)　会長告示

二、議　事

(1)　彌高神社に関する件

(2)　寄付金募集に関する件

三、閉会式

◎　還座神幸式

一、午後零時三十分会員一同八橋村日吉八幡神社境内に着

二、午後一時三十分平田神社の神輿に供奉し

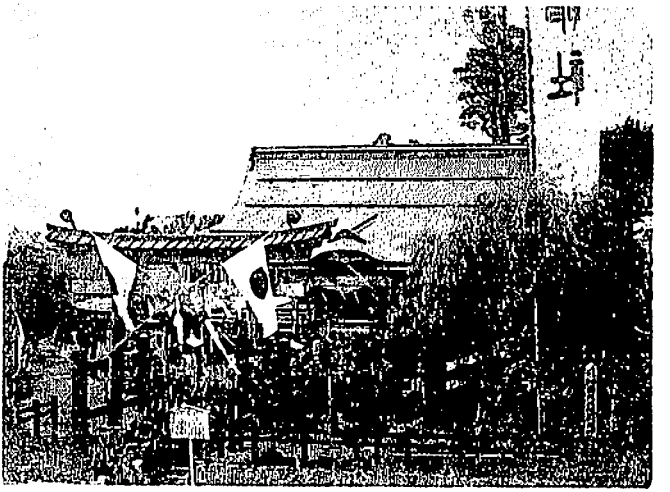

彌高神社臨時大祭

て秋田市東根小屋彌高神社境内に奉迎

三、午後二時還座式を行う

十月十七日（午前七時より挙行）

◎　合祀祭

◎　彌高神社臨時大祭

◎　講演会（県公会堂）

一、午前九時開会

講演に先立ち森会長より祭典に関し祭粢料を下賜されたることを報告

宮内省より金五十円御下賜相成候処右に就き宮内大臣より本県知事宛通達電文左の如し

「今般秋田市において秋田県内有志者相謀り贈正四位平田篤胤正五位佐藤信淵の社殿を造建し祭典挙行の趣被聞召特旨をもって金五十円下し賜り候條伝達取り計らわるべくこの段及び通達候也」

年　月　日　宮内大臣

秋田県知事

講演者　法学博士　水野錬太郎君　「偉人の表彰と国民の感化」

文学博士　井上頴圀君　「平田大人行実の大要」

農学博士　澤村眞君　「農業教育について」

聴講者　県庁職員、県立学校職員生徒及び小学校職員、本会員等その他七百名

二、閉　　会

◎武徳会秋田支部演武大会（武徳殿）

一、午前十時開会

二、演　　武

三、閉　　会

十月十八日

◎県立学校生徒武術大会（武徳殿）

一、午前八時開会

二、撃剣柔道仕合開始

三、優勝旗授与

四、閉　　会

一、両大人造物展覧会

右十月十七日十八日公会堂に陳列

両大人遺物展覧会　午後より県公会堂内に入って左側の一室において開かれ公衆の観覧に供されしが17・18の2日間は朝8時より何人にも観覧を許せり

二　臨時総会記録

1　森会長開会の辞

今日はここに県教育会臨時総会を行います次第であります。右はかねてご承知の通り平田、佐藤両先生のこのたび合祀をやることからして将来教育会の採るべきところの方針をどうしたらよいか又神社の寄付金などもまだ全く集まっていない次第でありますから、諸君と一つ相談したいためであります。それと今日は神霊をお遷ししたいのであります。明日は講演会を開きたいし、方々お集りを願い、そして午後には又無論諸君の供奉を煩わしたいので、その辺のところは議事になっておりますが一言開会の趣旨を述べる次第であります。

2　議事の第一　彌高神社に関する件

森会長　これに付き私からちょっと説明しておこう。彌高神社はこのたび社殿が成って、今日のところでは教育会が主催してお遷し申すので、大体の責任においては全うしたわけであります。しかるに、せっかくこれまで県教育会が苦心し計画してまずまずお祀りまでするに至ったのでありますが、彌高神社が平田神社と合祀となりますと神殿を献納したことになって、つまり、その平田神社に佐藤大人を合祀したわけであるから平田神社がもとになって佐藤大人を共に祭ったも

のとなるのであります。それで、平田神社の信徒であった者は為に彌高神社の信徒となるの関係であります故に維持していくにもみなそれがもとになるのであります。だからして自然信徒もそのようなのであります。ところが、寄付金を出された何万人が尊崇してきたものが実際上なくなってきたようなことではたしてよいか悪いか、今まで苦心したこともそのままでよいか悪いかこれが将来に関係するわけであります。教育会が今日まで関係してきた以上は相当の責任を持ってやるべきものであろう事を信じます。

一方からすれば、彌高神社の信徒、すなわち信ずる人となる訳で新たに何万人が信徒となった訳であります。しからば、それぞれ信徒の総代もでき、それに参加して維持保存しなければなりません。故に、秋田県教育会員は信徒になっても差し支えなかろうと思われます。同時にその総代もでかして置かなければならないというの第二の問題となるので、この方針が定まりますと出来る出来ないは別としてこれが交渉もしなければなりませんし諸君のご意見もあらば伺っておきたい。

熊谷直秀君　お話で大体解ったが将来の維持法は別としても信徒ということには無論その一部に加わらねばなりませんので異論がありません。なお会員全般のなかには異論のある人もありましょうけれども、これまでの成り来りからしても異議なきことと思われますから、私は異議ありません。

森会長　別に異議はありませんか。信徒を強いるもおかしな話だが、これらは無論悪いという人もありますまいし悪くなければよいに定まっているし自分共もどうかしてこういう神のようにな

りたい位のことだろうし、ここで異議なきことと認めてよろしかろう（異議なし異議なしと呼ぶ者あり）、これじゃ大体において異議なしとて将来保存する事と決を採らずに確定します。

3　議事の第二　寄付金募集に関する件

森会長　これは諸君のおかげによりまして小学校のほうはたいていできましたようだが普通人民のほうのはまだできないので大変に困っています。先般郡長の来市の節にも是非ともやってくれと願いおきました。それに土地建物に修理を加えた社殿と六百圓は承認を了して寄付をしましたが全体の一萬七千余圓は12月までに締切りにしたいのであります。これについて各郡長の心配というものはどうも一通りでないのであります。そこでどうか教育会の方からも充分力を協せ率先して寄付金をまとめてもらいたいのであります。それと同時に神殿もできているし今その臨時祭を行うにしたが明年花時にでも本当の大祭を行いたいものであります。この寄付金というやつはどうもなかなか集め悪いもので郡長は一生懸命に心配してるのでありますから、諸君のほうでも早くまとめてもらわんというとせっかくこれまでの苦心が水の泡にかえってしまうようでは困りますから早く全部の募集をしてもらいたいのであります。どうです。出来ますかね。なかなか難しいかに12月までにまとめてください。異議ありますまいね。私からもお頼みします。どうもお祭りばかりしてあとはやらないのでは不可。その諸君の方法はどうでもよい又その分担の額も割り当たっているからどうかやってもらいたいのです。

4　建議案一、彌高神社臨時祭典における献詠を輯録して希望者に頒布するの件

提案者　菊地東一

菊地東一君　このたび彌高神社の臨時大祭を施行するに県教育会が主催となりまして漢詩和歌俳句等を募集していますが今朝石川理紀之助先生と同車して話しましたところ、やはり希望されてあったのですし経費の都合もあらば実費でもって配布したいのであります。又祭典費が七百圓もあるのであってみれば無代償で配布したいのであります。これは神社の高徳を仰ぐところの永久の高価なる紀念ともなるものであります。

森会長　これは大変よい事で誰も異論ありますまいが会員には甚だ少ないので遺憾であります。女教員などは歌を詠むのが上手でもあろうし今月一杯位に皆諸君の中から出して貰いたい。それが他府県の方のが多いようであっては困るからしてどうかして詠んで出してくれ。歌なぞは教育者は詠まぬと名誉にするようでは困る。（一笑）

とにかくこの建議案は悪くない。金があったら頒つようにしたい。金がなかったらやめねばならぬが何とか方法を講じて取り計ってもらう事にと決定しては如何。（出席者諾す）

三　平田佐藤両大人偉績表彰事業経過の概要

端緒　本会において両大人表彰を企てたるは実に明治40年2月20日に開きたる常議員会において、手形山なる平田大人の墓所地修理のことを世間に訴えんと議したることに始まる。次いで同年6月の同会において佐藤大人亦表彰せざるべからずとし、両大人の遺書蒐集の議起これり。同年7月25日の常議員会にいたり事業の範囲を拡め適宜の企画を立つることの必要を感じ、取調委員として戸崎順治、中村速一、鈴木市太郎を選びたり。

企画　かくしてその翌41年1月の常議員会において、取調委員の報告に基き社殿を建造することとし、これが設計、これが収支予算、発起人たるべき人、協賛員たるを求むべき人、寄付金募集の方法を定め、代議員の同意を得、また一方で郡市長会議に諮りて企画略定まり後々協賛員たるの承諾を得て、全く成立したり。

企画の発表　ここにおいて発表の期に達したるをもって平田佐藤両大人偉績表彰寄付金募集許可を内務大臣に得、偉績表彰の趣意書を四方に配布し、また41年9月東宮殿下本県へ行啓の日をトし、東京において知名の博学弘識の士を聘し講演会を催し、これを新聞雑誌の紙上に載せて天下に唱道したり。

企画の変更　社殿は当初手形山平田大人奥墓の付近に地を相し新築の予定なりしが、該土地買入れは到底不能に了りたるをもって、これが再選定ははなはだ当局を悩ませたりしが、十数次の会合を重ねたる末多数の賛成を得て、元八幡神社の社地建物を買い受け、これに大修理を加えるに決し、本年7

月6日買い受けを実行したる上、秋田県技師牧彦七、同山口直昭、技手太田善次郎三氏に修理工事の監督を嘱し、8月17日全く竣る。実に韓皇儲行啓の前日なりとす。

社号の由来　当初予定にては地名を採りて手形山神社と称し奉る計画なりしが、社地変更の結果妥当ならざるに至れり、而してまた八橋日吉八幡神社境内社として既に平田神社あり、今回両大人の為に更に一社を建造して祀することは到底許可の見込みなきをもって、まず平田神社を前項地点に奉遷し、これに佐藤大人の霊を合祀しさらに社号を改むるを順序とするをもって、それぞれ規定の手続きを取り運び本月5日その許可を得、次いで衆議の向かうところに従い彌高神社と号し奉るに決し、これまた本月12日許可せられ、その旨協賛員発起人等に報告せり。

経費及び財産処分

経費の総額は当初の予算額を襲えり、その方法左の如し。

金六千圓	土地及び建物買入れ代
金三千六百圓	右社殿修繕費
金五千圓	維持金
金七百四圓	祭典費
金七百二十四四圓	諸雑費
金一千圓	予備費
計　金一萬七千二十四圓	

これが収入は全く寄付金をもって支弁すべく10月14日に至る収入したる額六千三百八十一圓十五銭二

厘にして、残額は本年末に至るまでに収入すべく目下郡市長その他に嘱し有志を勧誘中なり。
前配経費の項に掲げたる土地建物に修理を加えたる社殿及び金六百圓は彌高神社に寄付の処分を了したるものとす。

以　上

四　彌高神社臨時大祭挙行次第（明治42年10月17日）

1　挙行次第

午前7時　神職知事来賓一同着席　この時奉楽
被　式
　典礼祭儀の執行を知事に告ぐ
次　開扉（警蹕）　この時奉楽
次　供饌
　ただし供長以下傳供す
次　祝詞
次　舞楽　剣舞、巫女舞
次　献詠披講

次　拝礼
次　撤饌　　この時奉楽
次　閉扉（警蹕）　　この時奉楽
典礼祭儀の終了を告ぐ
知事来賓神職順次退席　　以上

2　大祭状況

10月17日午前7時より同神社において施行されたるが鳥居を入りて左方には県教育会において設けられたる受付所ありて来賓及び会員に記念絵葉書及び祭典挙行の次第書を配布せり。境内には彌高神社の旗2旋朝風に翻り、その他無数の旗幟を樹てられたり。左方境内には池坊の生花陳列等ありて盛況を呈せり。定刻に至り知事及びその他の来賓着席するや荘厳なる祭典は開始されたり。奉楽のうちに田村神官の祭典開始の儀式ありて、祓の式に入り、次いで開扉の事ありしがこの間奏楽あり。次に数多の神饌と幣帛料の供進は奉楽のうちに大変荘厳に行われ終て供長は恭しく神前にひざまづきて祝詞の朗読ありしが、この間神職来賓一同等しく拝礼せり終て舞楽に移り、山本社掌の剣舞ありて、次いで巫女の舞楽は幾多神職の古雅の歌声に和して舞われたり、次いで拝礼となり、まず両大人関係者より始まり知事長瀬家扶その他来賓順次に拝礼の事あり。終て森知事その他知名数氏の献詠は山本氏によりて神前におい

て披講せられ、次いで奉楽のうちに饌を撤して閉扉となり典礼祭儀の終了を告げ知事来賓一同退席し、直ちに県公会堂なる講演会に赴きしが、来賓の主なるものは財部警務長及び県庁各課長以下高等官県郡会議員各郡視学県立学校長その他数十名にて祭式中市内県立学校市内各小学校生徒の参拝あり小学児童の旗行列もありて盛況なりき。

3 旗行列

市内各小学校にては午前7時まで児童を登校せしめそれより各級毎に二列に整列して両大人の紋章を写せる旗を棒に巻きたるまま携えしめ職員これを引率し8時各校を発して彌高神社に向かい社頭において参拝したる後、徒弟、高等、明徳、保戸野、旭、築山の各児童生徒は公会堂前に集合しこれに巻きたる旗を開きて行進を開始し穴門を経て市役所前より長町通を経日東館売店脇より女子師範学校前に出て彌高神社前に出てそれより中土橋に至りて解散したるが数千の児童が一定の旗を打ち振りつつ行進することとてすこぶる盛観を極めたり。

五　記念講演

1　演題「偉人の表彰と国民の感化」

法学博士　水野錬太郎氏

このたび本県教育会は平田佐藤両大人の偉徳表彰のため彌高神社を建築されましたのは両大人崇敬の方法として適当なことと信じ、かつ私の千載一遇ともいうべき愉快なる盛典に参拝するを得たのは非常の光栄であります。両大人は秋田県の偉人であり殊に特例なる祭粢料を御下賜せられたるには県民たるものは深く感銘してますます表彰するに努力しなければならんと思う。

ひるがえって思うに私は31年に欧米を巡遊し10年後の今日また巡遊して近く帰朝したるがそのもっとも驚くは進歩発達せることであります。ドイツはもっとも甚だしく10年前の片田舎は交通機関完備せる都会となるも当時の市は家屋の構造変わっています。ゆらい欧米人は遠大な計画を作りますが、それは皆事実となって表れ殊に鉄道の拡張、港湾の設備などは非常の発達でありますが、日本の進歩も大したものにて、現に15年前遊べる当地などは著しき進歩にて当時の荒園は今や日本有数の中に這い入り居るような次第なるが、しかし欧米のそれに比較してはまだまだ下位にあることを念頭に置くべきである。しからばいかなる方法によって発展していくかというに昨年の詔勅にも「内国運の発展にまつ」と仰せられたれば産業に工業など物質的方面はもとよりですが精神的方面にいたってはさらにその必要を見ます。近時人心は日に軽佻となり、武士道頽廃というような有様、今後いかにして精神界の発展をまつかという問題は、教育者の考えるべき問題だろうと思います。それについて私が、神社局長をしたときに

神社と教育と連絡しその郷党教育の基礎となさんとしたことがあります。

神社は、上皇室より国家国民すべて崇敬しその祭る所には帝室の人や臣下の人やいやしくも国家に功労ある偉人を祀って尊敬しますが、それは必ずしも宗教的ではありません。これ外国には見得べからざる善事ですからこれを国民教育と関係をつけて一面精神的、自治公共団結の基礎とするの志ありましたが、幸いに賛成者のあるのは私のもっとも愉快とする所である。欧米にても物質進歩、科学進歩は偉きも精神的発達は学者、政治家の苦心惨憺しつつあるところで、その方法としての偉人崇敬の例を申しあげれば、ドイツ近世の鉄血宰相ビスマルクの銅像を帝室国家より莫大の金銭を投じて帝国議事堂の前に建立し、イギリスにおいてはトラファルガー海戦の偉将ネルソン将軍の立派なる銅像を立て、これには彼の命令「英国民は英国に対して各自義務を尽くせ」の数字を刻し、またフランスにてはかって自国の敵たりしナポレオンに対し、その世界的偉人の故をもってパリの中央に壮麗なる墓を設け、さらにアメリカではワシントンの生家保存の方法を講ずるがごとき、皆偉人を敬い社会教育の助とするためであります。ところが近来わが国にてもこの良傾向が漸々養われきまして、近く本居宣長先生の住居書斎遺物を保存することに努め、また中江藤樹先生表彰のこともあり、今日また平田佐藤両大人の表彰祭典もあり、いかに国家に対する誠心の偉大なりしやを感ずるのであります。

しかし注意すべきは遺物を保存し祭典を執行して足れるものではなく、その遺訓を玩味し咀嚼してその精神を教育産業一切に応用すべきことであります。両大人は腐儒（ふじゅ…考えが古くて役に立たない学者）にあらず実行せられし人である。平田先生の国学者、言語学者、天文学者にして。佐藤先生の今日の経済、農政、社会、政治の各般にわたれる学者で、今欧米学者のいう公営説すなわち公共的営利事業を政

府または公共団体において経営する説のごときは、数十年前看破せる空理空論家ではない、大評論家、実践家なのであります。

出来東北は人物出でず、人文開けずと申しますが、今日この大精神を受けて人物を出し人文の発展をなすべきである。秋田は近来大いに世間に知られても自己より発奮して発展するのでなくては真の発展は出来ぬ。人の依頼をまつ迂愚（うぐ…世事にうとく愚かなこと）なることよりも両先生の精神を継いで発展に努力しなければならんと思う。

しかし、東北地方は天の時、地の利を有しない。すなわち気候も寒いし港湾も乏しいと申しますが、私の欧米巡遊の際に見た北極に近きスウェーデンの寒地すら、以前もっとも貧弱な農民が自覚して起ち農学の改良、学術の研究を加え、今は欧米中もっとも農事の進歩せる国と称され殊に近来播種池沼などの研究会を起こし、地主と小作人との関係を研究して小作人に土地を持たするなど、奨励的にこれを改善し、ために財産知識の豊富、農民の品位上がりしことは他国も賞賛しております。すべてこのようなもので官民一致自ら進んでことを成さば、天の時地の利も人の和にはしかず何も憂えるところもない。両大人の意志を継いで県民一致実行せば秋田は必ず発展いたしましょう。イギリスの今日あるは自治体の発達に起因するもので某知事が「われはこの土地のために死のう」との心であると語ったことや、フランスの某知事など任地の寒地を憂える親戚の人に対し留任運動をやった話もある。またイギリスのバーミンガムの新任市長が紊乱（びんらん…入り乱れる）せる市政を改革し、一流の市となりし皆これである。過ぐる戊辰の際官軍となって大義を称えし本県は他に傑出する素質を證するもの、加えるに天産無尽蔵もし両先生の遺徳を追慕し人々自ら努めなば発展は明らかなことであります。

私はこの意味において両大人の遺徳を表彰しあわせて本県の前途を祝福するものであります。

2　演題「平田大人行實の大要」

文学博士　井上頼圀氏

本日平田佐藤両大人の御祭典に際し、諸君に平田大人の行實の大要を申し上ぐるは拙者の身にとり、甚だ光栄と存じます。

実は先だって京都に参り、風邪にかかりましたので声があるいは届かんかもしれませんが、何とぞ御静聴を願います。

一体この平田先生は篤實謹行で、いたって温和な方であらせられました。その20歳のとき、わずか金一両をもって当時の江戸まで、百何十里の路を行き、爾来刻苦勉励された難行苦行というものは、筆紙に尽されん程でありました。

佐藤大人も15歳の年、足尾の銅山で父御に別れてそれから独立されたのだから、両先生とも立派な立志伝中の人物です。

さて、平田先生は江戸に出られてからは、いろんな職業、殊に消防夫にまでなってその日の生活を続け、ついには見附の炊き出し方をするのに雇われ、いわば今日の小使のようなものになられました。これは飯時にのみ忙しいのであるが、夜は燈があって読書の助けになったためでです。ところが先生の書を読む声を目付なる備中松山板倉家の番頭平田藤兵衛が聞いて、深く感じたのであります。一体備中松山には偉い人々が、仕え居ったため、御維新にも家を潰（い…きず）わずに終わったようなわけでありま

したが、平田氏は先生に我が家を譲ろうとしたものです。平田家の内證の高は八人扶持、これは一月ようやく米四升、当時は一石の米一両という程なれば、ごく貧しい格でした。かくて先生は、平田家に養子となり、まず生計を助けんがためには医師たらんとし、平田玄兵衛と称せしが、これまで通称半兵衛と呼んだのです。さてここで碌の方は暇をもらい、もっぱら学問一方で立とうとせられました。その主家を去らんとする際詠める歌に曰く

雲となりあるは雨とも降りしきて神代の道に身をや尽くさん

かくして今の両国の所に看板を掲げて子弟に手習い読書などを教えられましたということは、古道大意暁の岩屋などにも見えます。

次に平田先生は当時の腐儒を極力罵倒されたので、人は多分口の悪い方と思うて居る。それについて面白い話があるが、根本通明先生と蔵原惟郭と会ったとき、蔵原が「貴殿は平田先生をご存知ですか」根本「左様なかなか温和な方で、漢籍に深く通じて居られました」と云われた事また毀誉相半書という書物によりましても分かるのであります。ところが世間の先生の講釈を聞く人は大いに誤解し、今や新聞や雑誌にも間違えて伝えられている。

次に、ご自分一家のことは一年中の行事を定め置き、毎月の始まりには人々に貞女家訓、臨時客応接などいう本を読み聞かせまして、家事の務めを励まされましたので、先生の家は、当時の男の生活のようでもなく清潔でありました。

それから子弟が入門するとすぐ童蒙入学門（これは七編に分ち第一敬神、第二国体、第三祭祀の章、第四清潔の章、第五師弟の章、第六食飲の章、第七読書の章とある）を読ませるけれども、先生は誠に

用意深くして「上の條々は必ず人の行うべきところなり。しかれどもその業につくに当たりてはすこぶる斟酌を加えるを要す」と付加せられました。

平田先生はまた武学に関する書物を著わされ、文武は車の両輪の如しといえども、武は骨子で、文は肉であると仰せられた。

先生は尾張の徳川家に抱えられんことを望まれた。その故は当時学問する人は流儀によって勢いを張り本居先生の主張は政府が許さざりしにかかわらず、咎められざりしは、徳川家の家臣だったからである。先生これを知り兵学と古文学とをもって仕え、三人扶持を頂戴した。これらの顛末は当時の尾州の安部という人の孫から直接受けて「わかだけ」5号6号に記載してある。

その中に小なることばかりしてはおられんというので王政復古の論を書けるものを文政年中光格天皇に献ぜり。天皇これを叡覧せられ、その他のものを取り寄せになり仁孝、孝明二帝も先生に望みを置かせられ文久年間朝廷より佐竹家に先生の子息平田内蔵之助を呼べと仰せあり、この際大角と改称し、様々の有難き御言葉を賜り、従六位上に叙し、御侍講仰せつけられました。その御子息の信胤先生は御持続になり、鉄胤先生は大学の大博士となりました。でその方の用事多きため福羽美静御侍講となり、先生はまだ兼任せられました。

このごとく子孫までも朝廷のためにし、王政復古の大業の原因を作るに至ったのであります。

かかるがゆえに平田先生の功労は別格官幣営社の祭典としても他より劣るということなき程で、諸君の御尽力でかかる盛大な祭典を行うを得たのは誠に有難き事であります。

先生はその説を民間にても鴫津家や毛利家に入れんとせられました。

彼の御三家加賀家の外にたった一人三位中将となられた鳴津栄翁公は徳川家の男でもあり、豪邁なお方でありましたが、大層学問好きで篤胤先生を御信任なされ、顕幽無敵道という額面を送られました。先生もまた栄翁さんの年賀のとき大切な掛け軸を送られ、その表紙の由来くわしく認め送られたことは伊吹の屋家集にくわしくあります。鳴津斉彬卿は栄翁の志を紹ぎてよく似たということは鳴津家の老先生重野安繹などに聞きました。今日の野津仁穀岩下諸氏も先生の門人鳴津家にはこの外甚だ多し。近年亡くなられた川畑梓、黒田清隆なども先生の弟子で童蒙入学門の精神を課した人々也。先生は鳴津家をこの如く動かしました。

長州藩にては彼の「来て見れば」の歌で有名な村田清風などが先生を信仰し、本居先生が十万の将なら平田先生は百万の将とまで推奨しました。吉田松陰も平田翁の「日のみ柱たまだすき」は読むべきものだと云われました。とにかくこれらの人の、先覚者として明治の大御代に引き返すに至ったのは実に先生の力であります。

また越前家は徳川家の親藩ですが中根靱負という人が平田先生の門に入り焼き芋を懐にして通ったということですが、この人はことごとく春岳公に愛されその子は今男爵になっています。越前が薩長と連合して朝廷に尽せるはこれがためであります。

学問界にはまた若狭の小浜の伴信友に送った手紙の文中「是非これらの書を作り置かねばならず。その第一歴史、これは資料をある盲人に誦めて集めさせたれば近々できるだろう」云々とある。盲人はすなわち塙保己一であります。かくして門人三輪田元綱という人罪ありて豊岡に預けられしが後大学に出たる時、その史料を三條公に見せたるにこれを昌平大学のこととし、保己一の孫塙忠韶はその後史料編

纂係となりましたが、これも元は平田先生にあり、先生の功はこの点においても没すべからず、美術の方面に関しては、先生の古き門人に穂井田忠友と云う人、これは古器物やその他のものについて調べ、奈良の東大寺の美術品などをも取りまとめて説明を加え観古雑帖として世間に出され、その他、埋斎発香、中外銭史などの著がありまして、わが国美術史上貴重な参考書であります。

さて今日彌高神社に平田佐藤両先生を合祀するということはこれ誠に結構のことで、平田翁は王政復古の精神を鼓舞し、佐藤翁は帝都を東京に遷すべきことを唱道された方で、かつこのお二方は師弟の関係であります。文化12年頃平田先生は幕府に忌まれ、その弟子佐藤先生と師弟と云わざる約束をなせるはその累を防ぐためでありました。しかし佐藤先生の著書には門人佐藤信淵と書くこととしています。本居宣長先生の墓のところに、平田翁の歌

なきがらは何所の土となりぬとも魂はをきなのもとにゆかなん

とあるはその意を向ひて合祀したので、この地でまたこの師弟同社にあることは、誠によいと感心仕ります。

平田先生が「青海原潮の八百路の八十国に　つぎて弘めよ　この正道を」と詠まれたるごとく学問は東西同じければ西洋の学問を我に潤飾しなければならん。

諸君は外国の長所を取る前、これを比較するがために、まず我長を知れ、それを知るには平田先生の書を読まれよ、かくして諸君の建てられた社殿も自ら盛大な威厳を添えるようになりましょう。両大人の功績を挙げる上にも別格官弊社とする上においても十分に尽力されたし。あまりに長談義、かつ声低かったですが、これは病の故と御宥恕を願います。

3　演題「農業教育に就て」

農学博士　澤村　眞氏

（「秋田魁新報」明治42年10月24・25日）

佐藤信淵と農業　佐藤先生は政治、農業、経済、科学の各方面に渉りてすこぶる博学の人なるが、余は他のことについては分からぬも農学は多少学びたるをもって、翁と農学のことを述べんに、農業のことを誌せる著述にして理論を交えていわゆる農学を創始せしはわが国にあっては実に佐藤翁なりしなりざれば翁は我ら同学の鼻祖というべく欧米の学入りてより以来斯論余程変じたるも尚翁の説の重んずべきもの少なからず、しかるに顧みてわが国農業の状態をみるに商工業の圧迫を受け他の諸般のことの発達に比較してその進歩は甚だ鈍し。吾人は佐藤翁が播かれたる農学の種に培いもってこの不振の農業を発育繁茂せしめざるべからず。

農業不振と農村荒廃　農業不振の原因は第一農業は保守的なるものにして天然の土地気候などに大影響を被りこれに従いて事をなさざるべからざること、商工業者は他と交わり知見を博くするの機会多しといえども農民はしからず、従って知見浅く無学なること、一方発達せる商工業の圧迫をうけ比較的利益なきがため稗のうちにある稲のごとく発育を阻害さるること等のためなるべくこれがために富は都会に吸収され農村の人々は去って利益ある都会に移住し、ついに農村荒廃の現象を至るなり。

農村荒廃の現象　これは国家の上にも個人の上にも種々の現象なるが、この現象は現今イギリスドイツ等欧州各国にさかんに現れつつありて、これをいかにすべきかは為政家社会政策者等の大問題となりつつあり。これをイギリスの例にみるに、既に人口の七割は都会の地に集中し農村には残り三割の

人口あるに過ぎず、かくては十分農業をやっていけるようなく、原野は人の手を要せぬ牧草などをもって埋まることとなり、農作物あがらず国は食物の不足を告げてこれをインド豪州等より輸入せざるべからざる有様となり居るをもってこれをもって補充し行くを得べけんも、もししからずば実に困難なる事情なりと云うべし。

日本の人口と米　佐藤信淵翁が農学を始むるに至れる動機も実に以上の現象を洞察したるためにして、その「経済要録」等を見るに将来人口の増加に伴い食物の不足を告げ万人困るようになるべければ、今より農の将来を画策し置かざるべからずとの意見あり。現在日本の人口は四千四百万として40年度の米の産額は四十万石、麦は二千万石なり。これを一人宛にするときは一石三斗五升宛となる。しかるに産米麦額は年々さしたる増額を見ず、人口は年々百分の一の趨勢にて増加しつつあり、この趨勢にて20年後に至れば一人一石一斗となり、さらに20年後すなわち明治80年の頃には八斗八升となるなり。かくてついにイギリスのごとく外国より食物を仰がざるべからざるに至り、戦争の際には非常の困難に遭遇するに至るべし。他国より食料を仰ぐということについては種々の説あるも、少なくとも出来得るだけ自国のものをもって需要に供する必要あることは論を待たず。

農村荒廃の影響　農村荒廃の現象はこの趨勢に影響して食糧不足の原因を多くするのみならず、また国民の体格を悪くすること夥しく都会は運動少なく空気悪きをもって人の摂生を害すること甚だし。イギリスの調査によれば壮丁体格の悪きもの六割は都会の住民なりという。これ国防上よりみて大事なことというべくかく種々の弊害を醸す農村の荒廃を防ぐにはこれをいかにすべき教育の力による外なし。農業教育の必要を唱える所以はここに存す。

農村荒廃救済策　農村には利益少なく娯楽多からず。これに教育はハイカラを奨励し高位高官というが如き都会風を注入するに勉むるにおいてはその荒廃を来すは無論のことなるが故に商工業に必要なる補充人員を田舎より都会に出すくらいに止め成るべく丈け田舎の人をして農村に力を注がしむるの要あり。しこうしてこれをして効果あらしむるは農業教育を盛んにするの外に道なし。すなわち農事に関する知識を普及せしむることによって農業を有利に営むの法を知らしめ勤勉の徳を養い、荒蕪を開拓しもってこの荒廃し行く農村を救済すべきなり。

有利なる農業法　農業はこれをさかんに行わずは漸次その作物を減じ利益は少なきに至るのみならず、近世は以前の実物経済の道が廃れて貨幣経済の世となり居るをもって農作物を売って貨幣に替えこれによって己が諸般の用途に弁せざるべからず、さればこれを売るに当たりて商業家のために多分の利益を占められ農家の得るところますます少なきに至り農業の利益は甚だ僅少なるに至る。これを有利に営まんと欲すれば西人が「多く儲けんには多く学ぶべし」と云えしごとく、まず農業に関する知識を進めて耕作を有利に営むの法を研究するとともに佐藤翁が既に唱えしごとく農家共同の購買組合及び販売組合を実施し、利益を他に貪らしむることなからんを要す。かつ将来は資本の多きものに勝ちを占めらるることなればこれに対抗して資本家に利益を吸収せしめざらんにはこの組合を組織するの必要もっとも大なり。これに加えるに、勤勉の美徳を養うべくとかく今の世は働かずして多くの利を得んとするの悪弊あるをもって農業を有利に営まんとする程のものはこの悪弊に染まず十分働くべきこと論を待たず。

女子の農業教育　一面農家女子の仕事についてみるに、在来の麻をもって糸を製し衣は自ら織りてこ

れを着るがごときは工業発達して漸次その仕事を奪い廉価にして体裁のよき物を供するに至りたれば女子もまた他に儲け仕事を見出さざるべからざるに至れり。アメリカのごときも今やその女子教育の方針を家庭以外の職業教育に向けるに至れり。わが国においても今後の女子教育は職業教育を盛んにするの必要あるに至るべし。殊に農家の女子にあってはまず養蚕を盛んにすべく旁々女子にも今後農業教育を施すの要あるべしと思う。

農事の改良と開墾　一方に人口の繁殖盛んなるに至らば、米麦の産額を将来大いに増し行かざるべからず。これは農事の改良と開墾にまつべく殊にわが国における開墾の余地は尚多く、研究の結果によれば十五度以下の傾斜地は山地といえどもこれを耕作するを得べしと云えば、かかる山地は全陸地の四分の一はこれあり。そのうち尚開拓し居らざる部分少なくとも二分の一はあるべし。本県のごときも未開拓の土地尚多しと聞けり。すべからくこれを開くべきなり。その耕作物については麦を作るなどもっとも急務なるべし。食料不足を告ぐるに当たってこれを補充するは麦に若しものなく、本県の如きは米多くしてその必要なきがごとくなるも輸出のために耕作するも可なり。現今アメリカより小麦の輸入おびただしければなり。かつ麦は寒地といえどもその耕作は差し支えなし。

地主と農業教育　大地主の多いところに農業教育発達し居らざる現象あり。これ大地主が農民に下手な教育などをするよりはむしろ役々働くにしかずとするよりきたる現象ならん。これはなはだしき誤謬にして農業教育の普及せざるがために有利なる農事の営み得ず、直接その損失をこうむるは地主なることを思わば、むしろ地主は進んで農業教育を奨励し農事を改良し行くべきにあらずや。

佐藤翁の遺志を遂げよ　如上農業教育の普及発達を計り農村の荒廃を防遏（ぼうあつ…防ぎとどめる）し

もって地方農事の改良発展をなさしめ佐藤信淵翁が遺志を成就せられんことを望む。本日彌高神社の祭典を行わるるに際し予はこれだけのことをもって諸君に告ぐ。

第三部　創建後県社昇格までの歩み

創建後、秋田魁新報の「彌高神社の鎮座」に代表される期待を受けて、如何にして崇敬させるべきかをめぐる論争があり、総会において主たる議題となり、ついにはそのための調査報告に基づいた諸方策が執行された。例祭日は、秋田県教育会の総会の初日に設定され、参拝が定着されてきた。しかし、その維持にかかわる寄付金の収拾には大変な難儀が伴ない、毎年の課題であった。彌高神社を創建した秋田県教育会の精神は、確実な歩みをしてきたが、その歩みは平坦な道ではなかった。

大正天皇の即位に伴う御大礼記念事業として、記念館とともに記念図書館の建設にともない、現在地に移転し、大正5年4月26日遷座式、県社に昇格したのは大正8年2月8日である。県社に昇格のための条件としての基本金の造成についての大仕事もあった。

一　彌高神社創建の精神

彌高神社の大祭を執行した翌日、秋田魁新報（明治42年10月17日）に「彌高神社の鎮座」と題する記事がある。彌高神社の創建の成功を祝し、両大人の威霊の永く人心を照破せんことを敬謝したいと檄を飛ばしている。

平田篤胤、佐藤信淵両大人の神霊を合祀せし彌高神社は、本日をもって旧秋田神社、八幡神社に鎮座せられ、臨時大祭を執行せられたり。両大人合祀のことは、つとに県教育会において計画せられ、はじめ手形山神社と称し、手形山に鎮座の予定なりき。その後故ありて、今の地に鎮座し、社名をも改称するに至りぬ。

県教育会において這般（やはん…このような）の美挙ありしは、もとより両大人の学徳功業を仰慕するの余に出て、もって徳教に資する目的に出でしや言うまでもなく、かつ教育会長を兼任せる当局者は、本県開発に際し、両大人の威霊により、人心を作興せんとするの意味あるごとく、吾人は教育会の事業として、その成功を祝し、かつ両大人の威霊の永く人心を照破せんことを敬謝せずんばあらず。

平田、佐藤両大人の神道家として、将た経済家として、そのむかうところを異にせしも、その経世家として、経国家として、精神界ならびに物質界に至大の貢献をなし、功徳を遺されたる近世の偉人たることは、吾人の呶々を要せざる所にして、この両大人を産出せし本県の大いにもって誇るべきことなるのみならず、またその遺志を紹き両大人の遺業を起こし、その神霊奉謝するところなからざるべからず。いたずらに、本県人が平田佐藤両大人を輩出せしことを誇り、しかしてその遺志を継ぎ、遺業を済すの途に出でずんば、たとえその祭祀において盛儀を呈し、敬虔の誠を表すといえども、決して神霊を慰むる所以にあらざるなり。これを計画したる教育会たるもまた彌高神社の鎮座をもって吾事終えりとなすは早計に属せざるを得ず。

もとより平田佐藤両大人共に、蒋校より出身したるにあらず、すなわち多くの英傑は砂中より黄金を出すが如しといえども、英資天才にして正則の教化を経ば、一層の本色を発揮せんこと、吾人の言を待たざるところなり。教育家たるもの、両大人の偉業にかんがみ、ますます人材を育成するの方法を講じ、彌高神社を奉祀したる所以の精神を没却すべからず。

すなわち、両大人の学徳功業は、赫々として世を照破し、必ずしも県人の表彰をもってはじめて知らるべきにあらず。かえって両大人の名により、本県を紹介せられたるや大なり。故に、教育会が両大人を奉祀せし真意を忖度すれば、本県が両大人を輩出せしことを誇るものにあらずして、かえって両大人を輩出したる本県が爾来何等の人材を輩出せざるを恥とし、形式をもって両大人を祭祀せず、精神をもってこれに敬謝し、すなわち両大人の遺志を紹き、遺業を済す底の人材成器に対し、相共に勉れんせんとするの目的なるべく、吾人もまたこの意味をもって、両大人神霊のいやがうえに高からんことを仰慕せざるを得ざるなり。

すべてはこれからであるということであろう。文字通りこれからが大変であった。

二　彌高神社を崇敬せしむる方策

彌高神社の創建、大祭の執行は秋田県教育会の大事業である。したがって、大祭執行後の意識的取り組みは精力的である。大祭後の出来事を「秋田県教育雑誌」の記事に沿って、一つずつ検討を加えてみたい。

1　教室掲示用肖像画

「秋田県教育雑誌」（明治42年12月　第129号）に次の広告が掲載された。

謹　告

教室額面用　（五姓田画伯筆）

平田
佐藤　両大人肖像

定価金拾銭十枚以上弐割引
五十枚以上三割引
百枚以上四割引

右は発行以来非常ノ喝采ヲ博シ一時品切ノ処今般再版出来致シ候間続々御請求ノ程願上候也

発売元　秋田県横手町　㊞　大澤鮮進堂

左　平田篤胤大人・右　佐藤信淵大人（写真は講堂に掲げられたもの）

2　短編募集と応募雑纂

明治43年2月25日第221号に「短編募集」の広告が掲載された。内容は、「本県児童少年訓育上、如何にして彌高神社の崇敬を有効ならしむべきか」という題で、「平田佐藤両大人は近世の偉人なり。しこうして彌高神社の鎮座は本会の大事業の一なり。如何にして、この両偉人を崇敬せしめて本会当初の大精神を貫徹せんとするか。あえて諸君子の名案を俟つなり。」というものである。この短編募集は3月号、4月号と3回連続で掲載された。それを受けて、3月25日第222号には、雑纂として二本掲載された。一人は熊谷直秀氏、もう一人は陶観光氏である。当時の人々の敬虔心の様子、訓育の低下の状況が思われ、危機感をもった論調である。

(1)「彌高神社を崇敬せしむる方策」

北秋　熊谷直秀

本県教育会の事業中、最も美事として、世人の耳目を引きかつ称賛を得たるものは、本県の偉人たる、平田、佐藤両大人の英霊を祀る彌高神社の社殿を建立したることである。その国家に尽くしたりし偉績は、すでに、大方の知悉するところであるが、本県教育会また両大人の小傳を冊子に編集して、広く頒布したりしをもって、他県人はともかく、本県人はこれを閲読し、あるいは、先輩の談話を聞きて、要領を会得したるもの少なからざるべし。

しかるに、その社殿所在地なる、秋田市民中、両大人の偉績遺徳を敬慕し、自ら信念を高めて崇

拝するもの幾人かある。回顧すれば、昨年10月16日八橋より現在の東根小屋町に、奉遷する当日通行の各町において、恭しく拝せしもの稀に見たりしが、多くは窓より顔を出し、あるいは二階より見下ろして一の拝礼をなしたるものはなかった。当時予は心密かに、不快の念を起こし、大いに嘆に堪ってあったが、このような状態では、まず父兄母姉の方より、崇拝の念を起こさしむる必要を感じている。社殿所在地なる秋田市ですらかくの如し。いわんや郡部においては、概して崇拝の念などはなかなか容易に起こしているものはなかろうと思う。

故に、一般市民の内父兄母姉に崇拝の念を起こさしむるには、その方案方便として、予はまず左のことを考えている。

一、管内社司社掌すなわち一般神職に対し、知事より内訓を発し、説教の時機その他好機に遭遇する毎に、両大人の偉績を説きかつ社殿を設けたる由緒を詳述せしめて、漸々崇拝の念を起こさしむるに勉めしむること

二、本県教育会の事業中なる講演会毎に、必ず両大人の事に関しての説話をなすこと

三、各地方団体のなにたるを問わず、その集会の場合においては、相当の人をして、彌高神社の由緒を説かしむること

次に小学校児童をして、崇拝の念を起こさしむるには、種々なる方法のあるべしとは思えど、まず、教員その人より誠意に崇拝するにあらざれば、到底児童の脳裏に感染し、まことに崇拝せしむることはできないことと思う。しかし、達からず吾校にて実施しようと考えおることだけ左に掲げて大方の批判を乞わんと思う。

一、両大人の肖像をある場所に掲げ置き、毎月二三回児童をして拝せしめ、直ちに講話を開くこと

二、彌高神社祭典の当日は、特に遥拝式を挙げ、訓話をなすこと

三、ある学年以上を限り、在学中に必ず一度は、修学旅行として出市せしめ、神社を拝せしむること

実行したいと思うは、右の三項である。第一項に対しては、各教室に肖像を掲げて、始業終業の際に拝せしむるは、如何のものかと思う人もあらんか、かくしては、尊信の念を起こさしむめんとしてかえって軽忽に流れ、崇拝の念を失わしむるなきにあらず。いったん神として奉祀したりし以上は、教科書付属の掛け図同様の取扱いにては、甚だおもしろくない。神は神として、崇拝せしむる念を起こさしむる方法をとらざれば、粗略に流れ、ついに疎心を挟ましむるに至る恐れがある。第三項に至っては、郡部の小学校にては、なかなか、容易に実行できぬことなれども、いかにしていずれの学校においても、実行するだけの方法を講ぜられたいものである。

以上は予の卑見を述べたるまでにて、大方諸君は定めし良案のあるあらんと思わるれば、県教育会が大事業として経営せられし当初の目的理想を円満に達するようにしたいものである。

(2)「本県下学校の児童少年訓育上、如何して彌高神社の崇敬をならしむるべきか」

陶　観光

訓育の低下し来れるは我が国民性の軽佻なる模倣主義に心酔しようやく思想界を攪乱されここに敬虔心の欠如を来せるものなり。敬神の美徳を失いしものなり。故に先ずもって第一敬神の美思を涵養せざるべからず、しこうして吾等がいうところの日本の敬神とはそも何ぞ、教育勅語には曰も肇国宏遠、樹徳深厚、父母に孝、の三大要素を明示さるるものありて存す。その吾人が尊敬もし信頼もし祈願もすべきは独り日本の神にして吾人自身一家一村一県一国の幸福を生み出し我国をしてますます精華なる国家とする。これすなわち真の敬神にあらずや。予は彌高神社崇敬に関し次の方法を採らん事を主張す。

一、修身科教授細目に両先生の偉績を授くべく編纂すること

二、教育勅語の恭倹己を持し
　学を修め業を習い
　徳器を成就し
　公益を広め世務をひらき
　祖先の遺風を顕彰す
戊申詔書の忠実業に服し
　勤倹産を治め

華を去り実に就き
惟れ信惟れ義醇厚俗を成し

の章において両先生の偉績と人格を発揮するに努むること

三、各学校において両先生の御肖像を講堂または作法室の如き尊厳に掲げその下に大いなる鏡を据え誓誠式（偽らざる訓練資料）を毎月一回行う、鏡と敬神とは密接なる日本固有の関係あるや言うまでもなし

四、毎年9月11日平田先生の命日及び正月6日の佐藤先生の命日には精進せしめ斎戒沐浴して学校の礼拝式に臨むべきこと

五、毎年8月24日平田先生の誕生日6月15日佐藤先生の誕生日には両先生の偉徳表彰式を学校に行うこと

六、県教育会においては両大人の唱歌を作りこれを各小学校に配布し（尋常一年生といえども歌い得る程度のもの）歌わしむべし

※ ほしんしょうしょ【戊申詔書】第二次桂内閣の1908年（明治41、干支は戊申）10月13日に出された詔書。日露戦争後の国民精神教化のため、平田東助内相の提言による。列強との友好を説いて国民の対米感情が排日問題で悪化するのをなだめ、日露戦争勝利で西欧に追いついたという気分には勤倹貯蓄・産業奨励を求めて引き締めた。第二次桂内閣は翌日の地方官会議でこの精神を徹底することを求め、地方改良運動が進められた。この詔書は23年（大正12）の国民精神作興に関する詔書や35年（昭和10）の国体明徴声明などの先例となり、学校教育でも教育勅語と並んで重視された。48年6月19日に国会で教育勅語とともに失効が確認された。

3　明治43年度秋田県教育会総会

明治43年度の県教育会の総会は、大祭後初の総会であり、初の祭典であるためか、何が何でも成功させなければならないという情熱を感じる取り組みである。5月11日の常議員会の決定事項、6月23日の総会の案件及び「彌高神社崇敬に関する件」の調査報告書は特筆すべきものである。そして、6月24日の彌高神社祭典は厳粛に執行された。

(1)　常議員会

①　明治43年5月11日の常議員会の案件は「彌高神社祭典挙行の件」であり、その内容は次の通りである。

6月24日祭典挙行すること
これに関する経費予算などさらに取り調べを要すること
市内県立学校職員生徒及び小学校職員児童彌高神社に祭典費の寄付を求むること
彌高神社の神撰を前記祭典費寄付者に分配すること
祭典の付録として秋田先賢遺物展覧会を開くこと
会場は公会堂とすること
委員を選定すること

②　6月6日の常議員会では、次のことが協議された。

講演会講師　東京高等師範学校長　嘉納治五郎
祭典寄付額の標準左の如し
小学校児童一人一銭ずつ、校長十銭、他職員五銭ずつ
県立学校生徒一人三銭ずつ、校長二十銭、他職員十銭ずつ
外に土崎両校及び牛島小学校にも前同様勧誘すること
祭典余興として県立学校生徒の武術会を催すこと
公衆の綱引きをなすこと
楽隊を出すこと
装飾船を穴門堀に浮かべること
花火を挙げること
生け花を議事堂におくこと
毎戸国旗を立てること、灯籠を点すること
神社の鎧符を配布すること

(2) 総　会

5月25日第224号に、総会議事予告がある。それは「小学校児童をして両大人の高徳偉績を崇敬せしむるため本会よりその肖像を各小学校に配興すること」とあり、さらに総会当日の会長の開会の辞の内容はもとより、「彌高神社に関する件」が会務報告であり、議事も「二、彌高神社に関し各小学校に

おいて取るべき適切の方法如何」「四、小学校児童をして両大人の高徳偉績を崇敬せしむるため本会よりその肖像を各小学校に配興すること」「十、彌高神社を崇敬せしめるため歌詞を定むる可否」と三本もあり、熱気を感じる。さらに、調査員を委嘱し、その報告もなされた。この調査報告はその後着実に執行された。すべては、ここから始まったのである。

① 開会式における会長（森正隆県知事）開会の辞

本日本会総会を開くに当たり多数諸君の来会あるを感謝す今回は特に彌高神社の祭典を施行し教育家諸君の崇敬の意を表すはすこぶる宜を得たるものにして殊にまた両大人の遺墨をはじめ本県のあらゆる先賢の遺墨を県会議事堂に集めその展覧会を開くを得たるは一に教育家自身のため一は他を益するの挙として喜ばしきことというべしその出品者の佐竹侯爵はじめ今までかつて見るを得ざりしものを出品しくれたる人々ないし一般出品者に対し深く感謝の意を表すなおこれが蒐集陳列に尽力苦心せられたる会員諸君の労を謝す思うにこの挙は本会活動の第一着にして本会の記憶すべきことなり

② 会務報告（藤井幹事）

一、彌高神社に関する件

これは昨年7月八幡神社社殿社地を金六千円にて買い受け二カ月間にわたり三千五百円を投じて大修理を加えその額は会員の寄付金により支弁し来たりたるも未納額なお六千円ありこれが取りま

とめのためには充分の尽力を請わざるべからず

③　議事二　彌高神社に関し各小学校において採るべき適切の方法如何
　議事四　小学校児童をして両大人の高徳偉績を崇敬せしむるため本会よりその肖像を各小学校に配與すること
　議事十　彌高神社を崇敬せしむるため歌詞を定むる可否

二、彌高神社に関し各小学校において採るべき適切の方法如何

伊東常議員　今更この問題は説明を要せず。ただこの問題の内容についていえばおよそ二の方法あり。一は学校内部より適切なる方法を案出して実行することにして、他は外部よりよき方法を考案して差し向けてやることこれなり今はこの外部より差し向くべき適切の方法を案出したしと望んでこの問題を提出したる所以なり。

高梧君　この問題と性質を同じうするが故にこれを併せて会員の提出問題、第二、第十を共に議しては如何。

森会長　しからば併せてやることにすべし。

四、小学校児童をして両大人の高徳偉績を崇敬せしむるため本会よりその肖像を各小学校に配與すること

十、彌高神社を崇敬せしむるため歌詞を定むる可否

熊谷直秀君　予は提出者として第二の問題につき意見を述べるべし。これについては会誌に意見

もありかつ小学校にても既に備えおるものあれど、両大人の肖像を教材として取り扱うは面白からず神社より配分して学校の適当の場所に掲げ崇敬の意を表したし。経費は会において支出し得ずとせば学校より多少出すこととするも可ならむ。第十の会員提出問題は良法にして大賛成なり。ただ人格高き人の選定を乞い慎重に意を用いるを要す。しこうして時々児童に合唱せしめ、また各自に暗唱せしめ、教員自身もまず率先崇敬の心を持ってこのことを行うに熱心せざるべからず。

浅沼正毅君　これらの問題はとっさに適良の方法を得んとすれば軽率に流るるの恐れあり。若かず委員を選出して研究を請いその報告を待ってさらに審議せんには。

菊地東一君　今の雑誌に会員をして各自の研究の結果を発表せしめては如何。

工藤君　県内の適当の文士に編纂を請うて趣味ある伝記をつくりこれを配分するは最も適当の方法にあらじや。予等の経験によるにかかる少年書類によりて感化を受けたること多し。

高橋源太郎君　先ず歌詞を作るべし。これ感化の最良法なり。本県は比較的両大人の感化を受けおらざるは遺憾なり。静岡県の二宮翁の感化大にいきわたりおるに比していづれぞ、既往は咎めず。来者はこれを追うべきなり。

堀井雄助君　方法をたくさんにする必要なし。ただ教師はその偉人の心を充分わきまえ、これを生徒に講演するに至らざるべからず。これにしよく伝記を熟読するを要す。しこうして祭典には遺墨を展覧し、両大人の事蹟を講話し、肖像を掲ぐる等各学校において適当なる方法を講ずべく肖像を分配し、歌詞を作る等のことも教師が伝記をよくわきまえて、後はじめてその効果あることとなるべし。

伊藤源之助君　予は横手小学校においてすでに実行しおることを語らん。三大節には歌詞を歌わしめたり。教室には肖像を掲げて児童の崇敬を増さんとつとめつつあるが、教室に肖像を掲げ置くを決して不敬にあらずと思う。なお予は浅沼君の委員付託説に賛成なり。

仙波廣治君　この問題は神社すでに出来てしまいおるに甚だ遅れたりというべし。速やかに研究し実行せざるべからず。三問題を一括して議するは実行を期する所以にあらず。別々に議し意見は会誌に掲ぐる様したし。

小堀房之助君　いずれも適当の方法なるも、予はさらに平田大人は教育勅語を布演する場合に引例し、我が高祖高宗の遺訓、我が国体の精華等を説明す場合によく説明し、佐藤大人は戊申詔書を布演する時に引例し、勉倹業を治むる等の好材料とすべく、平田翁はこれを外宮になぞらうべし。大体において予は委員付託説に賛成す。

（簡単簡単と呼ぶものあり）

京野孝之助君　昔からのことを説かずに簡単にして委員に付託するようにしたし。

陶観光君　予は大体において本県人が敬神の念に欠くるところありと思う。まずこの敬神の念を充実せしめ、熱心に敬神するに至るよう訓示ありたし。

佐藤君　小学校の児童をして町村の神社の祭典の際などに参拝せしめ、もって敬神の念を養いたし。

小笠原卓道君　会員各自の要求多くして初めて適当の方法も出てくるらん。本会において種々の方法を議したるものを希望を付して委員に付託しては如何。

加賀谷君　神と偉人との観念を明らかにしておき用語を一定したし。神と言えばなんとなく不可

思議神通自在のものの如く思われ偉人と言えば現実的実際的のものの如く思われればなり。

森会長　委員付託のこと異議なくばそのこととし、人名は会長に任せてほしし。その報告は明日までになすべし。

（異議なし異議なし）

(3)　彌高神社崇敬に関する調査報告（明治43年6月24日）

森会長　先刻の彌高神社に関する調査委員を報告すべし。

彌高神社崇敬法調査委員

小平高明、浅沼正毅、水原豊治、境田養吉、熊谷直秀、今欣吾、大泉清貫（書記朗読）

調　査　報　告（書記朗読）

彌高神社崇敬に関する件別紙の通り調査を遂げ候條この段報告候也

明治43年6月24日

委員　小　平　高　明（大館中学校長）　（）は筆者付加

浅　沼　正　毅（大曲尋常高等小学校長）

水　原　豊　治（小坂尋常高等小学校長）

境　田　養　吉（土崎尋常高等小学校長）

熊谷直秀（綴子尋常高等小学校長）
今　欣吾（平鹿郡視学）
大泉清貴（女子淳城高等小学校長）

秋田県教育会長　森正隆殿

1　正確なる肖像を作ること
2　歌曲を作成すること
3　詳細なる伝記を編纂すること
4　尋常五六年児童を程度とせる少年読本を編纂すること
5　肖像は額面に仕立て、実費をもって全県下の各学校及び青年団役場等に頒つこと
6　歌詞、伝記、少年読本は適宜の方法により販売すること
7　祭日には肖像を掲げて礼拝を行わしめ兼ねて遺徳を表彰する訓話をなすこと
8　或る日には肖像を掲げ訓話に因して両大人の遺徳を講ずること
9　講堂ある学校においては常に肖像を掲ぐること
10　両大人の作になる詩歌格言等の適当なるものを児童に暗記せしむること
11　終身、歴史、理科等教材に関連して両大人の事蹟を説明すること
12　全県下学校生徒児童をして在学中一回以上適当の時期をもって神社並びに手形山の墓所を参拝せしむること
13　付近学校の生徒児童は必ず祭日に参拝せしむること

14　教育点呼に際しては両大人に関する講話をなし、既授の事蹟、詩歌等につきて考査すること

15　実業補習学校もしくは青年夜学会等において両大人の小伝（少年読本）を読ましむること

以　上

森会長　委員より提出のこの15カ条の崇敬法に対し異議ありや。

（異議なし異議なし）

森会長　異議なくば是認したるものと認む。なお左の提出案あればこれを付議すべし。

〔両大人肖像出版に関し五〇〇円補助費を下付せられんことを県知事に建議すること〕

（境田養吉氏外数名提出）

熊谷直秀君　提出者として説明をなさんに、これは前調査委員の調査の結果両大人の肖像及び伝記をつくるの費用として五〇〇円を県費より補助を得るため建議せんとするにあり。

森会長　果たして五〇〇円を要するや否やは充分研究を遂げたる上にもあらざるべし。「相当の」と訂正しては如何。提出者の意向を聞かん。

提出者一同　異議なし。

森会長　相当の補助を受けんことを建議することに改め異議なきや。

（異議なし異議なし）

森会長　可決せるものと認む。…

(4) 彌高神社例祭

明治43年6月24日、彌高神社例祭を施行せり神職、知事、来賓及び崇敬者数百名社殿に一同着席し左の順序により式了りて知事、高等官以下崇敬者、学校職員生徒児童参拝せり。その順序左の如し

彌高神社例祭挙行次第

午前10時神職知事来賓一同着席
祓　式　　この時奏楽
　典例祭儀の執行を知事に告ぐ
次　開扉（警蹕）　　この時奏楽
次　供饌
　ただし献饌長以下伝供す
次　祝詞
次　舞楽、剣舞、巫女舞
次　献詠披講
次　拝礼　　この時奏楽
次　閉扉（警蹕）　　この時奏楽
典礼祭儀の終了を告ぐ
知事来賓神職順次退席

以　上

4　明治44年の秋田県教育会総会

総会後も熱気はさらに高揚し、各種論文が投稿された。6月25日の第225号に講演「祭祀と祖先教との関係」（穂積法学博士）、11月25日の第230号に「崇敬心の立脚地」（児玉庄太郎）、翌年1月25日の第232号に「人道即神道」（千葉命吉）の論文がある。翌明治44年の総会の第1号諮問案へと引き継がれていく。

(1)　総会をひかえた常議員会

①　明治44年2月27日の常議員会

本年の総会には両大人偉績講演会を開くこと知名の講師を招聘すること

平田佐藤両大人表彰寄付金未収入及び本会未納会費を手詰めて集金すること

②　4月13日の常議員会

彌高神社祭典には前年の通り供物料を各学校職員生徒児童等に寄付せしむること

供饌前寄付者に與えること

両大人の頌徳唱歌を編纂すること

5月2日

彌高神社例祭を施行せられたり。神職、知事、来賓及び崇敬者数百名社殿に一同着席し式を開始せられたり了りて知事、高等官以下崇敬者学校職員生徒児童参拝せり。

(2) 総　会（5月2～4日）

彌高神社の例祭日は県教育会総会の日時に併せて設定されている。この年以降5月2日が多くなる。5月2日の森会長の開会の辞、翌3日の議事第一号諮問案「国民道徳欠陥及びこれに対する救済方法」さらに、4日の代議員会における事業費をめぐる「彌高神社における寄付金について」の質疑は総会における熱気と寄付金の集金状況がかんばしくない現場の様子とのずれの大きさを示唆している。寄付金の集金状態は今後かなりの長期にわたって苦労することになる。

① 森会長　開会のあいさつ

例により総会を開くに当たり、諸君の遠来の労を謝す。殊に昨年来彌高神社の祭典を機として神徳を発揚すると同時に吾人の範とし修養に資せんとするにあり。近時ややもすれば思想界に動揺を来す兆しあり。故に、この機を利用し、総会を開き、これから救済法を研究するが如きは最も愉快に感ずるところなり。…

② 議事第一号諮問案　国民道徳欠陥及びこれに対する救済方法

森会長　この諮問案はよほど重要なる問題なれば、諸君は特慎重に熟考の上言語を謹み答申せられたし。

小澤君　近藤君の演説は国民道徳に関して密接の関係ある故、日程を変更してこれより先にせら

れたし。

森会長　近藤君は国民道徳の演題提出者なれば一応説明せられたし。

近藤政之助君　私は演題について一言せん。

森会長　一応諸問案を説明せん。これは別に難しきことなし。近来社会の風紀乱れ人心堅実を欠くに至りたり。殊に最近西洋思想にかぶれ、日本古来の忠孝の観念欠乏し、武士道すたれ、道義衰え、国家の前途大いに憂うべきものあり。国家道徳の欠陥は果たしていずこにありや。これに対する救済の方法なり。昨日大意を説明し置きたり。

千葉命吉君　国民道徳は衰えたりとの意なりや。

森会長　然らずこれを救済するの方法なり。維新以前より今日は国民道徳衰えたりとはいうべからず。一面は確かに進歩せり。然れども人心軽佻浮華に流れ居るは事実なり。故に、その基礎を固くせんがために善悪良否考え答えられたし。

千葉命吉君　国民道徳とはなんぞや。

森会長　これについて解らぬものあるか。

千葉命吉君　その範囲明瞭ならず日本の国民道徳なりや支那のなりや。

森会長　この如きことが分からぬ様では駄目なり。後回しにするがよし。

近藤政之助君　国民道徳に関する普及についての卑見を述べん。この問題は困難なれば我々が意見を陳述するを恐縮の至りなるが簡単に自己の所信を述べん。我々教育者は国民道徳の信念をもっとも強固ならざるべからず。第一の方法はこれより生ず、この信念を堅固にするには国体の発揮

を国民道徳の模範と成してその基礎を固めざるべからず。人心は絶えず動揺す、殊に近来は危険思想に化されて人心その恐るところを知らず。故に実践的ならしむることあたわざるもの多し。故に実践的のみならず他に方法を講ずること必要なり。すなわち理論的の方面を基本として研究することも大切なり。実践と理論と一致して此所に円満なる発達をなすことと思う。

浅沼正毅君　国民道徳の欠陥とは明瞭ならず。この観念が退歩せりという意なりや。国民道徳そのものについて欠陥なりや。

森会長　然り。

高橋源太郎君　国民道徳の欠陥は二分することを得。一は古来の国民道徳が今日に至って衰退の傾あり。古人は義理を重んじたりしが、今人は多少これを軽視する至り。二は日本は今や世界的膨脹的になれり。しかるに日本はなお公共的観念乏しく文明国として乏しき所あり。これ鎖国は義をとり来たりし結果なりと信ず、故にまず欠陥の原因を確かめて後救済の方法を講ずること必要なり。日本固有の欠陥は至誠に乏しきことなり。それ西洋思想の加味及び信念の混沌時代にしてキリスト教思想科学思想の乱入により信念一定せず、その基礎をおくところなし。これにて信念を固め、秋田においてならば佐藤平田両大人を模範としてその肖像を掲げ崇敬の念を起こさしめ、祭典を重んじ旅行等には神社を参拝することを重んぜられよ。偉人を中心とし、また勅語を中心として至誠の念を堅くし、小学校の訓育において十分児童にこの観念を鼓吹し、出来得べくは各郡よりの意見を求めて、これを印刷し各学校に配布せられば、訓育上多大の功ありと信ず。山形・郡馬地方にてはこれをなしつつあるやに聞く。この問題は会員の意見を聞き、研究部に回

してその意見を各学校に分配せられんことを乞う。

今野君　今日国民道徳に欠陥あることは二三の事実あり。社会に対して如何にこれを指導すべきかはもっとも重大なることなり。ただ一片の感情に走り、または学理にのみ流るるは不可なり。信念固く理性と学理の根本に立ちたる感情を要す。まず学理を研究し、大いに世界歴史の潮流を考えよ。世界史上における日本史の位置、治乱興廃を知らしむるは必用あり。また権利義務の観念乏しき故、主権の重んずべきを知らしめ、歴史上法理上国家の権はかくあるものと知らしむることも緊要なり。また小学教育には法制経済を養わしむることも大いに必要なり。

上遠野秀治君　この諮問案は重大なるものなれば我々は慎重に考えべきものなり。これは到底一朝一夕に解決すべき問題にあらず。元来進歩というとは、物質精神的の二が並行するは本来の主旨なれども今日の本邦は物質精神の並行は如何道徳上欠陥ありと信ず。その救済すべきもの何ぞや。いわく既に欠陥なるもの及びまさに欠陥たらんとするもの、すなわちこれなり。一は現に欠陥なり。政府及び人民は協力して救済せざるべからず。二は一般の勗（っと）むべきことなれども殊に教育当局者はもっとも尽力を要す。現今少年教育に緊要なるは一は人格の向上品性の陶冶を重んずる主義にて、一は少年の各階級に重きをおきこれを教化する職業主義なり。一はこれを極端に敷衍（ふえん…広くゆきわたらせる）すれば大いなる弊害を来す。両主義をすべて実行せんとするは到底不可能なり。故にその調和を計ること必要なり。人格の修養は知育徳育の両面より入り。また一面において職業教育を無視することあたわず。実業教育と学校訓育とは別にすべからず。小学校の教育は学科を一人にて担任するゆえ好都合なり、中等教育は然らず、すべて専門的なり。

また各学科を教授する際は道徳を思念し徳育を重んぜざるべからず。人は社界と離るべからざる関係を有す故に、人を教育するには世界に適したる人物を養成すること緊要なり。しかもその国体によって各異なり。フランスの如きは国民の品性特徴など日本と甚だしく異なり。けだし時勢に適応せる人物を作は教師たるものの責任なり。品性を養うとともに職業教育を盛んにせざるべからず。これはとりも直さず規律のある人を養成することなり。けだし規律を立つるは規律的生活は愉快なることを少年に知らしむること大切なり。国民道徳の欠陥は多くは規律を嫌う人なり。規律を愛好することは最も大切のことなり。国民道徳の欠陥救済するには教育にあり。これについて規律を重んぜざるべからず。故にその一般を述べしのみ。

金澤正夫君　国民道徳と一般道徳との区別を知らざる人あり。あまりに理論に流れ実際ならず。近藤君はその欠陥を救済するには信念の強固によりといい、国民道徳の忠は哲学倫理なりとの意見あれど、これ仮説に過ぎず。我が信ずるところは国民道徳の根本は祖先崇拝なり。これの観念衰えるときは国家衰退しこの観念消滅すれば国家は亡ぶ。忠といい孝という単竟祖先崇拝に外ならず目今もっとも衰微せるは家祖の崇拝なり。わが校においては生徒に朝飯前に祖先を崇拝し、家を重んずべきことを教え、また祖先の祭等も盛んに営みたきものなり。国家の功労者の祭典は盛大に行えども鎮守の祭典などは年々衰え行く傾あり。これを挽回するは国家の祖先を思念するの一として生徒にその像を礼拝せしむることも緊要なり。教師たるものはこれに対して信念の堅忍なるを要す。また小学校にて良心を教えるに当たり二方面なり。一形式二内容これなり。良心はいずれの国民もこれを有す。しかし日本人のは外国人と異なり、幸徳一派のものが死刑の宣告

を受けし時万歳と叫びし良心の内容は異なれり。良心の内容は忠孝なり。ゆえに忠孝を中心として生徒に教授するを要す。

千葉命吉君　我が国民道徳は大和民族の精神なり。個人にありてはすなわち良心となる。これはすでに三千年の昔より進歩発展しつつあり、孝徳天皇以後印度の厭世思想の影響を受け、自覚するに至りしなり。今日の国民道徳は一面神道というも過言にあらず、およそ欠陥は長所に伴う日本精神は四あり。一潔白、二現実主義、三報公の念、四祖先崇拝なり。日本人は古来神社等において御祓（みそぎ）を祓う、これ正直潔白の精神のあふれたる余弊なり。また現実主義の反動として不健全なる外来思想の著しく輸入したるはもっとも憂うべき現象なり。また報公の精神に反対するものは個人主義なり。自己の犠牲的精神乏しく大和魂のあるを忘るるに至り、祖先崇拝に反抗して社会主義の勃興を生じ、祖先尊重の美風を破壊せらるるに至りたり。かって自由平等然らずは死あるのみと壮語せしフランス国民はいまやその主張を一変して次第に日本的になりつつあり。日本精神の発揮は神道の鼓吹にあり、秋田においてはすなわち平田・佐藤両大人を崇敬してこれを拝することなり。彼らの遺志はいずれにありや。すなわち戊申詔書によく現れたりと信ず。故にこれを根本として神道教会を設立して演説あるいは礼拝の場所にせられたし。

伊藤君　国民道徳は日本の発達に伴うべきものなり。しかるに明治に至り多くの学者識者等輩出して雑誌書籍類を著し、古来の国民道徳を破壊するに至れり。此処に欠陥を生ず。教科書事件において天下の学者が獄に投ぜられしなどにより著しく国民道徳に打撃を与えられたり。西宮藤長をいう人あり。国民道徳の衰退を憂い明徳学会なるものを設立して有志を糾合してその荒廃を挽

回せんと励（つと）め、明治22年の憲法発布に際し、勅語準奉会と改称し徳育上について調査すること多かり。古きは道徳の根本確立して動かすべからず。故にその上流は自ら清澄なり。匹夫といえどもよく克を重んじたりき。今日は然らず上に統一なく下に調和なし。寒心の至りなり。故にまずその根本を定め日本道徳という講座を設け、教師主人の頭脳を一定し、引いて我々にまでこれを及ぼさんことを望む。

小堀房之助君　本諮問案は単に日本国民道徳に欠点ありという意にあらずして、時弊の救済を意味するものと信ず。今日の国民道徳が欠陥を生じたるは諸君も述べられし如く日本人は自信なくただ付和雷同投意迎合を事とし軽進にして形式に拘泥するの致す所なり。自信なくしていたずらに盲従し自己の意見などを発表せず、教科書の如きも国定なれば別に審理などのことをなさず、ついに新奇を追い形式にのみ左右せられて精神界に立ち入ることなし。国民道徳の如き精神的のことは一目に触れ易からざるをもって、これを後回しとなし、まず人目につきやすきものを先にするの自覚自信なきことをもって知るべきなり。これを救済するには国史の研究を盛んにして殊に神代史に力を注ぎもって国民の自覚力を醒ますにあり。南北朝の治蹟の如きは力をきわめて考覈（こうかく…考え調べる）研究しその真義を明らかにし大義名分の尊重すべきことを児童に鼓吹せざるべからず。

森会長　日本は国体として忠孝信義貞節礼譲の特長あり。しかるに今日この観念の次第に薄弱に流れつつあるは、一に教育によるといわざるべからず。諸君は一面その責めを追うところあり。しこうしてこの観念を深更ならしむるには社界、学校、家庭の三面より入らざるべからず。家庭

にありては孝礼等を教え得れども信義等は十分行われおらず、学校にては教科書の咀嚼十分ならず形式に流れてその真意を鼓吹するあたわず。これらの欠陥に対する意見は如何。また社会にありては書籍新聞雑誌などの出版物文芸娯楽などは社会教育としてこれを見過ごすべからず。完全なる国民を養成するにはこれらの研究を積み重ね、本人として耻（恥）しからぬ人民を養成するはその大目的なり。今日はあまり長くなり、かつ午後には澤柳大学総長の講演あるをもってこれにてこの諮問案を終結せん。

③ 代議員会

石井議長　これから議案中の44年度歳入歳出予算案を議します。第二疑事業費に入る。

熊谷直秀君　第四表彰費には彌高神社の寄付金を集むるに尽力せる人々を表彰する費用をも計上したい。しこうして、その額は三三〇円を増し三五〇円としたし。ついては、この際神社の寄付金に関して状況を聞いておきたい。

神谷幹事　彌高神社の寄付勧誘はすべて郡市長に依頼しており、一萬七千円の予定に対し一萬三千円は募集済みとなりたるも、残り四千円はまだ募入されず、先月末まで募集を済まさんと尽力せるもついに能わず遺憾であった。募集の尽力者は、主に郡長郡視学学務主任等にて河辺郡を全部募入し、鹿角雄勝の二郡また成績よし、山本郡は郡においては全部募入の積もりなりというも計算上多少の行き違いあってまだ全部にはあらず、しかし成績はすこぶるよし。北秋田、仙北、由利等の各郡は成績よろしくない。

小堀房之助君　本会の事業中第一期の積立金は一萬円となれるにおいてその尽力者にはそれぞれ功労表彰の方法をとった。第二期の事業としては、彌高神社これも九分通り出来し、かつ明年は教育会創立10年に相当する。この際神社の事業に尽力した人々に対して表彰の道をとるは適当のことである。それで細かいことは後に考えおくとし大体熊谷君に賛成する。歳入の方は予備費から補充し、なお足らないところは大いに取り立てて補うということにしたい。

神谷幹事　予備費とてそんなにあるわけにあらず

石井議長　決を採ります。三五〇円修正説に賛成のものは起立（少数否決）。…

(3) 総会後の論説

総会後も論説は賑やかである。明治44年6月25日第237号の講演「人たる道」（加藤咄堂）、7月25日第238号の論説「家庭の覚醒を要す」（高橋錉助）、8月25日第239号の論説「敬神の信念養成に就きて㈠」（児玉庄太郎）、9月25日第240号の論説「敬神の信念養成に就きて㈡」（児玉庄太郎）、10月25日第241号の論説「敬神の信念養成に就きて㈢」（児玉庄太郎）、論説「国民道徳に就て」（男爵高木兼寛）、11月25日第242号の最近思潮「国民教育上の根本問題」（文学博士福来友吉）、明治45年1月25日第244号の講演「現代教育家の覚悟」（東京帝国大学文学博士井上哲次郎）等々。

5　両大人頌徳の唱歌

昨年に引き続き、明治45年5月2日彌高神社例祭並びに平田大人70年祭式が執行された。このとき、「献詠披講了れるとき社殿の前において小学校児童両大人頌徳の唱歌を合唱せり」の記事がある。この両大人頌徳の唱歌は「秋田県教育史第二巻」に収録されていた。

平田・佐藤両大人頌徳歌の制定　明治44年4月17日
（自明治44年　至大正3年「内務部教兵課事務簿」）

神霊眞柱大人を称え申す唱歌

御歌所主事　坂　正臣作歌

一段

しげり　あひつる　醜草(しこくさ)を
荒き　気吹(いぶ)きに　吹攘(ふきはら)け
一つ　尊き　大君の
道を　世にこそ　しめしけれ

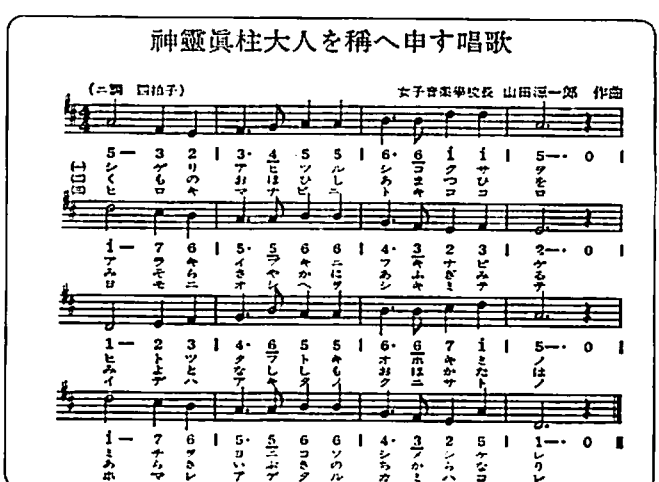

二段

雲の　おほひし　天つ日を
みそら　さやかに　仰ぎ見る
御代と　なししも　おほかたは
荒き　いぶきの　ちからなり

三段

ひろき　まなびに　敏きこころ
四方に　をしえを　敷きみてて
出羽　秋田の　くにさとに
ほまれ　あげたる　神は是

佐藤信淵翁をたたえ申す歌

御歌所主事　坂　正臣作歌

一段

くすしの　家に　うまれいで
国の　やまひも　いやさんと
道を　平田の　大人に問ひ
心を　四方に　めぐらしき

二段

あらゆる　書を　読みとほり
　おもひ　至らぬ　くまもなし
殊に　田つくり　すなどりの
　まなびに　深く　尽しけり

三段

世にある　ほどは　栄えねど
　亡くて　年月　経るままに
神と　祭られ　うやまはる
　まあとに　君が　言ひし如

作歌者　坂　正臣について

（平成4年5月1日「研究所報」『平田・佐藤両大人頌徳歌について』松本秋次氏による）

坂正臣（1855～1931）は、明治・大正人名辞典や歌人系譜などによると、「阪正臣」と掲載されているが、坂が本名である。安政2年愛知県知多郡横須賀町（現東海市）に坂丈右衛門の長男として誕生。厳父は、正緒・敬簡と号し文字をもって郷党に重んじられるとある。正臣は、幼より好んで国書を読み歌を詠すとある。18歳のとき選ばれて、三河国砥鹿神社の権祢宜に任ぜられたが、後に東京に

出て新聞社に入社。明治20年宮内省御歌所に出仕し、華族学校教授に任じられる。明治29年11月から常宮、周宮両内親王殿下に習字・国文の御稽古を申し上げるように内勅を受け、明治30年10月には、宮内省御歌所寄人を仰せつけられる。明治34年には富美宮へも習字・和歌を教授している。明治40年御歌所主事に任ぜられ、当時としては、書道・歌道の大家として活躍し、茅田（ぼうでん）・樅園と号した。彼は、滝廉太郎作曲の「春」（春のうららの…）の作詞者武島羽衣（宮内省御歌所寄人）らと「歌会七草会」を主宰したり、大町桂月らと「合評徒然草新解」を著作出版したり、日本の代表的歌人佐々木信綱とともに歌集「松の門三帖子」に参画したりしており、明治・大正・昭和期にかけての代表的な歌人の一人である。

作曲家　山田源一郎について

（平成4年5月1日「研究所報」『平田・佐藤両大人頌徳歌について』松本秋次氏による）

山田源一郎（1870～1927）は、東京都の出身、明治2年山田鑑士の長男として誕生。幼時の記録は不明。明治22年東京音楽学校を卒業と同時に母校の東京音楽学校の助教授に任ぜられ、まもなく教授に昇任する。東京音楽学校は明治22年に改組されたが、彼は改組当時の卒業生で、成績は抜群であったという。その後東京高等師範学校教授を経て、明治36年神田に私立女子音楽学校（後の日本音楽学校）を開設し、校長として音楽教育に尽力する。明治39年には、小松耕輔、小林愛雄らと「楽苑会」を創設してオペラ運動を図る。「日本唱歌集」の中に教科適用「大捷軍歌」（山田源一郎編、全七巻）が掲載

されている。これは明治27年から30年まで約40曲おさめられており、「勇敢なる水兵」「豊島の戦」「坂本少佐」「大寺少将」「火口大尉」などを含み、時流に投じた戦時的流行歌となって、小・中学生のみならず一般民間人にも広く歌われたとある。音楽教科書の編集・発刊にも数多く携わっており、教科適用「新唱歌」「女学唱歌」「中学教育唱歌集」などがある。作歌家坂正臣とともに当時もっとも注目され活躍していた音楽家であった。

6　明治45年秋田県教育会総会

明治44年11月20日の常議員会で、会員石川常文氏より建議せし神学研究会を本会の事業として付設するの件が協議された。この年の総会は、議事四号議案として「県教育会に神学研究会付設の件」が提案されている。

(1)　議題四　県教育会に神学研究会付設の件

提出者　石川常文君

石川君　昨年10月中会長へ建議したる問題なるが、神学研究会にても或いは神祇研究会にても差し支えなく、主とするところは平田本居両大人の書を研究するにあり、方法は諸君の意見を伺って定めたし。

浅沼君　結構なれども、教育会に付設するとしては如何なものと思う。単に、提出者の希望にと

どめては如何。

金澤君　必要の企てなるが、市に史談会あるが如く特志者が相語らいて施設するが可なるべし。

千葉君　予は本案に大賛成なり、国家の歴史に根史を置かざる教育は論ずるに足らず。

戸崎君　石川君に相談せん。成否は方法の如何によるべく方法の具体的にならざるまで賛成者鮮やかるべし。十分研究の上さらに今次の常議員会に提出せられては如何。

（賛成賛成）

石川君　しからば、今回は希望に止むべし。

(2)　神祇研究会

かねて石川常文氏の主唱せらるる神祇研究会につきてはその後着々歩みを進められ設立の運びに至るべし。左に同会の趣意書を掲ぐ。（「秋田県教育雑誌」第250号、明治45年7月25日発行）

神祇研究会之趣旨

それ教育の事業たる重且つ大なる勿論なりといえどもその重大なりと大呼せらる程に世人はこれを注意しおらざるが如し。教育は単にこれを学校に一任して他はあえて顧慮せざるが如きこれなり。近年民育の声遠近に喧伝しつつあるもの蓋し這般（しゃはん……このような）の欠点を補充せんとするが為にあらずや。

教育家の言に曰く「根なき教育は威厳なし」と。

あえて権威なき教育を指摘しこれを批難せんと欲するものにあらざるも天下具眼の士が屢々云為（ろうろううんい…言うことを為すことがむなしい）する如く現今の教育が一種の権威に欠乏するは明らかなることなり。維新前の寺小屋には相当の権威ありしは何ぞ。これ儒教の影響少なからざるが故なり。西洋諸国に見るに教育は宗教の根底に基礎するが故に権威あり。而してさらに謂へらく（おもえらく…考えるに）現時我邦教育において基礎となすべき根底は何者なるとか。不幸にしてこれを指示するに苦しむ。

根なき樹木は枯死すべし。親なき子は世に捨てらるべし。而して祖先の歴史なき国民は権威なかるべし。国運の発展を期する何ぞ必ずしも一途に帰せんや。千万の方法立所に枚挙し得ざるにあらず。しかも目下の急務とするものは実に日本民族固有の大道を闡明体認するにあり。換言せば、民族の精神的根底を啓発して教育の一般的基とせんとするにあり。本会の目的また実にこれを外にして他にあらざるなし。

花あり実あるを欲するものすべからく先ずその根を培養すべし。平田大人いわく「学者第一の急務は大和魂を太高く固めんとするにあり」と。佐藤大人常にいわく「産霊の法を布かば世界万国皆これを混同し得べし」と大和魂とは何ぞ産霊の法とは何ぞ。両大人を有する我同胞は直ちにこれぞ教育の根底なることを覚えるべし。しかも如是主張をば我祖先我郷党の先覚我教導の神霊たる両大人の親しくこれを説きこれを論ずるものを直接に見聞し得るにおいては幸福他に比して類なからんなり。

潮流に乗ずるの舟は帆なく楫なくして万里に達す。我教育が両大人の教育主義を体認しよりてもって我民族思想の根本を闡明（せんめい…あきらかにあらわす）しもって教育の心操を養成するはあたかも如是の舟に乗ずるが如し、如是の舟に乗じてさらに帆と楫とを目的に向かって動かさば教育の効果期してまつべきものあらん。

かつて元田侍講は神祇宮は国体の基礎といい大隈伯爵は政治の本は祭なりという皆其揆一なり。我同胞の教育者誰かこの好機を逸せんとする、誰か権威なき教育を欲せんとはする。好学の士先ず来て本会の門をたたく。信仰の士まず来りて本会の堂に上れ。根底基礎を培養して其華実を得んとするは神祇の大道なり。神祇の大道にそんきょするものは永久に生きん。民族精神の実在に生活して初めて教育の真実義を得ん。神祇研究会はその唯一の門なり。入りやすき之門に入るべからず。我門は狭し。されどいったんこれに入るものは心広体胖の生活を得んこと必せり。

両大人神霊の加護によりてこの会を創設するの機会を得たり、願わくは永く会の隆盛ならんことを。

石提出者　石川常文

神祇研究会細則

第一条　本会は平田佐藤両大人が教育に関する趣旨を体認し神祇の国典を研究しもって我国固有の大道の維持発展を期するを目的とす。

第二条　本会は今上天皇陛下即位50年の記念に相当する明治50年をもって完成を期し永く聖代の面

白を後昆に伝えんがため神祇官の設立を運動す。

第三条　本会は秋田県教育会員及び一般の有志者をもって組織し教育会長を会長に推載し外に副会長理事一名を置き会の統一及び処理をなす。

第四条　本会会員を分かちて左の二種とす。

一　普通会員　　二　客　員

客員は神職、僧侶、牧師、宣教師、新聞記者、軍人等篤志者に請うものとす。

第五条　本会会日は毎月一回第二土曜日午後一時よりとす。

ただし臨時これを変更しまた増設することあるべし。

第六条　本会会場は弥高神社社殿とす。会務は当分同社社務所をもってこれに充つ。

第七条　本会会費は県教育会より補助として年五〇円を給す。会員よりこれを徴収せず。

ただし寄付はこれに応じ基本金中に編入す。基本金の処理は本会の会議によるものとす。

第八条　本会は左の如き研究事項を有す。

一　両大人の遺書の研究

二　神祇に関する古典の講究古事記、日本書紀、万葉集、祝詞等

第九条　講演は会員または客員中より推薦嘱託す。

一　討　議

本会目的に関する一般時事につきこれを討議しまた研究の結果を批評する等の事をなす。

二　演　説

演説を分かちて左の二種とす。

イ　研究演説

ロ　公開演説

公開演説は通俗民育を目的として公会堂に行なう。

第十条　本会所要の図書は秋田図書館より支出するの便宜を得るものとす。

本会常備の図書はこれを図書館に預かり置き入用のときこれを支出してその用に弁ず。

第十一条　本会は会員及び公衆のために名士を招聘して講演を請うことあるべし。

第十二条　本会研究の報告はこれを県教育会雑誌及び秋田三新聞によりて公表するものとす。

ただし本規則は未定稿なるをもって、他日本県教育会常議員会の決議により、これを訂正することあるべし。

三　県社昇格への歩み

大正2年5月2・3日の総会で、初めて「県社昇格記念品」「金照寺山に移転」などの話題が出る。県社昇格を前提とした「基本金造成の件」は大正3年の総会で決定し、大正5年の総会で千秋公園に移転することが明らかになった。昇格は大正8年2月8日である。

1　県社昇格の話題　大正2年総会議事録（大正2年5月3日）

須田勇助君　彌高神社の寄付金募集の際はいろいろの計画も具してそれぞれ勧誘し、神社の昇格記念品の分配金照寺山に移転などのことありしが、これに対し爾来何らのあいさつだになきはこれがため取りまとむべき金額も残りありや承知せり。右は将来如何にする考えなるや。

神谷勇三君　現在はがき位のあいさつならば出来ざるにあらず。しかれども会の希望としては今少しく形のある大なることをせん考えにてついそのままになり居れり。維持費並びに昇格のことは現在場所を移転して金照寺山に移しその跡地を処分して基本金を送る筈なりしもご承知の如く金照寺山公園は廃されたるをもって自然その運びに至らず。同社将来のことは自然懸案中に属する事となれり。

2　彌高神社基本金造成ノ件（大正3年6月2日の総会）

大正3年6月2日の総会では、県社昇格を前提にした、議題第二号案常議員会提出問題「彌高神社基本金造成ノ件」が取り上げられた。

(1)　副会長名尾良辰君　開会の辞

次に、彌高神社の事なるが、同社は申すまでもなく精神教育の淵源とも称すべきものなるも、規定の基本財産を有するにあらざれば、相当の社格を得ることあたわず。すなわち県社の社格を得んとすれば三、〇〇〇円の基本金を要する故、遺憾ながら無格社となり居れり。しかれどもこれを寄付に得んとするも容易の事にあらざるべし。故に提案については審議の上適当の議決あらんことを望む。

(2)　議事　第二号案　彌高神社基本金造成の件

児玉賀徳君　第二号案につき不肖私より申し上ぐべし。平田佐藤両大人の人格事業ここに功績は満天下の認むるところにして、我々は平生その高徳を仰ぎ渓仰措かざるところたり。さればかしこくも先年佐藤大人には正五位平田大人には正四位を追贈せられたるは吾人ともに知るところなり。これをもって本教育会は去る40年常議員会においてこれを祭祀することに議を起こし、だん

だん研究して41年には当局と有志非常の尽力をなし42年初めて第一回の祭祀をなせり。この両大人の出現は、わが秋田県の名誉にして両大人のために大いに気を吐くに至れり。しこうして将来国家の基礎たるべき少年青年を最も多く教育感化するには偉大なる人物の模範によらざるべからざるはもちろんのことたり。しかるに本県には幸いにこの生きたる人物模範あり。これを敬慕し尊崇して祭祀し、将来国家の基礎たるべき少青年を教養感化するは、けだし適当の措置たりと信ず。しかるにこの神社はまだ無格社たり。これを無格社とし置くは私ども両大人の霊に対し奉り恥じ入るにもあり。また満天下に対し面目なき次第なり。故にこれを何とかしてせめては県社に進むる事に致したく考慮せるに、県社に進むるには相当基本金を要するを以てその方法に付き常議員会において熟議したる結果、本会に提出して諸君の同意を得、相当計画を立てんとす。常議員会の調査はもっぱら寄付によることとしこれを調査したるか参考のため申し上ぐべし。県社とするには、三、〇〇〇円以上基本金を造るを要するをもって、まず現に有する金額を調査せるに四五八円一銭二厘あり。それに小学校生徒一人三銭ずつ四月末日調べ一三〇、七六〇人、この金三、九二二円八〇銭。県立学校この生徒三、一一四人一人一〇銭この金三一四円、小学校教員一、三〇〇人一人二〇銭この金二六〇円、小学校校長四〇〇人一人三〇銭この金一二〇円、中等教員一四七人一人三〇銭この金四四円一〇銭、県立学校長一〇人一人五〇銭この金五円、県庁判任官七五人一人三〇銭この金二二円五〇銭、同高等官二四人一人五〇銭金一二円、合計四、七〇〇円一〇銭なるも、そのうち仮に多少の欠損あり四、〇〇〇円の基本金を得るものとし、これを六分の利子とせば、年々一八〇円内外を支出して該祭典を行い、そのほか維持修繕も将来において要

するに至るべきは、まず維持し得るの計算なり。もちろん三、〇〇〇円以上多きを要望するも今日の場合当分間に合う限度において、前途の案を立てるなり。願わくは、常議員会の意をご諒察なされご賛成あらんことを。

熊谷直彦君　本案に付き腹蔵なく申し上ぐべし。社格を付するはもとより賛成するところにしてこの件についてはしばしば役員諸君にも質問せり。かつ毎回神社を参拝するたびに事の是処に至らざる点に対し、漸汗背を湿うして恐懼措くところを知らず、どうか一日も早く社格をいただきたく考えおれり。しかれども事の金銭整ふる問題をもってながら遺憾そのままとなり居れるか、今常議員会の調査を承りその方法について多少意見を異にせり。すなわち、常議員会のご調査によれば、基本金は小学校生徒ならびに学校関係の校長職員県庁の諸官公衛の寄付にまち、これを造成せんとするにあるも、地方はご承知の通り昨年凶作の後を受け居る今日、児童の頭に真の信仰の一念あり進んで寄付を申し出つるあらば誠に結構のことなるも、もしからずして寄付を我々より要請するが如き場合に至らば、おそらくは諸君の中にも同意せざるものあらん。本員の如きはかなり児童をして毎年参拝せしめたき考えにて、これを実行しつつあるも多数の中には各種の思想ありてその神社の来歴及びその人格を講演し、崇敬心を喚起するも実際に当たりてその出金を渋り我々教員は前記の基本金に対しては二回の寄付をなしたり。かかる振わざる寄付行為はひとり我が郡のみならず他の郡にもありし例ならん。必竟するに郡または町村は未だ両大人の人格の偉大にして功績の顕著なるを知らず、その尊崇せざるべからざるを知らざるに因すると思う。彼の徳川時代の御用金同様頭からこれを割り当つるをもって地方の感情を害し喜んで寄付するも

のなきも郡長町村長等強いて話さるる故渋々ながら出金するに至る現状たり。故に、本案の如く基本金造成の法はこれを避け、別に本会に提出せられたる四案の四に準じ会費を納付せしめその集金をもって基本金としなば或いはその利子をもって会費を弁じ、本会自治の体面を全うし、期せずして会員を得るを得ん。現在の如く学校を卒業せばその人の否応によらずまず教育会員なりという様に仕向ける中は純然たる私立教育会は成立するものあらずと思わる。なおこの機会において一言せん。先刻私が欠席中会長は県知事を推薦したる由なるか。本員はかなり会長としての県知事は御免被りたい。県知事は一県の長官たれば他の方法にて十分疑待し置きたく、会長の改選をなさず秋田県始終居住する人にして教育上趣味ある人を会長に推薦し置き、常に一貫の方針によらざれば金も集まらず本会の発展は期し難し。

長谷山信吾君　常議員会は本案に付苦心惨憺の形跡は明らかにこれを認むるに難しからず。故にこのままこれを委員に付託し委員は明日まで調査し本会に報告することとしたし。

金澤長吉君　社格を昇するは大賛成なるも以前どなたかからかお話の如く昨年は凶作にて一般不景気の折柄なれば秋田県全般にわたり、予定の半数も出金すべきことおぼつかなしと思わる。自分の学校でさえ爾か思わるか村落の学校などは容易ならざるべし。願わくば常議員会において再調べを願い、明年なり明後年なり更に案を具してご提案を望む。本員はまだ案において尽さざる処ありと認む。

理事（加勢淵雄君）　私は常議員の一人として一言すべし。本案は小学校生徒イクラ中学生イクラその外種々の方法により基本金を造成するの案なるも現在において市内小学校生徒の一銭ずつ県

立学校生徒は五銭ずつ職員は拾銭ずつを集め、それをもって祭典費に充て年々一六〇円ずつ支出し居れり。しかれども社格を村社以上に昇せば第一現在要しつつある二八円余は当然免除となり、その上県より神饌幣帛料として合計一年三〇円ばかりの収入あり。県知事は奉弊使として奉仕する定めなり。故に、経済の点において多大の利益あり。また平田大人は事実その社格は県社以上にして別格官弊社として尊崇するの資格あるは世間の公認するところなるも、二〇、〇〇〇円の基本金を要する故事実容易のことにあらず、故にせめては県社とし三、〇〇〇円を積むこととせんことを常議員会において決議したる次第なり。秋田市の児童より一銭ずつ郡部の児童より三銭ずつとるとするも、そのうち貧弱なる児童にして町村より補助せらるるものの如きは当然免除すべく、またことごとくことさらにその父兄に仰がずとも、児童自身の貯蓄またはその労役奮発により小学校の職員、県の官吏とともに拠出するの方法あるべし。ただ漠然時機にあらずとかまた会費を一〇円とするとかいう案あるも、これはいずれも具体的ならず故にもしそれに対し成算あらばこれを立案せられたし。しからざれば、私にはその考えに苦しまざるを得ず。諸君は本会のご趣意にご賛成ならば遠慮なくこの席その成案を縷（くわしい）陳せられたし。

石川巍男君　私は基本金造成に賛成なり。しかしその出資方法については多少意見あるも時間はこれを細説するを許さず、故にこれをかなり多くの委員に付託し本会においてこれを取りまとめたし。

中村君　私は委員説もあるが原案に賛成なり。諸君は費用を集むるに主に生徒よりするは時節柄困難を訴えるも絶対的に集むるあたわざるにもあらざるべく、故に急にせずして時日を延ばし三

カ年位に集金することとして如何。

須田勇助君　彌高神社創建の基本金募集は中絶の形なるが、昨年このことに付当局に聞きたる処基本金は更に積立べきとのことなるをもって最初社殿建立の際地方より寄付したる者に対し謝状を出し募るる依頼せるが如何お取り計らいになりしや。最初の計画にて何円以上を寄付したるものには記念品を贈るということなりしが、経費の都合上それもやらずかつ謝状も贈らぬこととならば将来募集上重大の関係あるをもってこのことに付き伺うべし。なお、本案は委員に付託し速やかにせられたし。

属（神谷勇三君）　昨年代議員会において須田君よりご注意あり。礼状を差し出すべきはずのところ理事者の怠慢により未だその取り運びに至らざりしなり。

須田勇助君　理事者より怠慢といわれてかえって面目なし。おもうに経費の関係ならんゆえに委員選定の上よろしく実況をご開陳なされ一日も早く謝状を発せられたし。

石川義男君　もはや委員説多数なるものの如し。よって本員その数を一郡二名宛とし会長指名に一任せん。

長谷山信吾君　石川説に賛成す。

副会長（名尾良辰君）　委員説は多数と認むるをもって起立を要せず。委員をおくことに決し当席より指名すべき…。

副会長（名尾良辰君）　当席選定を託されたる委員は第二号案彌高神社基本金造成の件は、児玉實徳、佐藤多助、齋藤軍吉、建多六郎、八代久太郎、須田勇助、伊藤俊蔵、天野與吉郎、小

松国蔵、松戸久助、長瀬直倫、菊地総四郎、佐藤末吉、長谷山信吾、佐賀藤吉、佐々木忠、生玉吉治、小室宗修、青木喜久之助、川上勝三郎の二十君とす。

(2) 第二号案彌高神社基本金造成の件に関する委員会報告

児玉賓徳君　第二号案彌高神社基本金造成の件昨日来二回委員会を開きその結果左の通り決定せり。

1　都市の寄付金未納を整理すること

2　小学校生徒は一人一銭、中等学校は一人一〇銭以上

3　小学校教員校長官公吏及び中等学校教員等は百分の一月俸百分の一

4　その他一般の寄付

しこうして郡市の配当額にして未納に属する分はすでに四千円に余りあれば、今回募集に当たりまずこれを整理するを最も必要なることとせり。しからざれば新規の募集に困難なる故極力これを整理せんことを望む。次に小学児童のほうは結局はその父兄より寄付せしむるに当たるも、児童が労作より得たるものまた祭典の賽銭の残りなどにてもよろしかるべし。しこうしてまた該寄付を需むる際学校においてよく児童に両大人の功績を話し、一は精神教育の資料となしかなり十分に児童の頭に両大人の勲績を浸潤せしめ、諸君とともにこのことに従事しなば、必ずや昇格の栄を得るに至るべし。

熊谷直秀君　委員説に賛成すべきも、しかし万々一この配当にて寄付金の不足を生じたる場合基本金よりその金に繰り出し不足分を補填せられたし。

小松周蔵君　熊谷君お話しの如くなれば、郡市配当案の整理見込みなき場合はその不足分は本会の基本金より繰り出すべしというも聞くが如くんは、秋田市の富豪などは未だ寄付金額を納入せざる向きありと果たしてしかしさる次第あらば、秋田市は各自の利益に鑑み必ず残り無く納入せしめられたし。単に見込みなしとて抛擲（ほうてき…投げ捨てること）は遺憾に堪えず。

熊谷直秀君　市及び郡の寄付金とて既に三、四年を経過せる今日当局の無理に強りに徴収も出来ざるべければ第二の補充条件としてその辺のことを役員諸君に任せ、一日も早く昇格を取斗う様したき希望なる故、前述せる次第なり。願わくは、会員諸君において私の意を諒せられそのくらいの度量を示さんことを望む。

金澤長吉君　私は元との寄付を整理し足らざるところは基本金より繰り出すこととするの考えなり。

安藤富治君　金澤説に賛成す。

石川義雄君　私は委員説に賛成すべし。しかし不足の場合は基本金より繰出しに賛成なり。秋田市の寄付を果ざるは機運の至らざるためにして信仰なき故にあらずと考えらる故にその間協力して崇敬の念を高めしむるに加かす。

長谷山信吾君　私は基本金を繰り出してもということは如何と思わる。しかし整理に難するは当然なり。難儀すると頓挫するは不可なり。要するに委員案に賛成なり。

副会長（名尾良辰君）　いろいろ細目にわたるご説もあるが、要するに熊谷君の整理の不足を基本金より出すべしという案と委員会の案なり。故にまず熊谷説より採択すべし。熊谷君の案に賛成の諸君は起立あれ。（起立少数）起立者少数につき委員会報告通り決定すべし。

3　公園に移転決定

(1)　大正4年総会での会務報告（大正4年5月2日）

会務報告に対する質問

熊谷直秀君　昨年の総会において決議せる彌高神社の基本金として新たに募集せる寄付金は如何になりしや。

会長（加勢潤雄君）　この機会に一寸述べおくべし。彌高神社は記念事業の一として現在の彌高神社を公園に奉遷し、しこうして図書館を彌高神社趾に移すこととなりしが、現在の神社敷地は約九百何十坪なるが坪五円にて四、九〇〇余円なり。それを基本金にして県社にご昇格を願う積もりなる故左様承知ありたし。しこうして寄付金は学校職員及び生徒より募集する積もりなり。

幹事神谷勇三君　新たに募集せる金額は一、三〇〇円なるが、郡には未送付の分もある由なり。なお二、四〇〇～二、五〇〇円は募集し得べし。

熊谷直秀君　この際希望を述ふべし。ただ今報告されたる会務を取扱いたるものの中本会雑誌に

掲載されざるものもあるが建議その他将来雑誌に掲載せられたし。

須田勇助君　昨年の総会において神社昇格のため三、〇〇〇円募集のはずなりしが、ただ今のお話によれば一、三〇〇円とのことなるがやはり三千円まで募集するや。

幹事神谷勇三君　しかり

会長（加勢潤雄君）　県社基本金五、〇〇〇円は最下限なれば、基本金はなお多く準備すべし。なお臨時大祭は八、九月頃挙行したき考えなり。

須田勇助君　寄付者に謝状を贈ることに付昨年も希望せるが未だその運びなきようなるは如何なる都合なるか。

幹事神谷勇三君　それはこの会の前に贈りたき積もりにて臨時雇を雇いたるも間に合わざりし。

須田勇助君　毎年申し上ぐる様なるが謝状を贈りてなお募集致したしと思うも謝状を贈らざれば都合悪しき故速やかにその取り運びせられたし。

河會愛理君　会費は大分未納ありとのことなるが、これを如何にして整理するや。

幹事神谷勇三君　会費未納額は二、三〇〇円ばかりあるが従来は郡視学及び書記に徴収方を頼みたるも思わしからず故に本会書記を出張せしめ徴収するとともに振替貯金の手続きにより徴収しつつあるが成績良好なり。

河會愛理君　従来の方法にて未納会費を徴収するは容易にあらず。故に私の希望を述べんに、これは各地の有力者に委員を嘱託し整理の任に当たらしめなば好結果を得べしと思う。

熊谷直秀君　会費徴収については振替貯金なりまた郡役所へ納入するなりこれを一定させればそ

の間種々手違いなど生ずることなかるべし。

会長（加勢清雄君）　振替貯金にて納入するものは郡に通知する積もりなれど手違いなど生ずることなかるべし。

藤井鎌一郎君　会長よりお話の彌高神社現在の敷地地価は時価なるやまたまた地価なるや。時価なれば現今は一体土地騰貴し居れば坪一〇円位になるにあらざるが。

会長（加勢清雄君）　あるいはお説の通りかもしれませんが、しかし地価は需要供給の関係もありますから今幾程と申すわけにはいきません。もっとも一坪五円と申しますのは大体の目安でありまして、実は御即位記念建物として図書館を移転する都合なるが彌高神社の移転についてはその移転費用五、〇〇〇円もまた県について負担して貰う考え故双方にて約一万円位の県負担となることでもあり地価だけは大体五円くらいでよろしきかと考えておる次第であります。

会長（加勢清雄君）　ご質問は尽きたるをもって、これより次に移らん。

(2)　移転の理由は図書館建設

大正4年5月2日の総会では、「記念事業の一として彌高神社を公園に奉遷し、図書館をその跡に移すこと…」とある。その間の事情については「秋田県史6」に明らかである。秋田県史によれば「大正元年本県の通常県会は明治天皇の御聖徳を偲び御偉業を永遠に伝えることと、あわせて大正天皇御即位を記念するため、有意義な事業の起工を決議した。実施調査に基づき、大正3年11月阪本三郎知事は記

念図書館と記念会館の建築を提案し、満場一致の承認を得た。工事計画は、翌大正4年度から3カ年継続事業として着工することに決定し、図書館の建設場所は秋田市東根小屋町の北端と定めた。このため、同年10月同位置にあった彌高神社を千秋公園に移し、その後に翌大正5年6月図書館の工事を起こした。」とある。したがって、総会のころには彌高神社の千秋公園への移転は決定事項であったのである。

4 遷座式 大正5年4月26日

(1) 遷座式

大正5年4月26日、彌高神社工事が竣成、遷座式が執行された。

> 彌高神社工事竣成し四月二十六日遷座式ヲ奉行セリ此段会員諸君に謹告ス
> 大正五年四月二十六日
> 秋田県教育会

(2) 総会での会務報告（大正5年5月4日）

> 幹事神谷勇三君　私より会務の報告を致すべし。…
> …また、彌高神社は県より敷地を買い上げられたるに付公園二の丸に移転し、既に落成の上本

日祭典を挙行すべければ御参拝ありたく。同社の位置は風致に富み社地として恰好の場所なり。しこうして移転については、県より四、九五〇円を下付されたれば、これを基本金として預け入れ、その利子をもって経営する見込みなり。以上は概要の報告なるがなお御質問をまち申し上ぐべし。

会長（米田甚太郎君）　質問なきや。

会長（米田甚太郎君）　質問なきをもってこれより…

(3) 代議員会

須田勇助君　本会事業に付質問を兼ね希望を述べたきが差し支えなきや。

会長久米成夫君　差し支えなし。

須田勇助君　今回彌高神社を参拝したるが場所も好適地にて閑然するところなし。役員諸君のご尽力を謝す。しこうして社格昇進のことはその当時より相談ありたるがその後如何なり居るや。

幹事神谷勇三君　社格昇進のことは基本財産と社殿などにも関係あるが、今回写真を撮り上申することになれ居れり。

須田勇助君　基本金は現在何程あるや。

幹事神谷勇三君　約五、〇〇〇円なるが、外に本会に保管し居るもの一、五〇〇円あれば六、五〇〇円にて、それにて生ずる利子は四〇〇円あり。しこうして祭神は平田佐藤両大人なれば社格昇進はできると思う。

阿部良太郎君　預金利子の歩合は六分五厘なるや。

幹事神谷勇三君　預金利子は前年と同様なり。しかし、本会の預金は特別の取扱いなり。普通なれば、定期預金は一ケ年なるも、本会にては半年にて利子は受取り居れり。

(4) 常議員会

大正5年6月22日に開かれた常議員会では「彌高神社基本金寄付金処分の件」が協議され、県内より昇格基本金として募集し現に本会保管中なる金一、五〇七円七〇銭五厘はこれを彌高神社基本金として同神社へ移すことに決定した。

5 県社昇格　大正8年2月8日

(1) 県社指定（「秋田県報　第666号、号外」秋田県立図書館蔵）

(一) 秋田市上中城鎮座　無格社彌高神社ハ大正八年二月八日県社ニ列セラレタリ。

(二) 秋田県告示第四十号（大正八年二月二十一日）

明治三十九年四月勅令第九十六号第一条第二項ニ依リ県費ヲ以テ神饌幣帛料ヲ供シ得ベキ神社ヲ左ノ通リ指定ス。

秋田市上中城町　県社彌高神社

(2) 会　告（大正8年2月25日第327号）

會　告

彌高神社二月八日付ヲ以テ縣社ニ列セラレ候條此段会員各位ニ謹告候也

追而新聞紙ニテ広告致候通二月二十七日午前九時ヨリ奉告祭執行致候

大正八年二月

秋田県教育会

(3) 金山良規署名記事

秋田魁新報大正8年2月27日に「昇格なるまで」と題して金山良規（当時古四王神社禰宜）の署名記事が掲載された。

彌高神社の沿革

明治41年以来十有二年間本県教育会が熱心に計画せる彌高神社もいよいよ今回昇格を見るに至りしは、斯道の為かつ余等多年の宿望を達するを得たるは深く慶賀に堪えざるなり。本日該報告祭を修むるに当たり、左に平田神社創立以来の経過を概報し併せて教育会各位の労苦を感謝するなり。

平田神社の創立　平田篤胤大人の偉績を追慕し、明治14年8月羽生氏熟、小谷部甚左衛門、櫻田誠一郎、山中新十郎、針生源太郎等有志総代となり、八橋公園（当時県の公園）に社殿を建築し

平田神社と称し、永世祭祀せんことを出願せるに聴許を得、当時明治天皇東北巡幸に際し、羽生、山中の両氏日夜工事を督し竣工の上、盛んなる祭典を執行せり。この時勅使を墓所に派し祭粢料を給わり、同15年平田神社祠宇建築の趣聞こし召され宮内省より金一〇〇円を賜り同16年2月特旨をもって正四位を贈られ爾来毎年有志集合し微々たる祭典を執行し来れり。同35年有志相計り平田神社保存会を設立し大いに画策するところありしも、機至らざりしにや空しく往昔（にんぜん…物事がのびのびになるさま）経過するに至れり。

両大人の表彰　明治40年2月下岡忠治（当時本県知事）本県へ赴任そうそう雪中を排し手形山なる平田大人の奥墓に参拝せられたるを聞き、直ちに下岡知事を県庁に訪問し、余等平素の希望を陳述し、同知事の賛同を得、表彰方法を講ずることを故沼澤七郎（当時本県参事官）、故大山重華、羽生氏熟、大久保織作、戸崎順治、亀井寛造の諸氏及び余（金山良規）も協議に預かり県教育会の事業となすに至れり。

信淵大人の合祀　前述の如く教育会の事業として同大人を合祀し社殿建設地を手形山にトし手形山神社と改称して表彰せんとせるも種々の故障ありて、ついに発表するに至らず、尋て翌42年森正隆氏（当時の知事）赴任するやその事業を継ぎ、元県社八幡神社社殿及び敷地を購入し着々大修繕を加え、ほとんど半年にして竣成を告げ、同年10月16日をトし、平田神社の神霊を八橋より該社殿に遷座したり。

社号の改称祭祀　従来平田神社と称したる社号の改称については百方議する所ありしも容易に決定せず、大いに苦心の結果、故大山重華翁の発案にかかる「仰之彌高」に因み彌高神社と改称せ

り。この日畏くも両大人の社殿を創建し祭典を挙行の趣聞こし召され祭粢料五〇円を下賜せらる。また両大人の偉績表彰講演会を開きかつその遺物を陳列して公衆に示す等皆教育会の主催に依りしなり。

現社地に鎮座　宏壮美麗なる社殿その他の設備等完全せるも将来永遠に維持すべき資本金の欠乏にはいずれもその計画に痛心せる折柄あたかも旧社地は御大礼を記念として建設すべき図書館の敷地に充てられ県に譲り渡しの上大正5年5月現社地に移転鎮座し、該敷地売上げ代金と教育会の寄付に係わる金額とを合わせて資本金となし、二千余名の崇敬者を得、今回県社に列せられるに至れるものなり。

（金山良規）

(4)　彌高神社奉告祭状況（大正8年3月25日　第328号）

本会の事業として平田佐藤両大人を奉祀せる彌高神社今回県社に昇格せるをもって、2月27日午前9時より奉告祭を執行せり。前日みぞれ交じりの雨寒く、暴風警報さえ発せられて当日の天候如何にと気づかわれしに、天も我ら崇敬者の心を汲みてか日こそ照らねど風もなく、至極穏やかなる空模様なりき。やがて、午前9時というに、川口知事始め多数の崇敬者着席の上奏楽の音厳かに祭典は開始せられぬ。その順序左の如し。

彌高神社御昇格奉告祭式次第

大正8年2月27日午前9時　神職及知事崇敬者一同着席　　この間奏楽

次　修祓
次典儀諸事辯備せる由を申告す
次　開扉　　この間奏楽
　警蹕
次社司神饌幣帛料を奉る
次　祝詞
次　舞楽
次　拝礼
次　撤饌　　この間奏楽
次　閉扉　　この間奏楽
次典儀祭式の終了を申告す
次　退席

開扉警蹕と共に師範学校を先頭に市内中等学校ならびに小学校児童の参拝ありき。
奉告祭に次ぎて祈年祭を執行し、全く終了を告げたるは午前十二時なりき。
なお、祝電和歌を寄せられたる分は次の如くなり。

ハルカニ　ソウゴンナル　イヤタカジンジャノ　ショウカクサイヲ　シクス　森　正隆
イヤタカノ　カミノミイツヤ　ウメカヲル　戸崎順治

昇るほと　高き匂いそ　仰かるる　やとめの城の　春の夜の月　　田口耕三

のりとこと　よみあくる声も　いやたかく　きこしめすらん　彌高の神　藤田圭明

司人今日捧げぬるのりことを　神もうれしくきこしめすらん　熊谷直秀

「秋田県史6」によると、このころ「敬神思想の向上に伴い社殿の設備境内の舗設等漸次その数多きを加えることとなり、郷村社に対する地元氏子の神社整備に対する関心が高まっていった。」「神社社格によって、幣帛料等、神社に対する補助金の交付額が相違したから、大正期の神社の昇格運動には、経済上の意図が多く含まれていたことは当然である。」それだけに各地の神社において神職と氏子の相談がなされ、神社昇格の陳情による、社格更生が行われた。彌高神社もその例の一つである。

こうして、政府の意図した神社制度、氏子の生活に神社信仰を入り込ませる企ては、昭和初年までに一応成功し、神社信仰を通して肇国思想を鼓舞する準備はできあがっていたと見られる。

(5)　県社昇格の報告（大正8年6月25日第330号）

大正8年5月2日の総会において、会務報告の中で彌高神社の昇格が報告された。

常務幹事菊地永治君　会務の報告をなすべし

12　彌高神社昇格

大正8年2月8日をもって彌高神社県社に列せられたるをもって同月27日午前9時より奉告祭を執行せり。

四　付　記

1　崇敬者総代

崇敬者総代の改選は県教育会総会の案件であった。大正14年5月3日「秋田教育」第8号の総会議事録にその記録がある。（「秋田県教育雑誌」は大正13年11月号より「秋田教育」として再スタート）

金丸主事　彌高神社の崇敬者総代の改選期でありますが、如何して選出下ならばよろしいでしょうか。

鈴木虎雄君　亀井社司に一任したいと思います。

議長斎藤宇一郎君　反対者がないようですから満場一致亀井社司一任と決定いたします。

2　彌高神社の宮司

「神職點陟簿」（大正6年秋田市）に左記の記録がある。

9月26日　秋田市上中城町無格社彌高神社社掌　大山重華　依願免本職
9月26日　亀井寛造　補秋田市上中城町無格社彌高神社社掌

彌高神社の社号発議者である大山重華氏は古四王神社の宮司であったが、彌高神社創建以来これまで

彌高神社の社掌として活躍された。翌年5月27日81歳で没したとあるので、彌高神社の社号の発議者として命のある限り彌高神社社掌として献身されたものである。後任の亀井寛造氏は古四王神社の宮司である。

ちなみに、その後昭和15年以降北嶋一氏に引き継がれる。

北嶋一氏の昇格歴

昭和9年2月26日	秋田市上中城町二番地鎮座県社彌高神社社掌に補す
昭和14年12月31日	秋田市上中城町二番地鎮座県社彌高神社社司に補す
昭和21年6月14日	秋田市上中城町二番地鎮座県社彌高神社宮司に補す

現在の北嶋昭氏は昭和56年より四代目として、現在に至る。

3　皇太子殿下本県行啓献上品目録

大正14年9月の第十一号に、「平田・佐藤両大人伝記編さん紹介（近刊）」があり、10月の皇太子殿下本県行啓に対し、献上品の準備などに慌ただしい動きがあった。「10月11日午後4時本会の献上品たる両大人伝記及び十月号秋田教育、滞りなく献上の手続きを了せり。」「10月17日午後皇太子殿下公園御成の御序を以て彌高神社に玉歩を枉げさせられ、階前においてご丁寧なる御会釈を賜りたり。」などの記事がある。

また、次の記録がある。（彌高神社蔵）

収一第五六三九号

大正十四年十二月廿六日

秋田市長　井上廣居

秋田県教育会長殿

皇太子殿下本県行啓献上品に対し東宮大夫より挨拶状送付相成候旨にて本県より回付相成候間別紙御送付致候也

秋田県教育会発行秋田教育

一　皇太子殿下奉迎　壱部

秋田県教育会編纂

一　平田篤胤　壱部

秋田県教育会編纂

一　佐藤信淵　壱部

右

皇太子殿下へ献上相成候ニ付御被露致候此段申進候也

大正十四年十月十五日

東宮大夫伯爵　珍田捨巳

秋田県教育会長従七位勲三等　齋藤宇一郎　殿

秋田県教育会発行秋田教育
一皇太子殿下奉迎　壱部
秋田県教育会編纂
一平田篤胤　壱部
秋田県教育会編纂
一佐藤信淵　壱部
右
皇太子殿下へ献上相成候ニ付御被露致候此段申進候也
大正十四年十月十五日
東宮大夫伯爵珍田捨巳
秋田県教育会長従七位勲三等齋藤宇一郎殿

4　御大礼記念事業

昭和3年の昭和天皇の即位に伴う御大礼記念事業として、平田篤胤の奥墓への参道整備や彌高神社石標の建設が行われた。石標への揮毫は佐竹義春侯爵である。石標に昭和3年11月御大礼記念建設とある。

(1)　記念事業への動き

昭和3年6月10日発行の第44号に「最近事業」と題した一文があり、記念事業への動きが紹介されている。

> 彌高神社と共同主催の下に同神社木標樹立並び平田先生奥墓参道修理寄付金募集の件を企て、県内小学校児童より二銭、同職員より一〇銭ずつ、中等学校生徒より五銭。同職員より一〇銭ずつ、その他青年団、女子青年団、神職会員並び県内有志崇敬者より応分の寄付を集めて、この事業の完成を期せんとす。

(2)　彌高神社記念事業寄付の件

昭和3年10月10日発行の第48号に「彌高神社記念事業寄付」の報告が掲載されており、寄付金募集は決して順調とは言えない状況がわかる。

> 平田大人奥墓参道、彌高神社石標樹立の計画はお陰を以て順調に進みつつありますが、予定の金額

に達するにはまだ多少の距離があります。しかしどうしても御大礼以前には成功致したい希望を以て参道一部の改修に取りかかっています。事業半途にして中止することは絶対に不可能の事と信じますから未払込みの向きはこの場合至急お払込くださるよう切望致します。

(3) 平田佐藤両大人の肖像の広告

同じく、第47号には珍しい「広告」が掲載されている。当時の平田佐藤両大人の肖像の発行元・頒布元が分かる資料である。

秋田県教育会賛助

彌高神社祭神

平田
佐藤 両大人肖像 二体 御丈七寸一組 此頒布料金七円

幣堂　御大礼奉祝の微意を表せんがために教育的社会奉仕の意を以て本県教育の神たる平田篤胤佐藤信淵両大人の肖像二百組の謹作を天才の芸術家樋渡瓦山氏に委嘱せりその製像を拝するに神采奕々生けるが如く實に神徳を表現したる稀世の絶品たり故に先予約の方法を以てこれを頒布することとせりこい願わくば崇敬者各位これを座右に安置し日夕その風貌に接して無言の神教を仰ぐの資とせられんことを

予約方法　一、申し込み期間は本年十二月三十一日限りとす

一、本肖像は非常の好評に付期限内といえども予定数に達するときは謝絶することあるべし

一、予約代金は特に金五円とし送料は別に申し受くるものとす発送の時現品と引き換えに送金せられたきこと

秋田県横手町

両大人肖像頒布所　大澤鮮進堂主　敬白

(4)　秋田県教育会御大礼奉祝臨時大会・奉告祭・墓前祭

昭和3年11月4日には、秋田県教育会御大礼奉祝臨時大会を開き、この日彌高神社石標樹立奉告祭、平田大人奥墓参道改修墓前祭を挙げ、次いで同月10日彌高神社において御即位奉告祭を挙げた。

昭和4年1月10日の第51号には、「時評」と題した一文の一節からそれらの経過をうかがい知ることができる。

彌高神社記念事業竣る

手形山なる平田大人奥墓参道は、荒廃して見る影もなき浅ましきまま数十年放棄せられ、郷土の産める偉人に対し崇敬を欠いておったことが対外的にも後ろめたきことの限りであった。これを改修して、どうか崇敬の一念を捧したいものと多年念願しておったが、その機会は到来せずに今日まで打ち過ごしてきた。また、一面県社彌高神社社頭の社名を標識せる木標も腐朽して文字も摩滅し

甚だしく神社の尊厳を欠いておったことも心懸りの一つであった。なんとか永久に腐食することなきものに樹て変えて、厳粛の気分を発揮したいものと寄り寄り話し合っておったが、経費の関係で詮方もなく、遺憾の涙を呑んで今日に至った。

幸い昨年秋を期して御大典の盛儀を挙げらるべき千載一遇の好機に遭遇した。記念事業として最もふさわしい以上二つの事業を完成して、多年の念願を実現したいものと、寄り寄り熟議を遂げて彌高神社と本会と共同主催のもとに平田先生奥墓参道改修、彌高神社社頭石標樹立計画の具体案を発表して広く県内に寄付金を募ることに着手したのは昨年の7月であった。

まず小、中学校の職員生徒を始めとして、男女青年団、一般有志より、応分の寄付を集むることとした。御大典を中心として両大人に対する崇敬の念が期せずして灼熱した。9月に入りてほとんど予定の金額を集め得ることができた。その月の25日いよいよ両工事を起こした。

来るべき御大典前に完成すべく工事を急がせた。幸いに予定の期日すなわち11月4日の臨時大会当日までに両工事ともその竣工を見たのであった。まずもって手形村大澤の道路より参道に通ずる橋梁の架け替えをなし、さらに旭川村有に属する四十間の道路は部落の協賛によりて修理せられた。進んで二十五間の傾斜道路の改修に始まりて、八十五段の石磴は延延々として見事に奥墓墓前に通ずることになった。一方彌高神社社頭の石標も県社彌高神社の社名を銘し、きっ然として樹立せられた。森厳の気社頭を壓して威容を加ふるに至った。今手形山下に立ちて、参道の延々たるを仰ぎ、彌高神社前に伏して、石標の聳ゆるを見て、涙ぐましいまでに感激に打たるるのである。県下幾万の児童生徒より崇敬の赤誠をこめた、零細の浄財を集めて、多年の宿願を成就した。その一石一木

の微も小なるものの一念凝縮したものである。かくして両大人を中心として崇敬の瞳を集めこれを教育的に善導し芽生えゆく彼らの心に何物かを植えつけ得ることができうれば今回の企ても大いに意義づけらるることであろうことを深く感謝するものである。（風堂）

(5) 御大礼記念事業寄付金収支決算

昭和4年4月10日の第54号に、「御大礼記念事業平田先生奥墓参道修理並県社彌高神社石標樹立費寄付金収支決算」がある。貴重な資料として記録しておきたい。

御大礼記念事業平田先生奥墓参道修理並県社彌高神社石標樹立費寄付金収支決算

◇収　入

一金弐千七拾弐円参拾九銭也　小学校職員、児童寄付金
一金四百五拾六円六拾弐銭也　中等学校（鉱山専門学校を含む）職員生徒寄付金
一金四百拾壱円二十五銭也　一般有志（青年団含む）寄付金
計金弐千九百四拾円弐拾六銭也

◇支　出

一金壱千九拾七円八拾六銭也　参道修理費
一金七拾円六拾四銭也　橋梁修理費
一金壱百参拾六円四拾八銭也　鳥居修理費

一金九百五円六拾六銭也　石標樹立費
一金五拾八円九拾七銭也　祭典費
一金弐拾五円八拾六銭也　通信費
一金参百七拾弐円九拾六銭也　宣伝費その他諸雑費
合計金弐千六百六拾八円四拾参銭也
収支差引剰余金弐百七拾壱円八拾参銭也
剰余金の処分については当初の計画に基づき秋田県教育会常議員会に諮り雪溶けの季節までこれを保管しさらに参道の美化小破修理の費用に充つることとせり。

5 彌高神社年中行事（昭和2年）

1月元旦	元旦祭	（中祭）
1月3日	元始祭	（中祭）
2月11日	紀元節祭	（中祭）
2月18日	祈年祭	（大祭、幣帛供進使）
3月21日	春季皇霊祭	（小祭）
4月3日	神武天皇祭	（小祭）
4月29日	天長節祭	（中祭）
5月1日	宵祭	
5月2日	例大祭	（幣帛供進使）
6月15日	佐藤大人御誕生記念祭	（小祭）
6月30日	大祓	
8月24日	平田大人御誕生記念祭	（小祭）
9月24日	秋季皇霊祭	（小祭）
10月17日	皇太子殿下御参拝記念祭	
11月3日	明治節祭	（中祭）
11月23日	新嘗祭	（大祭、幣帛供進使）
12月25日	大正天皇祭	（中祭）
12月31日	大祓	

〔平成13年の年間行事〕

1月元旦	歳旦祭
1月27～2月12日	厄年祓・年祝祭
2月11日	紀元祭
2月24日	祈年祭
4月22日	神輿渡御祭
5月1日	例祭宵祭
5月2日	例祭当日祭
6月15日	佐藤信淵大人生誕祭
6月30日	大祓
8月24日	平田篤胤大人生誕祭
10月27～11月15日	七五三
11月24日	新嘗祭
12月23日	天長祭
12月31日	大祓

余部

一　手形山神社建造に付寄付金募集の趣意書

平田篤胤、佐藤信淵両大人の事績は人の普く知る所にして学徳ともに秀でて功業並高く内はもって人心を正し国本を養い外はもって邪を闢き悔いを禦き国家独立の基礎を確立するをもって畢生の志願となし剛鋭の志気をもって遠大の思慮を廻らし艱難困厄の間にあるも枉屈解弛の色なく一身の窮達を計慮の外に置きて一に救世済民の実績を挙くるに務められたるは長く人の亀鑑とすべき所なり平田大人は久保田の城下に生まれ弱冠にして江戸に出て多年苦学の功を積み本居大人の遺著を観て大いに感ずる所あり遂に専ら力を神道の発揮に用い徒を集めてこれを講明す傍ら著述を怠らず学風一時を風靡し禁廷の感賞を動かすにいたりその流れを酌みその学を奉するもの今なお絶ゆることなし佐藤大人は出羽国雄勝郡に生まれつとに郷里を出てて四方に遊歴し玄祖欽庵より元庵不昧軒を経て父玄明嵩に至るまで四世の家学を継承してこれを大成し博学多識心を経済有用の実学に留め開物成務をもってその任となし神世の玄理を探訪し西邦の史乗に渉猟し天文地理土功水利の事より農功管商教化兵制火技の法にいたるまで皆造詣する所ありしはその遺著に徴して見るべく又各藩のために殖産興業の道を講じ封内経緯の策を授くる等民今にいたるまでその遺沢に浴するもの多しこの両大人の一世の志業勲績は吾人の得て悉すべからざる

ものありといえども而も平田大人の神道における佐藤大人の農功における詢に群を出て類を抜けるものにしてあたかも心霊界実業界の両柱のごとき観あり畏くも

今上陛下　両大人の功労を追感あらせられ特旨をもって明治十五年六月佐藤大人に正五位を同十六年平田大人に正四位を贈り給ひてより世の人もまた益々崇敬の念を篤くせり然るにこの国家に殊功を立てられたる偉人のために百世これを奉祀して永くその功を伝えその霊を慰する所以の道を講ぜられたるも未だこれあるを聞かず独り平田大人のためにはつとに秋田市の隣村寺内村に一祠堂を築かれたるもその規模狭小にして人の意に満たざるのみならず漸く朽壊に属するも補修維持の方法さえ充分備わるにあらずはなはだ遺憾に堪えざる所なり抑この両大人は一方の私すべき人物にあらざるは勿論なれどもその生地は幸いに共に我が秋田県にあるをもって本会は特に両大人のために新たに地を秋田市の東北手形山なる平田大人奥墓の付近に和して一社を建造し両大人を合祀して手形山神社と号し又両大人の遺書および遺物は蒐集の上これを秋田県立図書館に寄託永蔵しいささか先賢を遵い往功を彰わすの義を明らかにし且つ後の人をして長く景仰思慕の情を慰すること得しめんと欲す冀くは世の有志諸彦本会の徴哀を察納し別紙寄付金募集規定並びに社殿建築図瀏覧の上協力賛襄の栄を与えられんことを謹て告す

明治四十一年一月

発起人

会長　（秋田県知事）下岡忠治

副会長　（秋田県事務官）沼澤七郎

幹事（幹事長）　沼澤七郎

幹事　（秋田県属）戸崎順治
同　（秋田県師範学校長）小山忠雄
同　（秋田中学校長）太田達人
同　（秋田市長）大久保鐵作
同　（河辺郡長）三神正健
同　（南秋田郡長）小田野直清
同　（由利郡長）曲木光弼
同　（仙北郡長）中田直哉
同　（平鹿郡長）佐藤重治
同　（雄勝郡長）深谷泰藏
同　（山本郡長）小林定修
同　（北秋田郡長）前田復二郎
同　（鹿角郡長）河野隆性
常議員　（秋田市高等小学校長）長瀬直倫
同　（秋田市女子高等小学校長）鈴木市太郎
同　戸崎順治
同　（河辺郡視学）藤井歸一郎
同　（秋田県視学）神谷勇三

協賛員（イロハ順）

秋田県多額納税者　池田文太郎
秋田県参事会員　池田龜治

同　（明徳尋常高等小学校長）茂又敬吉
同　（保戸野尋常高等小学校長）小堀房之助
同　（築山尋常小学校長）進藤鉄吉
同　（旭尋常小学校長）關　菊治
同　（秋田高等女学校長）大野千畝
同　大久保鐵作
同　（秋田県視学）桑原茂治
同　（南秋田郡視学）須田勇助
同　（秋田県師範学校教諭）伊東　武
同　（秋田県属）大嶋享藏
同　（山本郡視学）青柳　淳
同　太田達人
同　（南秋田郡土崎尋常高等小学校長）出藤吉
同　（雄勝郡視学）長澤浩氣
同　（仙北郡角館尋常高等小学校長）伊藤茂治

従四位子爵　六郷政賢
秋田電気株式会社長従六位　羽生氏熟
秋田県多額納税者　本間金之助
陸軍少将正五位勲三等　遠山規方
秋田県多額納税者　土田萬助
正三位勲四等　尾崎行雄
従五位勲五等　小山巳熊
正五位文学博士　狩野享吉
神部署参務員神宮奉齋会幹事・従七位　神田息胤
貴族院議員　河田與惣左衛門
秋田県参事会員　川上勝淑
名古屋商業会議所長　上遠野富之助
古四王神社禰宜従七位　龜井寛造
古四王神社主典　金山良規
秋田県多額納税者　金澤松右衛門
秋田県多額納税者　加賀谷長兵衛
正七位勲六等　財部實秀
秋田県参事会員　高橋宇一郎

従四位勲三等　田中隆三
熱田神宮宮司正五位　角田忠行
秋田銀行頭取・秋田県多額納税者　辻　兵吉
秋田県参事会員勲七等　中山傳兵衛
正六位勲六等文学博士　井上頼圀
秋田県会議員・秋田新報社長　井上廣居
陸軍大将従三位勲一等功二級子爵　大鳥久直
衆議院議員勲四等　大縄久雄
古四王神社宮司従七位　大山重華
秋田県会議員・秋田時事社長　大澤士朗
神宮奉齋会理事　織田完之
山口銀行理事　山田大路元安
神部署参務員神宮奉齋会長従六位　町田忠治
従五位農学博士　藤岡好古
秋田県多額納税者　古在由直
貴族院議員従三位勲四等　江畑新之助
従三位子爵　佐竹義生
佐竹義理

従五位男爵　佐竹義準
雄勝銀行頭取従五位男爵　佐竹義雄
従四位勲四等農学博士　佐藤昌介
衆議院議員勲四等　齋藤勘七
秋田県参事会員　佐々木久之助
東北公論社長　佐藤禮治
正五位勲三等法学博士　水野錬太郎
神宮司廳大宮司従三位子爵　三室戸和光
秋田県参事会員　三浦兼藏
秋田県多額納税者　湊彌七
秋田県多額納税者　庄司兵藏
秋田県多額納税者　柴田與之助
秋田県多額納税者　平野三郎兵衛
東宮侍講正四位　本居豊穎
正三位勲一等男爵　千家尊福

二　明治42年度秋田県教育会役員

明治42年度の秋田県教育会の役員が6月の総会で選出された。選出されていた役員は左記の通りである。これらの構成員をみると、県当局の意向を強く受けていることが明らかであり、ここでの決定されたことやそれを推進することは、当時の教育に関係するすべてであることが分かる。

会　長　森　正隆【知　事】（東京出身）正五位勲四等　（　）筆者付加
副会長　小山　巳熊【内務部長】（熊本出身）従五位勲五等
幹事長　岸本　正雄【県事務官】（鳥取出身）従七位
幹　事　大久保鐵作【秋田市長】
堀内政之助【河辺郡長】（長野出身）
三神　正建【南秋田郡長】
曲木　光弼【仙北郡長】
佐藤　重治【平鹿郡長】
深谷　泰蔵【雄勝郡長】
小林　定修【山本郡長】
前田復二郎【北秋田郡長】【兼秋田県北秋田郡立農林学校長】（新潟出身）
戸崎　順治【鹿角郡長】

藤井歸一郎　【秋田県視学】
小山　忠雄　【秋田県師範学校長】
太田　達人　【秋田県立秋田中学校長】（岩手出身）
石黒　友吉　【秋田県立秋田工業学校長兼秋田市公立工業徒弟学校長】（愛知出身）
伊東　武　【秋田県立高等女学校長】（福島出身）
渡部　儀　【秋田県立横手中学校長】（東京出身）
遠澤　恒猪　【秋田県立大館中学校長】（高知出身）
益子恵之助　【秋田県立本荘中学校長】（青森出身）
福留　要治　【秋田県立秋田農業学校長】

研究部　第一部　常議員　藤井歸一郎【秋田県視学】
第一部　常議員　長瀬　直倫【秋田市高等小学校長】
第二部　常議員　神谷　勇三【南秋田郡視学】
第二部　常議員　戸崎　順治【鹿角郡長】
第二部　常議員　伊東　武【秋田県立高等女学校長】（福島出身）
第二部　常議員　小堀房之助【旭尋常小学校長】
第二部　常議員　桑原　茂治【秋田県視学】（高知出身）
第二部長　常議員　太田　達人【秋田県立秋田中学校長】（岩手出身）
第一部　常議員　茂又　敬吉【中通尋常小学校長】

第一部　常議員　鈴木市太郎〔明徳尋常高等小学校長〕
第一部　常議員　進藤　鐵吉〔保戸野尋常小学校長〕
第一部長　常議員　小山　忠雄〔秋田県師範学校長〕
第二部　常議員　浅沼　正毅〔大曲尋常高等小学校長〕
第二部　常議員　大久保鐵作〔秋田市長〕
第二部　常議員　境田　養吉〔南秋土崎尋常高等小学校長〕
第一部　常議員　出　藤吉〔南秋土崎女子尋常高等小学校長〕
第一部　常議員　小平　高明〔秋田師範学校教諭〕（長野出身）
第一部　常議員　須田　勇助〔北秋田郡視学〕
第二部　常議員　菊地　永治〔河辺郡視学〕
第一部　常議員　長澤　浩氣〔山本郡視学〕

代議員　市　10名　由利　8名　山本　10名　河邊　10名　平鹿　10名
北秋　10名　南秋　10名　雄勝　10名　鹿角　10名

書記　大槻英家　中川重嘉　以上役員

研究部　第一部は、初等教育及び師範教育に関する事項を、第二部は、中等教育、実業教育及びその他教育上に関した事項を、それぞれ専門的見地から調査報告を行い県や県教育会に建議や答申することを任務とする機関である。

三　秋田県教育会（「秋田県教育史」四、五、六）

【会の名称及び雑誌名の変遷】

(1) 明治14年6月文部省達により、明治16年5月3日秋田県教育義会設立認可。しかし、活動は思わしくなく、自然解散の状況。

(2) 明治20年12月、文部属より庵地保が本県学務課長兼県尋常師範学校長に着任、「秋田県教育会」設立の発起人となる。明治21年6月1日設立準備会を3日間開催、すべての案件を処理し、活動を方向づける諸規則が決定した。同月4日、諸規則は県の承認するところとなり、秋田県教育会の設立はここに認可された。

発会式で、会長に羽生氏熟氏（県書記官）、副会長に庵地保氏（県学務課長）、青山貞県知事を総裁に推戴した。きわめて官制的な色彩をもつ三役である。

明治23年より「教育月報」を発行する。

明治24年、規則改正を行い、会の目的を「本県の教育事業に対して勉めてその改良を翼賛する」とうたう。これは、国や県の教育施策と表裏一体となっていくことを示す。

明治24年より「学事月報」「秋田県学事月報」を発行する。

(3) 明治28年公選議員で構成されている県会で県教育会のあり方が問題となる。調査検討の結果、明治29年3月、「教育会を県立の組織として行政上学事の諮問に答申する学事諮問会とすることにし、

既存の秋田県教育会は授業法や管理法等を討議する私立の組織として、存在はそのまま認める」と二つの教育会（「秋田県教育会」と「私立秋田県教育会」）が組織されることになった。

(4) 明治29年より「私立秋田県教育会雑誌」（47号から始まる）を発行する。

明治32年知事に就任した武田千代三郎は、私立秋田県教育会へ事業の委任および事業育成のため補助金支出する意向を示し、秋田県教育会は機能停止となる。明治34年1月25日、秋田県教育会が廃止となる。同年6月「私立秋田県教育会」は規則改正を行い、「秋田県教育会」と呼称変更する。明治34年7月12日文部省より社団法人として認可される。

明治34年より「秋田県教育雑誌」（106号より始まる）を発行する。

明治44年には、会員が一、三〇〇名を数えるまでになり、本県教育と深い関わりを持ち、機関雑誌の発行、教育に関する諸研究、武術の奨励などの事業を推進していくことになる。

三役は、県知事が会長、県内務部長が副会長、県教兵課長が幹事長である。

(5) 大正13年、自治的組織として再スタートすることになり、三役が大きく変わる。会長に齋藤宇一郎氏、副会長に藤井歸一郎氏が就任する。

大正13年11月号は「秋田教育」創刊号として発行する。

(6) 昭和11年「財団法人秋田県教育会」となる。

昭和18年は3月号より「彌高」（283号）として発行する。（平田篤胤大人百年式年祭による）

昭和19年2月号より再び「秋田教育」（294号）として発行する。

昭和19年8月、秋田県教育会は中央の方針に従い大日本教育会秋田県支部に改組し、名称も「財

団法人秋田県教育会」より「大日本教育会秋田県支部維持財団」に変更する。

(7) 終戦後昭和21年7月2日、中央の統制は失われ、名称は「財団法人秋田県教育会」に戻り、目的も「教育文化の向上に貢献する」と改める。

(8) 昭和23年2月6日代議員会で「財団法人秋田県教育会の解散に関する件」と「財団法人秋田県教育会の残余財産処分に関する件」を審議し、可決された。同年5月20日秋田県知事から解散についての認可、同月25日残余財産処分の件も認可された。

本会の所有する一切の財産は秋田県教職員組合に無償で譲渡された。

財団法人秋田県教育会会長永井源一郎氏、副会長中山源吉氏、秋田県教職員組合中央執行委員長岩井川安次郎氏、県知事蓮池公咲氏。

四 佐藤信淵大人の名著天覧の栄に浴す

昭和16年12月8日米英に対する宣戦布告がなされ、日本は太平洋戦争に突入した。

そうした中で、明るいビックなニュースが飛び込んできた。同年12月26日、信淵大人の名著が天覧の栄に浴したのである。

信淵大人の普及の名著「宇内混同秘策」は今から百年以前に著述されたもので産霊の神教に基づき、八紘一宇の大精神を堂々と獅子吼しており、読むものをして痛快を絶叫せしむるとともに、大人の先見

の明しかも大東亜戦争の預言者たるの感なくんばあらずの感を深からしむるものである。

今回畏くも天覧の光栄に浴したことは、ひとり信淵大人のみならず、本県の光栄であり、また本会の名誉でもある。なお、献上の写しは左の通りである。

昭和十六年十二月二十六日

宮内省総務局長　大金益次郎　印

佐藤五大人偉徳顕彰会代表者宛

一、佐藤信淵　宇内混同秘策　一部

右

天皇陛下へ献上被致候ニ付御前へ

差上候此段申進候

混同秘策　「大地はことごとく皆皇朝の所領なり」の原理を述べたもの。本書において王都は江戸に移し、「東京」と改称すべしといっているが、後に大久保利通がこれを読んで東京遷都を建言して決定した。

ちなみに佐藤家五氏の家学を組成した、信利（欽庵）、信栄（元庵）、信景（不味軒）、信季（玄明窩）、信淵五大人の偉徳を後代に顕揚すべく、佐藤家五大人の偉徳顕彰会が組織され、五代神社を奉建すべくその造営など着々事業を行いつつある。

五　平田篤胤大人百年式年祭

1　由　緒

昭和18年は平田篤胤大人の百年式年祭であり、前年より彌高神社奉讃会が組織された。奉讃会発行の由緒がすべてを物語る。

…（前略）

その後星移り物変わり、大東亜戦争の勃発するや、ますます神徳を景仰し、興亜聖業の完遂に加護あらんことを祈願するの情まことに痛切なるものを覚え、県下教育界に同神社の強化拡張の議、翕然（きゅうぜん…集まるさま、鳥が飛び立つさま）として湧起し、ここに昭和17年秋田県並びに秋田県教育会主唱のもとに、挙県一致県社彌高神社奉讃会を結成し、県内外各方面より巨額の寄付金を募集し、社殿修復、神域拡張、社務所新築、並びに宝物殿の建設等に継続的計画案を樹て、以て18年11月2日の平田篤胤大人百年式年祭を迎えんとし、現に着手進行中なり。

しかも今回、畏くも祭神平田大人の命の百年式年祭に当たり、神徳天聴に達し、特旨を以て昭和18年8月19日贈正四位平田篤胤大人は従三位に追陞せらる。

昭和18年11月

2　県社彌高神社奉讃会趣意書並要項（昭和17年8月　県社彌高神社奉讃会）

趣　意　書

秋田千秋公園内に鎮座せる県社彌高神社は、郷土の産める先哲平田篤胤、佐藤信淵両大人の御霊を合祀し、あまねくその遺徳を崇敬するところなるが、今や振古未曽有の重大時局に直面して、ますます神徳を景仰し興亜聖業の完遂に加護あらんことを祈願するの情まことに切なるを覚ゆ。

平田篤胤大人の功業

平田篤胤の我国学史上における偉業は、国学四大人掉尾の大成者として、学統を正し古学を作興し、不抜の信念をもって、皇道精神を闡明し尊皇思想に行動性を促進せしめたるに存す。

初め荷田春満の首唱に源を発する国学が、本居宣長によりて紹述せられ、本居宣長に及んでほとんど之が大成を見たるも、学としての成就にすぎず、未だ道としての生命力に徹せず。しかるに篤胤大人は先師宣長の志を継ぎ、国学を生かして国体の明徴に、皇道主義の高調に渾身の努力を捧げたるによりて、大人が古道の宣布に基づく勤皇思想の勃興は遂に明治維新の精神的原動力を形成するに至れり。また、篤胤大人の信奉する古神道は、天下を風靡するの概ありてつとに京都の神祇伯白川家の依頼あり、次いで神祇道長上の吉田家よりも請嘱を受けて、全国の神職にその古学を講ずることとなり、遂に全国の神職を統一するとともに、古神道の復活を実現し、もって明治維新以後今日に至りたるはまことに不朽の功績と讃えざるべからず。古来学者にして篤胤大人の如く多数の門人を擁するものなく、しかも皇政復古の前後に活躍せる、勤皇の志士及び学者のその門より輩出せる盛事に見る時、皇道弘布の功いよいよ

明らかなり。

篤胤大人の著書の中に「古史成文」「古史徴」「古史徴開題記」「神代御系図」「霊能真柱」を禁裡、仙洞両御所に奉献して御嘉賞の光栄に浴し、特に展覧叡感の四字を賜りしことは無類の栄誉にして、その後また重ねて「大扶桑国考」及び「天朝無窮暦」の二書奉献の栄を荷ないたるを思えば、学者の本懐あにこれに過ぐるものあらんや。

篤胤大人博学宏才にして、その著書は神、儒、仏の三道を初め歴史、天文、地理、易、暦等より医術に至るまですべて百余種にのぼり、この夥しき著書も皆門人の刊行にかかり、ひろく世に行われたるをもって、その学問が一世を風靡し勢力の隆盛なりしことを知るに足る。

初め大人は少壮にして家郷を脱し、江戸に出て力行苦学中、備中松山藩主板倉候の家臣平田篤隠の養嗣子となり、大和田の姓をあらためて平田氏を冒し、これより国学に志して読書研鑽これ勉め、家塾を開き著述を事とし学業大いに進み名声従って高かりしが、文政6年48歳のとき故ありて板倉家を致仕して野に下り、専心学問に精進せり。63歳の時改めて佐竹候に招聘せられて秋田藩士になりしが、喬木風多く皇道精神の闡明は徳川幕府の忌諱に触れ、天保12年66歳の正月元日に著述差し止め、国許へ退去の厳命に接したる為、ついに余生を故山に送る身となり居ること二年有余、天保14年閏9月11日病をもって歿す。享年68歳。しかれどもその学風は郷土の子弟を薫化し、明治戊辰に際して秋田藩勤皇の大義を全からしめ、燦として光輝を放てり。明治14年聖駕巡幸の砌、特旨をもって勅使を秋田市手形大澤なる奥墓に差遣せられ慇懃なる御沙汰を拝し、さらに明治16年2月27日国学四大人に等しく正四位を追贈あらせられたり。

佐藤信淵大人の偉業

佐藤信淵大人は、その学術の該博深遠と識見の雄大高邁とにおいて、幕末学界の最高峰と称せられる。大人の有名なる農政学は高祖父欲庵より五代相次ぎ二百三十年にわたりて世々天文、地理、農政、物産の学を講じ、伝承せる家学を信淵に及んでこれを大成せるものなるが、大人はいわゆる書斎裡の学究にあらずして、親しく諸国を遍歴して家学を実地に試み、自ら耕種して体験を積み、加えるに蘭学の研究に基づく科学的知識を応用して、体系組織を成せるとともに、この家学大成は実に父祖にたいする大孝を全うせるゆえんなり。

大人は天明3年父玄明窩信季が事をもって秋田藩執政の怒を買い、難を逃れて出羽国雄勝郡西馬音内郷の家郷を韜晦するに際し、伴われて足尾銅山に至りし時不幸にして父に死別するや、遺命を奉じて江戸に上り、蘭学者宇田川槐園の門に入れり。時に大人わずかに16歳。居ること数年にして蘭学の外師を求めて天文、地理、歴史、経済、医学等を熱心に研鑽し、かつつとに経世の才を認められる。寛政6年26歳江戸京橋に僑居し医を開業して家を成し、翌年母を郷里より迎えて孝養を尽せしも、同10年母の病歿に逢い悲嘆極まりなし。しかれども志を励まし家学の大成に邁進せんと、上総国大豆谷に退居して晴耕雨読の生活に入れり。しかもこの地に住むこと三回、前後を通じて30年に及び、文政12年農政本論及草木六部耕種法の著書成りてここに家学を大成せり。大人時に61歳なりき。これよりさき徳島藩に招聘せられて海防策を講じ、兵器の新工夫によりて兵学者の名一時に挙がれり。また文化12年同郷の国学者平田篤胤の門に入り、神道を講究して大いに啓発するところあり、もって家学の哲理を樹立し得たり。そのころ事に座して江戸払に処せられ、のちまた江戸十里四方追放の刑を受け、48歳より78歳まで江湖に

放浪すること実に31年、この如く逆境に陥るといえども壮心決して衰えず、あるいは農政農事を指導し、あるいは諸侯の顧問となりて藩政を改革し、晩年に入りては経済の学に力をそそぎ、つとに統制経済を力説せり。学者にして経世家を兼ねるは最も大人の特色となすべし。弘化3年大赦に遭いて南部藩医たる長子信昭が京橋の家に帰り、初めて家庭の団らんを楽しみしも、ようやく老衰を覚えしにかかわらずなお意気豪なり、晩年病褥に執筆せし「存華挫狄論」のごとき、支那を助けて英国の横暴を排除せんとの論旨は全く今次の支那事変を予言せるものというべし。惜しいかな、信淵大人は大器を抱きながら波乱に富む不遇の生涯を終え嘉永3年正月6日信昭の寓に歿したり。享年82歳。無位無冠の一布衣に過ぎざりしも、その経国済民の大策は烈々たる忠君愛国の精神の結晶に外ならず。明治15年6月3日朝廷特旨をもって正五位を追贈せらる。

それ信淵大人の広汎なる学問は、啻に農政学に限らず政治、経済、哲学、兵学、医学及び鉱山、拓殖、治水等の各方面を包容し、一代の著述およそ三百種八千巻との称あり。しかも古今東西に通暁せる学殖が尊皇愛国に彩られて経綸抱負となり、偉大なる先覚者としての巨歩を印せり。文政6年55歳、失意の窮迫裡にありしかも椽大の筆は、名著「宇内混同秘策」と成りて百数十年前既に雄渾なる構想の下に大陸経営を最も具体的に論究せり。江戸を改めて東京となし、帝都をここに遷すの主張は明治維新と同時に実現せられしのみならず、炯眼卓見の堂々たる所論、現下の時局照応して真に敬服に堪えざるものあり。この著を南方進出者必携書と称するもあえて溢美にあらざるを信ず。

想うに平田、佐藤両大人は年齢において信淵翁が長ずること7歳なるも、ともに同時代の偉人にして篤胤大人の高調せる肇国の大精神は、日本的世界観となりて大東亜共栄圏確立の理念を明示し、その信

念に感銘せる信淵大人は、これを高度国防国家建設の具体化に将また世界維新の大方策によく創意示唆したるものというべく、これにおいてか二大先覚者が全く物心一如の真姿において、現下国民に一大活訓を垂教し、皇国大使命の必成を自覚せしむるめいめいの神助を仰がしめつつあることを感得せらる。

吾人はますます偉徳の顕揚に熱誠を捧げざるべからず。いわんや昭和18年は平田大人の百年式年祭に相当し、佐藤大人の同式年祭もまた7年後に至るにおいてをや。奉讃の道一日もこれを緩うする能わざるなり。すなわち相謀りてここに彌高神社奉讃会を結成し、もって神徳の発揚に精進せんとす。

願わくは大方諸賢各位のご賛同を得て所期の事業を完成せしめられんことを懇願して止まざるなり。

昭和17年8月

県社彌高神社奉讃会

3　県社彌高神社奉讃会事業計画

一　事業計画

(1)　百年式年祭（総経費　10、000円）

①　祭典執行の奉賛（2、000円）

平田、佐藤両大人の百年祭執行を奉賛す

②　諸調度設備の寄進（3、000円）

同上祭典に要する祭具、服飾、装飾などを寄進す

③ 記念事業の施設（六、四〇〇円）　※は実施状況筆者付加

◇記念講演会（一、〇〇〇円）

平田、佐藤両大人の偉徳顕揚のため中央より大家を招聘し秋田市において公開大講演会を開催す

※講習会（10月30日午前9時より午後3時まで秋田師範学校女子部の講堂で浦和高等学校教授藤田徳太郎氏を講師として平田大人の思想に関することを語り合う）

◇記念出版（三、〇〇〇円）

平田、佐藤両大人の遺著中代表的なるもの、及び百年祭に因める諸家の論説などを輯録出版し各方面に頒布す

※記念出版として、平田篤胤全集・佐藤信淵家学大系を富山房より出版

※記念絵葉書

◇神徳宣揚の施設（一、二〇〇円）

中央及び地方の言論通信機関及び放送局などと連絡し神徳宣揚に関する記事登載座談会及び放送などを施設す

※平田大人に関する座談会（10月2日東京都の帝国教育会館で東京都及び付近の在住関係者が参集して開催）

◇展示会その他（五〇〇円）

平田、佐藤両大人の遺著遺品その他両大人に関する資料の展示会を催す
※神徳宣揚展覧会（11月1日より3日間秋田県立図書館で開催）

④ 諸経費（一、000円）
記念品の贈呈その他諸施設に要する雑費

(2) 社殿の修復、境内地の拡張造営（総経費 二会、000円）
現社殿の大修復を行い、社務所、集会所、鳥居、常夜灯、御水舎などを建設し、かつ神域を二の丸土手際まで拡張し、神苑を整備せんとす
※神社の改善（彌高神社の参道を修理拡張し、社務所を拡張し、神殿及び拝殿を移転修復する）

(3) 彌高文庫建設（総経費 二0、000円）
① 建物建設（三、000円）
境内に土蔵造り三〇坪の文庫を建設す
② 文庫内外諸設備（八、000円）
書棚、机、椅子などの諸器具その他を設備す

(4) 神社基本金造成（総経費 五0、000円）
神社将来の経営に備えるため基金を増成す

(5) 諸雑費（総経費 五、000円）
本事業遂行に要する事務諸費

経費総計（二五0、000円）

II　経費収入計画（Iの経費を支弁するため次の計画により資金を募集す）

(1)　秋田県補助金　二五、〇〇〇円

(2)　秋田市補助金　一五、〇〇〇円

(3)　寄付金　二一〇、〇〇〇円

①　県内市町村よりの寄進（三三、〇〇〇円）

一市町村約一〇〇円平均を見込み人口及び資力を考えてその額を定め寄進を求む

②　諸団体及び諸会社などよりの寄進（四七、〇〇〇円）

県内諸団体、銀行諸会社などよりの寄進

③　諸学校教員、生徒児童などよりの寄進（七、〇〇〇円）

教員俸給月額の百分の十、中等学校生徒五〇銭ずつ、青年学校生徒二〇銭ずつ、児童一〇銭ずつ

④　県内外有志者よりの寄進（七、〇〇〇円）

県内外資産家及び篤志家より前例によりて寄進を求む

収入総計（二五〇、〇〇〇円）

4　彌高神社奉讃会役員

名誉会長	侯　爵	佐竹義春
会　長	秋田県知事	岩上夫美雄
副会長	秋田県学務課長	伊藤英三
同	秋田県教育会長	豊口鋭太郎
名誉顧問		町田忠治
同		水野錬太郎
同		川村竹治
同	皇典講究所長　侯爵	佐々木行忠
同	神宮皇学館大学長	山田孝雄
顧　問	秋田魁新報社長	井上廣居
同	貴族院議員	鹽田團平
同	衆議院議員	信太　儀右衛門
同	衆議院議員	二田是儀
同	衆議院議員	中川重春
同	衆議院議員	斎藤憲三
同	衆議院議員	小山田義孝

顧問	衆議院議員	川俣清音
同	陸軍中将	松井庫之助
同	陸軍中将	後藤英次
同	東洋拓殖株式会社総裁	佐々木駒之助
同	帝国鉱山開発株式会社社長	菅礼之助
同		庄司乙吉
同	蒲原商店代表者	蒲原達彌
同	東北興業株式会社重役	横山助成
同	庶民金庫理事長	山下太郎
同	神田神社社司	青木得三
同	秋田鉱山専門学校長	平田盛胤
同	陸軍少将	平岡道也
同	秋田県総務部長	長嶺俊之助
同	秋田県経済部長	永野芳辰
同	秋田県警察部長	鈴木栄二
同	秋田聯隊区司令官	中西久夫
同	秋田地方海軍人事部長	畠山利雄
		福吉保夫

顧問	秋田県会議長	藤肥良治
同	同　副議長	関　威
同	秋田県町村長会長	佐藤有秀
同	秋田市長（代理）	小貫太郎
同	能代市長	佐藤宗二
同	秋田市会議長	加藤助吉
同	秋田県農会長	片野重脩
同	秋田県鉱業会長	鍋島朝俊
同	秋田県工業会長・秋田市商工会議所会頭	石川信助
同	産業組合中央会秋田支会長	刈田義門
同	秋田銀行頭取	辻　兵吉
同	佐藤信淵研究家	鴨田恵吉
同	秋田県医師会長	片岡幸吉
評議員	教学課長	玉村四一
同	庶務課長	藤井喜太郎
同	社会教育課長	岡崎太郎
同	振興課長	御代安栄

評議員	文書課長	山崎真一郎
同	視学官	瀧澤厚
同	社会教育主事	米山重助
同	同	伊藤孝一
同	同	寺田利一
同	同盟通信社支局長	藤澤民之助
同	東京朝日新聞支局長	豊田三隅
同	東京日々新聞支局長	吉井欣治
同	読売新聞支局長	針谷章三
同	河北新報支局長	浅野四郎
同	秋田魁新報営業局長	古村精一郎
同	秋田魁新報編集局長	武塙祐吉
同	鹿角地方事務所長	工藤庄吉
同	北秋田　同	成田重三郎
同	山本　同	丸山周五郎
同	秋田　同	木村喜太郎
同	由利　同	佐藤儀助
同	仙北　同	柳田民雄

評議員	平鹿地方事務所長	田口貞治郎
同	雄勝　同	三上房三
同	県建築技師	坂本吉松
同	鹿角郡町村長会長	浅利佐助
同	北秋田郡　同	伊藤嘉太郎
同	山本郡　同	渡邊重右衛門
同	南秋田郡　同	二田是儀
同	河辺郡　同	村越市之助
同	由利郡　同	齋藤彌太郎
同	仙北郡　同	佐藤維一郎
同	平鹿郡　同	柿崎勘左衛門
同	雄勝郡　同	伊藤仁右衛門
同	秋田県壮年団長	佐藤直太郎
同	秋田市庶務課長	鈴木佐久司
同	秋田県師範学校長	菅原信治
同	秋田県女子師範学校長	小川卓爾
同	秋田中学校長	玉木正行
同	秋田高等女学校長	中川秀松

評議員	秋田工業学校長	皆川一
同	大曲農業学校長	豊口精一
同	仙台市	奥田達雄
同	古四王神社宮司	小林太十郎
同	秋田放送局長	佐々健次
同	大日本婦人会支部主事	高橋熊五郎
同	神祇会支部理事	山本富治
同	秋田市国民学校長会長	中山徳次郎
同	鹿角郡　同	高橋克三
同	北秋田郡　同	工藤五郎
同	能代市・山本郡　同	工藤茂治
同	南秋田郡　同	柳谷直比古
同	河辺郡　同	佐藤信義
同	由利郡　同	田口勇吉
同	仙北郡　同	齋藤大助
同	平鹿郡　同	小泉良蔵
同	雄勝郡　同	永井源一郎
同	三吉神社社司	田村厳

評議員	彌高神社社司	北島一
同	崇敬者総代	神谷有三
同	同	深味貞治
同	同	金丸欽也
同	同	鎌田基吉
同	同	小野襄
同		伊藤俊蔵
同		佐藤長左衛門
同	秋田市中学校教諭	小島好治
同		三日田米治
幹事	秋田県視学	佐々木良助
同	同	石川甚七
同	同	神馬長之助
同	同	扇田繁治
同	同	渡部周蔵
同	同	小松寛
同	同	佐藤恭助
同	同	梅津正雄

幹事	秋田県視学	齋藤光三
同	同	齋藤悦郎
同	同	大野祐蔵
同	同	木元善治
同	秋田魁新報企画部長	人見誠治
同		伊藤俊蔵
同		神谷勇三
同		小野襄
同		児玉忠
同		金丸欽也
同		菅豊治
同		北島一
同		鎌田基吉

奉讃会地方委員

鹿角地方	工藤庄吉、浅利佐助、阿部直次郎、渡部周蔵
北秋田地方	成田重三郎、伊藤嘉太郎、佐賀徳治、小松寛
能代山本地方	丸山周五郎、渡邊重右衛門、工藤茂治、佐藤恭助
秋田地方	木村喜太郎、二田是儀、村越市之助、柳谷直比古、佐藤信義、梅津正雄

由利地方　佐藤儀助、齋藤彌太郎、田口勇吉、齋藤光三

仙北地方　柳館民雄、佐藤維一郎、齋藤大助、齋藤悦郎

平鹿地方　田口貞治郎、柿崎勘左衛門、小泉良蔵、大野祐蔵

雄勝地方　三上房三、伊藤仁右衛門、高久多吉、木元善治

奉讃会事務事業各部員

(1) 祭典部　部長　神谷勇三

副部長　中山徳次郎

部員　田村　厳

(2) 事務部　部長　玉村四一

副部長　瀧澤　厚

庶務係長　鎌田基吉

係員　佐々木良助

同　石川甚七

同　神馬長之助

同　扇田繁治

同　児玉　忠

同　金丸欽也

同　伊藤俊蔵

会計係長　吉川重一

(3) 事業部　部長　古村精一郎
副部長・造営係長　坂本吉松
記念事業係長　小野　襄
係員　人見誠治
同　菅　豊治
同　小島好治
同　川越重昌
同　三日田米治

5　平田篤胤大人頌徳碑建設奉告祭（「秋田魁新報」昭和19年8月25日）

「皇国は世界の祖国なり」との大信念を残して以来既に百余年、大東亜戦下国民思想に偉大なる指導力を発揮した郷土の大哲人平田篤胤大人の高徳を顕彰すべく秋田魁新報社は、大人の没後百年祭を記念すべく、秋田市手形山なる廣澤山の奥墓前両側に福島県産黒御影石頌徳碑両基を建立した。その高さおよそ五尺余幅一尺、表面の文字は国学者伊勢神宮皇学館大学長山田孝雄博士の揮毫で、その文句は大人の高弟生田國秀（萬）の大人に対する絶賛の語で向かって右碑には「古今五千歳之一人」左碑には「宇宙一萬里之獨歩」と刻まれてあり、品格ある石材であり雄渾なる名筆であり、そぞろに大人の偉大さが偲ばれ、後世に伝えるに相応しいものである。

右建設奉告祭は、昭和19年8月24日午前11時より松籟爽やかに緑深き同碑前に執行された。魁新報社井上社長、古村業務武塙編輯両局長始め幹部社員等参列、知事代理鹽谷県警察部長、加賀谷秋田市長、伊藤本会専務理事を始め、市内官民代表多数の来賓参列し、田村三吉神社社司によって、崇厳に祭式を進められ、井上社長は平田大人の偉大なる業績を称え、世人をしてこれを仰がしめんと頌徳碑建立の主旨を強調して祭詞となし、次いで参列者各層代表の玉串奉奠拝礼あって正午閉幕した。

6　平田篤胤肖像（高橋萬年画伯 筆）

高橋萬年は、平田篤胤没後百年に当たり、昭和18年、新春早々「平田篤胤像」完成、構想には3年を要したという。彼は当時46歳。この作品は、後に中川重春代議士によって彌高神社に奉納された。併せて、三光堂（秋田市）から8枚組の「平田大人伝記絵葉書」（文…草園編集同人中島耕一氏、絵…高橋萬年画伯）を刊行している。

彌高神社と共に歩んだ秋田県教育会は昭和23年解散したが、昭和25年佐藤信淵大人百年式年祭が盛大に執行された。

六　佐藤信淵大人百年式年祭

昭和25年6月「佐藤信淵大人顕彰會趣意書並要項」佐藤信淵大人顕彰會

1　趣　意

本年は幕末学会の最高峰と仰がれ、不朽の功績を立てられた佐藤信淵大人の没後満百年に当たりますので県民皆様の強力なるご支援を得まして去る、十一月三日文化の日をトし、盛大なる大人の百年祭の式年祭を挙行したのであります。

佐藤信淵大人は、明和6年6月15日雄勝郡西馬音内郷に生まれ、年少にして足尾銅山にて父信季の死に遭い、遺訓にしたがって江戸に上り、宇田川槐園の塾に入り、これより蘭学のほか天文、地理、歴史、経済等諸学を研鑽、進んで農政本論および草木六部耕種法の著述を大成、また山相秘録および鉱場法律の二種を著し、現今我が鉱山界に斯学の指針として諸々の示唆を与えているのであります。然して、大人の学は、政治、経済、農政、鉱山、医学、天文、地理、歴史、国学、兵学、土木等にわたり、その広きと深きは古今その類を見ず、またその説古人未発の境地を開拓したのであります。惜しいかな、その雄大なる経綸と卓抜なる識見はあまりに時世を抜んでいたため、当時に容れられなかったのであります。然るに後世その影響を各方面に与え、幕閣水野忠邦や後代の為政家をして、その経済政策に傾倒せしめ、また農聖石川理紀之助翁も大人の遺法を踏襲しているのであります。大人一代の著述はおよそ三百部八

千巻と称せられ、後世に偉大なる貢献をなしたのでありますが、諸国遊歴のため大部分散逸し、収集もっとも困難でありましたが、さいわい故織田完之翁が明治年間に多大の苦心と犠牲を払って、その遺書遺品を蒐集せられ、嗣子雄次氏が先年これを秋田に寄贈せられたのであります。

しこうして、狭少なる国土と乏しき資源の制約のもとに邦家の再建を図り、文化国家建設に邁進しつつある現在においてかくの如く偉大なる大人の百年祭に遭遇し、その文化財を永く保存することは県民の義務と存ずる次第であります。

よって先般官民有志をもって佐藤信淵大人顕彰會を結成、百年祭を執行し、また遺書遺品を収納する文庫を建設して、永久にこの文化財を保存することになりました。何とぞ右趣意に御賛同被下御寄進御協力を賜りたく右お願いいたします。

2　佐藤信淵大人顕彰會事業計画書

(1)　文庫建設　　一、三八〇、〇〇〇円

佐藤信淵大人の遺書、遺品などを収納する文庫を建設する。

①　文庫（コンクリート二〇坪の文庫建設費諸設備費）　一、〇〇〇、〇〇〇円

②　附属建物その他諸設備（木造一五坪の閲覧室、諸器具含）　三八〇、〇〇〇円

(2)　同維持費　　二〇〇、〇〇〇円

将来の維持経営に備えるための資金

(3) 百年記念式典費　二五〇、〇〇〇円

① 記念式典費（佐藤大人百年祭の執行及諸施設）　一五〇、〇〇〇円

② 記念行事の執行　一〇〇、〇〇〇円

◇記念講演会　七五、〇〇〇円

（遺徳顕揚のため大家を招聘し秋田市で大講演会を開催）

◇展示会（遺書、遺品その他大人に関する資料の展示会）　二五、〇〇〇円

(4) 事務費（事業計画の遂行に要する事務費）　二七〇、〇〇〇円

(5) 雑　費　四〇〇、〇〇〇円

(6) 予備費　二〇〇、〇〇〇円

経費総計　二、七〇〇、〇〇〇円

経費収入計画

(1) 全県世帯よりの寄付（二、五〇〇、〇〇〇円）

全県二一〇、〇〇〇世帯（要保護者などを除く）より一世帯二〇円その六割の計算

(2) 県人会及び諸団体、諸会社などの寄付（二〇〇、〇〇〇円）

収入総計　二、七〇〇、〇〇〇円

3　佐藤信淵大人顕彰會役員

名誉会長		佐竹義榮
会長	秋田県知事	蓮池公咲
副会長	衆議院議員	飯塚定輔
同	秋田県教育委員長	人見誠治
同	秋田県町村会長	櫻場文蔵
同	秋田県校長会長	高瀬忠廣
同		田口松太郎
顧問	衆議院議員	平澤長吉
同	同	石田博英
同	同	畠山重勇
同	同	宮腰喜助
同	同	根本龍太郎
同	同	笹山茂太郎
同	同	村上清治
同	参議院議員	鈴木安孝
同		金子洋文

顧問	参議院議員	長谷川行毅
同	秋田大学長	佐野秀之助
同	前秋田大学学長事務取扱	池田謙三
同	秋田県議会議長	菊池時之助
同	秋田県議会副議長	加賀谷直治
同	秋田市長	児玉政介
同	能代市長	柳谷清三郎
同	秋田市議会議長	田口長太郎
同	能代市議会議長	藤原興市
同	秋田県教育委員	西村節郎
同	同	奈良周治郎
同	同	丸山修一郎
同	同	筒井敬治
同	同	高橋熊五郎
同	同	柿崎勘右衛門
同	秋田県教育委員会教育長	吉田慶助
同	国家地方警察秋田県本部長	佐藤寅之助
同	秋田県商工会議所会頭	佐々木惣一郎

顧問	秋田県信用農業協同組合長	武田謙三	
同	秋田県医師会長	山田嘉平	
同	秋田県ＰＴＡ連合会長	佐藤末松	
評議員	秋田県副知事	渡辺端美	
同	出納長	本間金之助	
同	総務部長	小畑勇二郎	
同	経済部長	浅利春次	
同	土木部長	池田徳治	
同	林務部長	鈴木菊義	
同	衛生部長	鈴木敏雄	
同	民生部長	小畑勇二郎	
同	農地部長	吉田忠衛	
同	労働部長	森松孝作	
同	地方部長	上田要吉	
同	鹿角地方事務所長	飯塚博雄	
同	北秋田　同	長谷山四郎	
同	山本　同	小林捷夫	

評議員	秋田地方事務所長	古屋正幸
同	由利　同	小原春次
同	仙北　同	茂木文作
同	平鹿　同	萩原秀三
同	雄勝　同	佐藤英男
同	鹿角郡町村会長	高杉　重右衛門
同	北秋田　同	櫻場文蔵
同	山本　同	戎田謙輔
同	南秋田　同	木村喜太郎
同	河辺　同	鎌田徳治
同	由利　同	田口勇吉
同	仙北　同	藤原熊蔵
同	平鹿　同	佐々木一郎
同	雄勝　同	菅　圭一郎
同	秋田県教育委員会次長	山崎真一郎
同	同　指導課長	大高常彦
同	同　社会教育課長	山下　武
同	同　学事課長	斎藤悦郎

評議員	秋田県教育委員会鹿角出張所長	菅原甚市
同	同　北秋田出張所長	松田銀治
同	同　山本出張所長	大山結太郎
同	同　秋田出張所長	木元善治
同	同　由利出張所長	中山源吉
同	同　平鹿出張所長	坂本春吉
同	同　雄勝出張所長	片野忠吉
同	秋田県立秋田南高等学校長	中川秀松
同	秋田県立秋田北高等学校長	武藤幾満太
同	秋田市秋田商業高等学校長	皆川一
同	秋田市中学校長会長	髙瀬忠広
同	秋田市小学校長会長	小松寛
同	鹿角郡校長会長	沢口正三
同	北秋田郡校長会長	伊藤経雄
同	能代・山本郡校長会長	荒川節
同	南秋田郡校長会長	草階確治
同	河辺郡校長会長	小田島留吉
同	由利郡校長会長	三浦弥五右衛門

評議員	仙北郡校長会長	稲田　金右衛門
同	平鹿郡校長会長	髙橋一郎
同	雄勝郡校長会長	大野祐蔵
同	秋田市ＰＴＡ連合会長	佐藤末松
同	鹿角郡　同	白沢健三郎
同	北秋田郡　同	武茂信雄
同	能代・山本郡　同	九島恵太郎
同	南秋田郡　同	斎藤芳次郎
同	河辺郡　同	安藤善四郎
同	由利郡　同	猪股順二郎
同	仙北郡　同	棟方宏源
同	平鹿郡　同	細谷稔
同	雄勝郡　同	渡部均
同	県建築技師	坂本吉松
同	秋田県教育委員会技師	佐々木和三郎
同	共同通信秋田支局長	加藤松
同	東京朝日新聞秋田支局長	横沢陸郎
同	東京日日新聞秋田支局長	山内猛

評議員	読売新聞秋田支局長	山田好逸
同	日本経済新聞秋田支局長	小国敬三郎
同	河北新報秋田支局長	浅野四郎
同	秋田魁新報編集局長	阿曾村秀一
同		松坂博
同	秋田鉱業時報社	泉谷兵吉
同	秋田図書館長	井上幸次郎
同	秋田市助役	佐藤儀助
同	学務課長	梅津正雄
同	能代市助役	豊沢勇治
同	県町村会事務局長	鎌田徳治
同	県連合婦人会長	児玉ウメ
同		和崎ハル
同		神谷勇三
同		小野襄
同		伊藤俊蔵
同		佐々木三治郎
同		佐藤長左衛門

評議員　進藤彦松
同　児玉忠
同　小島好治
同　渡辺末治
同　柳谷直仕吉
同　北島一
幹事　県議会議員　佐藤善治郎
同　鎌田基吉
同　北島一
同　田村重俊
（順不同）

4　佐藤信淵大人顕彰会記録メモ（7月18日）

(1)　事務局庶務部に左の氏名を追加委嘱した。
山崎真一郎、竹内栄治郎（指導課）、草薙礼二（社教課）、相沢金次郎（地方課）
工藤県蔵（広報課）、小国淳一（町村長会）

(2)　午前10時より左記の出席を求めて促進についての協議を行う。

○各部事務所長、○教育委員会出張所長、○町村会事務局長、田口副会長、事務局庶務部員

(3) 今後の処置

① 各部にては地方事務所長を中心とし大様左記の顔ぶれをもって組織する実施委員会を結成されたい。

○地方事務所長、○出張所長、○町村会事務局長、○青年会連合会長、○婦人会連合会長、○PTA連合会長、以上のほか郡内に基礎をもつ文化団体ある場合はその者も参加願うほうがいい。

② 右委員会においては郡の自主的な宣伝啓蒙並びに募金の方法を協議されたい。

③ 本部においては既存報道機関と連絡して啓蒙宣伝の方途を講ずる。

④ 募金の方法は左の通りとしたい。

○締切りを8月末日とする。

○既に配布済みの寄付袋を利用していただく。

○PTAの動いている感情をやわらげつつ、町村長が主体となり、協力各種団体が活動体として町村民を納得していただく。

⑤ この期間中に文庫の設計に取りかかり、9月初旬より校時の実施ができるように準備する。閲覧室は一五坪となっているが、八畳間位の日本間を附置するように変更してはどうかと思う。また、文庫は彌高文庫となることを予想している点をも皆から了解してもらってはどうかと思う。

(4) 式典及び書庫竣工式は11月3日文化の日と一応決めておきたい。

(5) 寄付金は一様各戸より願うことが常歩であるが会社、事業家、有志などで大口の寄付も予定されるが、これは一切本部で取り扱わずすべて郡単位で計画実施を取ってもらいたい。
また、目標額は〔戸数〕×二〇円×〇・六 の線としたい。
東京方面からの分は飯塚代議士が取り扱う了諾を得てある。
佐藤信淵大人ゆかりの県にも書面で願うことも考えられる。

5 大口寄付途中経過メモ

二〇、〇〇〇円口　秋田県学校購買連合会（組合長高瀬忠広）　柳原忠次郎
一〇、〇〇〇円口　日本石油会社
秋田県土木建築協会
東北肥料株式会社
東北振興パルプ株式会社秋田工場
帝国石油株式会社秋田鉱業所
東北配電株式会社秋田支店
秋田県銀行協会
五、〇〇〇円口　秋田県酒造協会
秋田県教育楽器販売株式会社

酢屋政五郎
種田徳太郎
木原清
香川貫一
菅野義三
秋田銀行（最上義廣）
野口周治郎
長濱谷重廣

秋田県製材林産組合連合会
日本銀行秋田支店
日本勧業銀行秋田支店
株式会社秋田銀行
秋田県生命保険協会
秋田県衣料品小売商業協同組合連合会
秋田県繊維雑貨株式会社

三、〇〇〇円以下

日本発送電株式会社秋田開閉所
東北配電株式会社秋田営業所
帝国酸素株式会社秋田支社
日本石油運送株式会社秋田出張所
昭和石油秋田出張所
日本通運株式会社秋田支店
秋田中央貨物自動車株式会社
秋田協同印刷株式会社
那波合資会社秋津活版印刷所
秋田中央印刷株式会社
共栄運輸・共和紙業株式会社

相澤治一郎
今井捷平
鈴木恭助
最上義廣
林琴三郎
辻兵太郎
辻兵太郎
星野林治
田中茂左衛門
伊東恒太郎
山田武義
西野三郎
中崎三郎
新田義一
柳原三郎
那波繁治郎
村山多七郎
横山吉蔵

株式会社三和銀行秋田支社　西野忠男
株式会社富士銀行秋田支社　平野弥三郎
株式会社羽後銀行秋田支社　渡邊勇
秋田無尽株式会社　片野重修
有限会社秋田公益信用組合　塚本万五郎
大和證券株式会社秋田支店　橋本新吾
羽後産業株式会社　福原定吉
東京海上火災保険株式会社秋田支店　上原健
同和火災海上保険株式会社秋田支店　長山三郎
日本火災海上保険株式会社秋田支店　永井傳
日産火災海上保険株式会社秋田支店　岡誠
安田火災海上保険株式会社秋田支店　宗田三郎
日動火災海上保険株式会社秋田支店　内崎庸次郎
千代田火災海上保険株式会社秋田支店　鈴木松太郎
共栄火災海上相互会社秋田支社　浅井政治
富士火災海上保険株式会社秋田第一支部　阿部末吉
秋田大映映画劇場　小川善之助
秋田東宝映画劇場　村山多七郎

秋田松竹座　川村平八郎
株式会社秋田セントラル劇場　村山多七郎
株式会社中央劇場　村山多七郎
秋田旭館　傳野勝太郎
北東商事株式会社秋田支社　長谷川良雄
秋田県食料雑貨商業協同組合連合会　三浦傳六
秋田県菓子商業協同組合連合会　後藤一次郎
秋田酒造業協同組合　野口周治郎
秋田県砂糖卸荷受商業協同組合　三浦千代松
秋田県油脂商業協同組合　三浦千代松
秋田県パン商工業会協同組合　加賀谷家三郎
秋田衣料品小売商業協同組合　川口傳助
秋田県家具建具商業協同組合　京野孝之助
合名会社河周商店　河村周吉
野崎産業株式会社秋田支店　岸吉也
明治商事株式会社秋田出張所　荒木一
森永食料工業株式会社秋田支店　大槻忠二
青井陶磁器株式会社　青井順亮

一、〇〇〇円口

株式会社三田商店秋田支店	晴山麓郎
山下商事株式会社	山下又三郎
秋田県燃料株式会社	蓼沼銀治郎
秋田合同タクシー株式会社	髙橋国蔵
秋田県貨物自動車協会	大内要
秋田活版印刷株式会社	佐々木由治郎
大木印刷所	大木加根助
太陽印刷株式会社	□藤憲三
三戸印刷所	三戸伍郎
大阪住友火災保険株式会社秋田営業所	中野正夫
大東京火災保険株式会社秋田出張所	北山繁
大正火災保険株式会社秋田出張所	松原稔
日新火災保険株式会社秋田営業所	田ノ□行次
興亜海上運送株式会社秋田出張所	藤井祐四郎
大成火災海上株式会社秋田営業所	山田軍蔵
三善産業株式会社	小泉精邇
三洋商会株式会社秋田出張所	佐藤房吉
秋田食料品雑貨商業協同組合	三浦傳六

秋田県佃煮工業協同組合
秋田県水産物行商業協同組合
秋田県豆腐商業協同組合
秋田県冷凍菓工業会協同組合
秋田県清涼飲料水商業会協同組合
秋田ゴム履物商業会協同組合
秋田運送株式会社
東部瓦斯株式会社秋田事業所
日本鉱業株式会社船川製油所
日本鉱業株式会社秋田出張所
木ノ内雑貨店
亜鉛鉱業（茨島）
東北製油（土崎）
医師会秋田県薬業協同組合
フンニュウ組合
秋田県農業協同組合
秋田県林業会

金子力蔵
朝倉三治
小沢徳治
西村末治
藤田民治
山下善助

6　収支予算メモ（※これは役員会で報告されるべく内訳が記録されていたものである。）

収入の部

一金　壹百六拾八萬五阡円也　　県内各郡市有志寄付

支出の部

一金　壹百貳拾貳萬五阡円也　　文庫建設費

文庫コンクリート二〇坪、付属建物一五坪

一金　拾八萬円也　　記念式典費

内訳　三五、〇〇〇　式典費（神饌八、七〇〇、雇人三五、〇〇〇、雑費一、三〇〇）

一〇五、〇〇〇　直会費（一人三〇〇×三五〇人）

五、〇〇〇　式典雑費（直会会場費他）

四五、〇〇〇　記念品費（扇一本四〇×五〇〇、式典参列者各町村他）

一金　三萬円也　　講演会費

内訳　講演講師謝礼、旅費、宿泊、会場費他

一金　壹萬五阡円也　　展示会費

内訳　会場、出品損料、雇人料他

一金　拾八萬五阡円也　　募集費

内訳　一〇〇、〇〇〇　寄付袋

　　五〇、〇〇〇　会議費　会場費、出席者旅費他

　　五、〇〇〇　趣意書印刷代（二〇〇部）

　　三、〇〇〇　旅費、督励他出張旅費

　　四、五〇〇　通信運搬費

　　三、五〇〇　雑費

一金　四萬五阡円也　事務費

　内訳　三〇、〇〇〇　宣伝費（ポスター三五枚六、〇〇〇、看板七枚五、〇〇〇、新聞広告費三〇、〇〇〇）

　　二、〇〇〇　事務諸費

一金　五阡円也　雑費

合計　壹百六拾八萬五阡円也　差引残なし

7　百年祭記念行事日程

11月3日午前10時　百年祭式典　於　公園彌高神社

　神職十人（田村、佐々木、伊藤、大槻、橋本、斎藤、館岡、金山、田村）

午後0時　同　直会　於　秋田和洋女子高等学校

午後2時　記念講演会　於　秋田魁講堂

講師　札幌短期大学長代理・北大名誉教授　中島　九郎農学博士
講師　元図書館長　小野　褒氏
11月1～3日自9時至5時　記念展示会　於　秋田図書館

七　秋田経済法科大学の建学の精神としての「佐藤信淵大人」

秋田経済法科大学に「信淵研究会」がある。また、大学の沿革史に昭和32年12月秋田短期大学『論叢』を創刊し、「建学の精神を佐藤信淵翁に求める」とある。さらに、昭和35年3月「信淵研究」創刊とある。どんな関係があるのか、その間の事情を知る手がかりに「信淵研究」（一九七〇）第12号に秋田経済大学信淵研究会学生部会会長　藤野博明氏の一文がある。

本学の創立者、私学教育会の最長老日本大学会頭、本学理事長の古田重二良先生は、こう考えておられる。日本教育の設備は一流である。しかし、設備より、まず精神的支柱の確立こそ急務である。これが確立すると教育が非常にやりよくなると思う。今日では憲法もあるし、その他の法律もあるし、それでいいじゃないかというふうに言われればそうだけど、しかし、憲法にも両論があって統一されておらぬし、教育基本法なんかの解釈もまちまちで、意見も対立している。そういうところから、若い学徒になにかしらピンとこない。そこで、なにか精神的な支柱といったようなもの

を求める。ある日、先生は、東京毎日新聞社賓として操觚界（そうこかい…文筆業の世界）の重鎮であった徳富蘇峰翁を訪ねられた。

古田　早速でございますけれども、私どもは秋田県に短期大学を作りました。商経科がもとで、それに家政科と附属高等学校があって、生徒は今は二、五〇〇人ばかりおります。これは一昨年作ったのでございますけれども、大学基準法とか、私立学校法とか、そういうものに基づいて作ったのでございますけれども、それだけではどうも何となくより所がないような気がします。すなわち私学の特色なる指導精神指導理念が、はっきり出てこないような気がします。そこで、先生が今お書きになっている関西の新島襄先生、早稲田の大隈侯、慶應の福沢諭吉先生、あういったような学校創立上の偉い人の精神が基になって、私学は打ち立てられています。私学は大体において歴史的にそうなっております。

そういう観点から、私どもが秋田の短期大学を作りまして、どうも物足りないし、今の青年の魂のより所がないような感じがしまして、制度的面だけではだめだと思っておりました。

たまたま秋田は佐藤信淵先生のお生まれになったところであります。その短期大学が商経科をもっておりますが、佐藤先生は経済にも関係がある以上、佐藤信淵先生をこの短期大学の精神源と考え、この大学発祥の祖師としたらどういうものかという気持ちをもちまして、いろいろ人に話を聞いてみたのでございますけれどもピンときませんでした。それで実は先生にお伺いしようと、伺ったわけでございます。そういうことで何か一つお話を承れば大変ありがたいと思っておるのでございま

す。

蘇峰翁

それは佐藤信淵先生でいいじゃないですか。私は佐藤先生は江戸幕府三百年の歴史では、日本有数の人物だろうと思いますがね。先生のことは、私は「近世日本国民史」にずいぶん書いております。もう大昔だから忘れてしまったけれど、本の中ではよほど詳しく書いてあるんですよ。私はもう十代から佐藤信淵先生のことは知っておりました。それは農業方面のことですね。例えば、「土性弁」などといった土地の使用について、いろいろ詳しく書かれたのですね。この土をどう使用するかなどと…。それから草木のことについても、いろいろのことを書かれたことがある。そういうことを、実は子供のときに読んだんです。それからだんだんあの人の経倫の方を、年をとって読んできたんですね。すなわち日本が進んで大陸に押し出して、そうしてそこにちゃんと文化的の設備をしていくことを、すっかりそういう経倫を書いておられるんですね。そこらの本をずっと読んで来ましたですね。

私が思うのに、佐藤信淵先生と対比するものは、山鹿素行先生だろう。山鹿素行先生は、兵法家という方面からこられた。佐藤先生は経済学のほうからやってこられたですね。昔の経済学というものは、本当の経倫であって、ただ金を儲けた損をしたということではなくて、言わば廃品回収利用更生ですね。あらゆる天地の万物を、人間の福祉のために用いる方法を教えておるのですね。それが国家社会の改善まで行ったのですね、議論はずいぶん荒っぽいところもあるけれども、それはまず非常に組織だっている。ちゃんと筋が通っている。ただ悲憤慷慨というのじゃない。行い常あ

りで、佐藤先生の議論は、行えば行い得ることを教えてきたのですね。ただあまり急過ぎたものですから、山師と思われた。山師といわれる理由もある。鉱山のことまでやっておる。あらゆることを考えた人です。山鹿先生は戦の方法から考えを立てて、それから天下国家に及んだのですね。佐藤先生は富国の方からやられた。佐藤先生はあまりに思想が大きかったために、それが禍いして、自分はさほど世の中に用いられなかったけれども、あの人の言ったことが諸方の大名を刺激して、薩摩あたりの殿様や何かは確かに佐藤信淵先生から刺激されたものと、私は思っております。至る所でそうなっておる。たしか後に千葉の方になにされたんですね。

また、二宮先生とはちょっと幅が違いますね。二宮先生は言うてみれば立派な理想的な大村長ですね。その方では偉い人です。けれども佐藤先生は、今生きてたら、世界的経倫を立てる人です。多分、今生きておられたら、原子力のことや何かの研究をやって、これを世界平和のために利用するなどということは、外人説をまたず、おそらくは佐藤先生の意見じゃないかと思うのですね。非常に頭が鋭い、そうして大きい人ですね。言うてみれば、日本の誇りです。あの人は…。東北人の誇りといってもいいです。観念的に大義名分とか、王覇両弁とか、いろいろの思想上の議論はあったですね。しかし、それを実行の上でどうするかということについては、学者もたくさんおったけれども、そういう人は少ないです。その少ない最も偉い人が佐藤信淵ですね。体あり、用ありで、ちゃんと方法手段まで考えた人ですね…。あの人は…。今の青年の諸君があいう人を手本としていけば、一ぺん戦に負けたぐらいのことはなんでもないことになる。

世界経世の先覚者、郷土の偉人佐藤信淵先生、こうして我が秋田経済大学建学の精神となって、本学の精神的支柱が確立したのである。

なお、昭和28年（一九五三）4月秋田短期大学が開学、昭和39年（一九六四）秋田経済大学と改称、昭和58年（一九八三）秋田経済法科大学と改称して現在に至るが、「信淵研究会」は脈々と継承されている。

佐藤信淵大人肖像大幅（塚本哲三画伯 筆）

ちなみに、「佐藤信淵大人肖像大幅」（日展所属塚本哲三画伯筆）が昭和45年5月2日秋田経済大学創立者理事長古田重二郎氏より彌高神社に奉献されたことを付記しておく。

彌高叢書

第一輯　織瀨夫人伝（平田篤胤夫人）　伊藤　裕著
第二輯　彌高神社史　塩澤　清著
第三輯　佐藤信淵大人の二人名跡　澁谷鐵五郎著
第四輯　考証　佐藤信淵(1)　天火の小球説　川越重昌著
第五輯　考証　佐藤信淵(2)　飢饉の旅路　川越重昌著
第六輯　考証　佐藤信淵(3)　津山藩江戸屋敷　川越重昌著
第七輯　宇和島藩と佐藤信淵　川越重昌編
第八輯　佐藤信淵文献総目録　川越重昌編
第九輯　正八幡母系神女靈女(上)　澁谷鐵五郎著
第十輯　正八幡母系神女靈女(下)　澁谷鐵五郎著